

ほ場整備関係遺跡発掘調査報告書

XV-2

1988

滋賀県教育委員会

財団法人 滋賀県文化財保護協会

ほ場整備関係遺跡発掘調査報告書

XV-2

—— 犬上郡豊郷町四十九院遺跡・甲良町下之郷遺跡 ——

1988

滋賀県教育委員会

財団法人 滋賀県文化財保護協会

序

県下のほ場整備事業に伴う埋蔵文化財の発掘調査については、ほ場整備事業の拡大とともに、その件数も年々増加しているところがあります。こうした状況のもと、調査が工事と並行して円滑に実施できるように鋭意努力しているところです。

先人が残してくれた文化財は、現代を生きる我々のみならず子々孫々に至る貴重な宝でもあります。このような大切な文化遺産を破壊することなく、後世に引き継いでいくためには、広く県民の方々の文化財に対する深い御理解と御協力を得なければなりません。

ここに、昭和62年度に実施しました県営ほ場整備事業に係る発掘調査の結果を取りまとめましたので、御高覧のうえ今後の埋蔵文化財の御理解に役立てていただければ幸いです。

最後に、発掘調査の円滑な実施に御理解と御協力を頂きました地元の方々、並びに関係機関に対して厚く感謝の意を表します。

昭和63年3月

滋賀県教育委員会

教育長 飯田志農夫

例 言

1. 本書は、昭和62年度県営ほ場整備事業に伴う犬上郡豊郷町四十九院遺跡、同郡甲良町下之郷遺跡の発掘調査報告書で、昭和62年度に発掘調査および整理調査を行ったものである。
2. 本調査は、滋賀県農林部からの依頼により、滋賀県教育委員会を調査主体とし、財団法人滋賀県文化財保護協会を調査機関として実施した。
3. 発掘調査にあたっては、豊郷町教育委員会、甲良町教育委員会の協力を得た。
4. 本書で使用した方位は磁針方位に基づき、高さについては東京湾の平均海面を基準としている。
5. 本事業の事務局は次のとおりである。

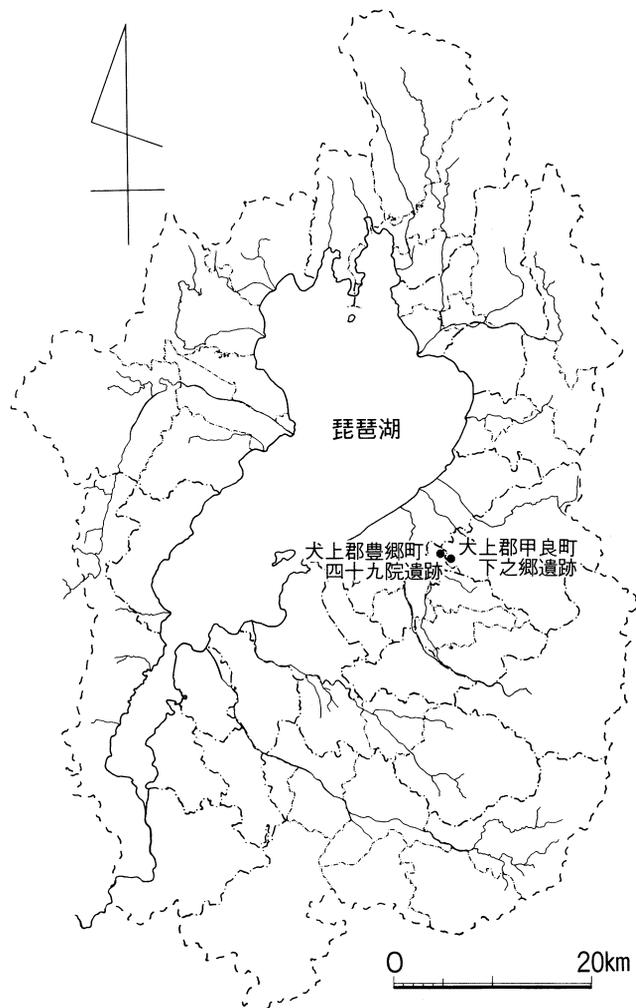
滋賀県教育委員会

文化財保護課長	服部 正
課長補佐	田口宇一郎
埋蔵文化財係長	林 博通
埋蔵文化財係技師	木戸雅寿
管理係主任主事	山出 隆

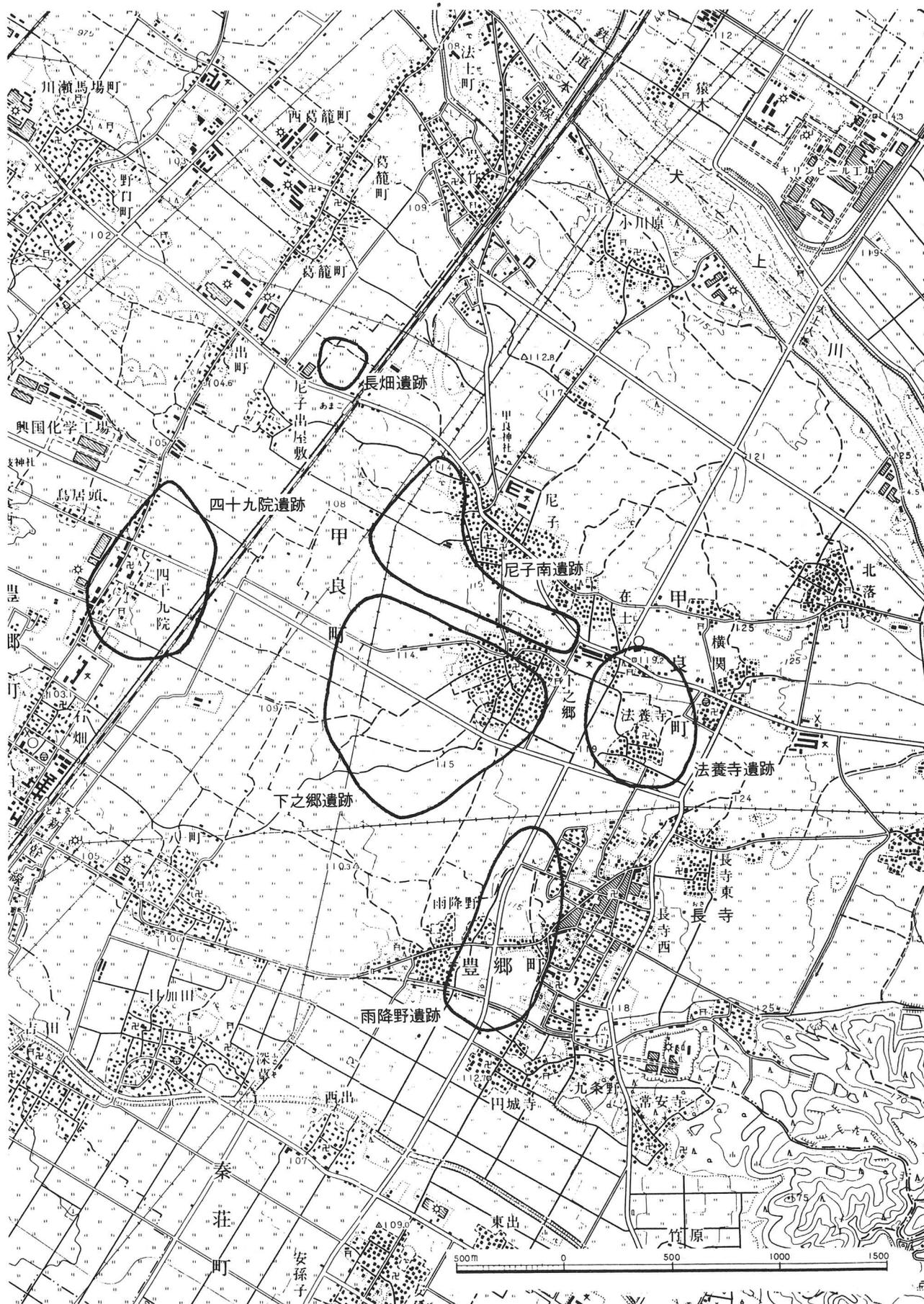
財団法人滋賀県文化財保護協会

理事長	吉崎貞一
事務局長	中島良一
埋蔵文化財課長	近藤 滋
調査三係長	兼康保明
調査三係技師	大崎哲人
総務課長	山下 弘
総務課主事	西田博之
総務課嘱託	中谷サカエ

6. 本書の執筆・編集は、調査担当者の大崎哲人がおこなった。
7. 出土遺物や写真・図面については滋賀県教育委員会で保管している。



第1図 遺跡位置図



第2図 周辺遺跡分布図

目 次

第1章. 犬上郡豊郷町四十九院遺跡

1. はじめに	1
2. 遺跡の位置と環境	1
3. 調査の経過	2
4. 調査の結果	3
1. 層位	
2. 遺構	
3. 遺物	
4. 小結	
5. ま と め	33

第2章. 犬上郡甲良町下之郷遺跡

1. はじめに	37
2. 遺跡の位置と環境	37
3. 調査の経過	39
4. 調査の結果	39
1. 層位	
2. 遺構	
3. 遺物	
4. 小結	
5. ま と め	83

挿 図 目 次

- 第1図 遺跡位置図
- 第2図 周辺遺跡分布図

第1章. 犬上郡豊郷町四十九院遺跡

第1図	四十九院遺跡トレンチ配置図	2
第2図	四十九院遺跡遺構実測図(1)	4
第3図	四十九院遺跡第7トレンチ遺構全体図	5
第4図	四十九院遺跡遺構実測図(2)	7
第5図	四十九院遺跡遺構実測図(3)	8
第6図	四十九院遺跡第8トレンチ遺構全体図	9
第7図	四十九院遺跡遺構実測図(4)	11
第8図	四十九院遺跡第9トレンチ遺構全体図	13
第9図	四十九院遺跡遺構実測図(5)	14
第10図	四十九院遺跡第10・11・12トレンチ遺構全体図	15
第11図	四十九院遺跡第13トレンチ遺構全体図	17
第12図	四十九院遺跡第14トレンチ遺構全体図	19
第13図	四十九院遺跡遺構実測図(6)	21
第14図	四十九院遺跡遺構実測図(7)	22
第15図	四十九院遺跡第15トレンチ遺構全体図	23
第16図	四十九院遺跡遺構実測図(8)	25
第17図	四十九院遺跡遺構実測図(9)	26
第18図	四十九院遺跡遺構実測図(10)	27
第19図	四十九院遺跡出土遺物実測図	29

第2章. 犬上郡甲良町下之郷遺跡

第1図	下之郷遺跡トレンチ配置図	38
第2図	下之郷遺跡第21トレンチ配置図	41
第3図	下之郷遺跡遺構実測図(1)	43
第4図	下之郷遺跡遺構実測図(2)	44
第5図	下之郷遺跡遺構実測図(3)	45

第6図	下之郷遺跡遺構実測図(4).....	46
第7図	下之郷遺跡遺構実測図(5).....	47
第8図	下之郷遺跡遺構実測図(6).....	48
第9図	下之郷遺跡竪穴住居カマド実測図(1).....	49
第10図	下之郷遺跡竪穴住居カマド実測図(2).....	50
第11図	下之郷遺跡遺構実測図(7).....	51
第12図	下之郷遺跡遺構実測図(8).....	52
第13図	下之郷遺跡遺構実測図(9).....	53
第14図	下之郷遺跡遺構実測図(10).....	54
第15図	下之郷遺跡遺構実測図(11).....	55
第16図	下之郷遺跡遺構実測図(12).....	56
第17図	下之郷遺跡第22トレンチ遺構全体図.....	57
第18図	下之郷遺跡遺構実測図(13).....	59
第19図	下之郷遺跡第23トレンチ遺構全体図.....	61
第20図	下之郷遺跡第24トレンチ遺構全体図.....	63
第21図	下之郷遺跡遺構実測図(14).....	65
第22図	下之郷遺跡遺構実測図(15).....	66
第23図	下之郷遺跡出土遺物実測図(1).....	68
第24図	下之郷遺跡出土遺物実測図(2).....	69
第25図	下之郷遺跡出土遺物実測図(3).....	70
第26図	下之郷遺跡出土遺物実測図(4).....	73
第27図	下之郷遺跡出土遺物実測図(5).....	74
第28図	下之郷遺跡出土遺物実測図(6).....	75
第29図	下之郷遺跡出土遺物実測図(7).....	76
第30図	下之郷遺跡出土遺物実測図(8).....	78
第31図	下之郷遺跡出土遺物実測図(9).....	79

図 版 目 次

図版 1	四十九院遺跡・下之郷遺跡航空写真
図版 2	(上) 四十九院遺跡 調査前状況 (西より) (下) 四十九院遺跡 作業状況 (第7トレンチ)
図版 3	(上) 四十九院遺跡 第7トレンチ 全景 (西より) (下) 四十九院遺跡 第7トレンチ 全景 (東より)

- 図版 4 (上) 四十九院遺跡 第7トレンチ 掘立柱建物SB12 (西より)
(下) 四十九院遺跡 第7トレンチ 掘立柱建物SB12 (東より)
- 図版 5 (上) 四十九院遺跡 第7トレンチ 掘立柱建物SB13 (北より)
(下) 四十九院遺跡 第7トレンチ 竪穴住居SH08 (東より)
- 図版 6 (上) 四十九院遺跡 第8トレンチ 全景 (北より)
(下) 四十九院遺跡 第8トレンチ 全景 (南より)
- 図版 7 (上) 四十九院遺跡 第8トレンチ 掘立柱建物SB14 (東より)
(下) 四十九院遺跡 第8トレンチ 土坑SK06 (西より)
- 図版 8 (上) 四十九院遺跡 第9トレンチ 全景 (東より)
(下) 四十九院遺跡 第9トレンチ 西半部 (北より)
- 図版 9 (上) 四十九院遺跡 第10トレンチ 全景 (東より)
(下) 四十九院遺跡 第11トレンチ 全景 (東より)
- 図版10 (上) 四十九院遺跡 第12トレンチ 全景 (西より)
(下) 四十九院遺跡 第12トレンチ 畦畔状遺構 (南より)
- 図版11 (上) 四十九院遺跡 第13トレンチ 南半部SK08周辺 (南より)
(下) 四十九院遺跡 第13トレンチ 北半部 (南より)
- 図版12 (上) 四十九院遺跡 第13トレンチ 掘立柱建物SB17 (北より)
(下) 四十九院遺跡 第13トレンチ 溝SD20 (東より)
- 図版13 (上) 四十九院遺跡 第14トレンチ 全景 (北より)
(下) 四十九院遺跡 第14トレンチ 北半部 (東より)
- 図版14 (上) 四十九院遺跡 第14トレンチ 掘立柱建物SB20 (西より)
(下) 四十九院遺跡 第14トレンチ 掘立柱建物SB21 (南より)
- 図版15 (上) 四十九院遺跡 第15トレンチ 全景 (南より)
(下) 四十九院遺跡 第15トレンチ 全景 (北より)
- 図版16 (上) 四十九院遺跡 第15トレンチ 掘立柱建物SB22 (南より)
(下) 四十九院遺跡 第15トレンチ 掘立柱建物SB22 (北より)
- 図版17 (上) 四十九院遺跡 第15トレンチ 溝SD03 (北より)
(下) 四十九院遺跡 第15トレンチ 溝SD03埋土堆積状況
- 図版18 四十九院遺跡 出土遺物
- 図版19 (上) 下之郷遺跡 調査前状況 (東より)
(下) 下之郷遺跡 表土除去状況 (第21トレンチ)
- 図版20 (上) 下之郷遺跡 作業状況(1) (第21トレンチ)
(下) 下之郷遺跡 作業状況(2) (第21トレンチ)
- 図版21 (上) 下之郷遺跡 第21トレンチ 全景 (西より)
(下) 下之郷遺跡 第21トレンチ 全景 (北東より)
- 図版22 (上) 下之郷遺跡 第21トレンチ 竪穴住居SH60 (より())
(下) 下之郷遺跡 第21トレンチ 竪穴住居SH60 (東より)

- 図版23 (上) 下之郷遺跡 第21トレンチ 竪穴住居SH60北側カマド
(下) 下之郷遺跡 第21トレンチ 竪穴住居SH60南側カマド
- 図版24 (上) 下之郷遺跡 第21トレンチ 竪穴住居SH62(南より)
(下) 下之郷遺跡 第21トレンチ 竪穴住居SH62カマド
- 図版25 (上) 下之郷遺跡 第21トレンチ 竪穴住居SH65(西より)
(下) 下之郷遺跡 第21トレンチ 竪穴住居SH65カマド
- 図版26 (上) 下之郷遺跡 第21トレンチ 竪穴住居SH66(北より)
(下) 下之郷遺跡 第21トレンチ 竪穴住居SH66カマド
- 図版27 (上) 下之郷遺跡 第21トレンチ 竪穴住居SH66・67(西より)
(下) 下之郷遺跡 第21トレンチ 竪穴住居SH67(北より)
- 図版28 (上) 下之郷遺跡 第21トレンチ 竪穴住居SH68カマド
(下) 下之郷遺跡 第21トレンチ 竪穴住居SH70(西より)
- 図版29 (上) 下之郷遺跡 第21トレンチ 掘立柱建物SH28(北より)
(下) 下之郷遺跡 第21トレンチ 掘立柱建物SB29(南より)
- 図版30 (上) 下之郷遺跡 第21トレンチ 溝SD17(北より)
(下) 下之郷遺跡 第21トレンチ 溝SD17(南より)
- 図版31 (上) 下之郷遺跡 第22トレンチ 全景(東より)
(下) 下之郷遺跡 第22トレンチ 全景(西より)
- 図版32 (上) 下之郷遺跡 第22トレンチ 竪穴住居SH74(東より)
(下) 下之郷遺跡 第22トレンチ 竪穴住居SH74(西より)
- 図版33 (上) 下之郷遺跡 第22トレンチ 竪穴住居SH74遺物出土状況(1)
(下) 下之郷遺跡 第22トレンチ 竪穴住居SH74遺物出土状況(2)
- 図版34 (上) 下之郷遺跡 第23トレンチ 全景(東より)
(下) 下之郷遺跡 第23トレンチ 全景(西より)
- 図版35 (上) 下之郷遺跡 作業状況(3)(第23トレンチ)
(下) 下之郷遺跡 第23トレンチ 竪穴住居SH76(東より)
- 図版36 (上) 下之郷遺跡 第23トレンチ 竪穴住居SH76遺物出土状況(1)
(下) 下之郷遺跡 第23トレンチ 竪穴住居SH76遺物出土状況(2)
- 図版37 (上) 下之郷遺跡 第23トレンチ 溝SD19(南より)
(下) 下之郷遺跡 第23トレンチ 溝SD19(西より)
- 図版38 (上) 下之郷遺跡 第24トレンチ 全景(東より)
(下) 下之郷遺跡 第24トレンチ 全景(西より)
- 図版39 (上) 下之郷遺跡 第24トレンチ 竪穴住居SH77(東より)
(下) 下之郷遺跡 第24トレンチ 竪穴住居SH77(西より)
- 図版40 (上) 下之郷遺跡 第24トレンチ 竪穴住居SH77カマド
(下) 下之郷遺跡 第24トレンチ 竪穴住居SH77遺物出土状況

- 図版41 (上) 下之郷遺跡 第24トレンチ 掘立柱建物SB35 (西より)
(下) 下之郷遺跡 第24トレンチ 溝SD21 (東より)
- 図版42 下之郷遺跡 出土遺物(1)
- 図版43 下之郷遺跡 出土遺物(2)
- 図版44 下之郷遺跡 出土遺物(3)
- 図版45 下之郷遺跡 出土遺物(4)

第 1 章. 犬上郡豊郷町四十九院遺跡

1. はじめに

本報告書は、昭和62年度県営ほ場整備事業（豊郷東部地区四十九院第3・4工区）に伴う、犬上郡豊郷町四十九院遺跡の発掘調査の成果をまとめたものである。

四十九院遺跡は、昭和61年度に同地区の県営ほ場整備事業に伴う発掘調査が実施されており、今回行った発掘調査は本遺跡における第2次調査となる。

調査にあたっては、豊郷町四十九院、甲良町下之郷の方々や、関係諸機関の御協力をいただいた。ここに記して感謝の意を表したい。

2. 遺跡の位置と環境

四十九院遺跡は、滋賀県犬上郡豊郷町四十九院地先に所在する。犬上川の形成した沖積扇状地の扇裾部に立地する。遺跡の現状は水田地帯であり、旧東山道と東海道新幹線に挟まれており、阿自岐神社の東側にあたる。

犬上川左岸扇状地上の扇央部および扇端・扇裾部には、7・8世紀代に中心を置く集落遺跡が存在する。豊郷町雨降野遺跡^①、甲良町長畑遺跡^②、尼子南遺跡^③、下之郷遺跡^④、法養寺遺跡^⑤などが確認されており、発掘調査によって明らかにされている各遺跡の動向から、犬上川左岸扇状地の古代における開発過程を辿ることができる。

四十九院遺跡は、昭和61年度に実施された発掘調査によって、7世紀中葉に集落が形成され始めることが明らかになっている^⑥。集落は竪穴住居によって構成されると考えられ、7棟が確認されている。雨降野遺跡、尼子南遺跡、下之郷遺跡、法養寺遺跡においてもこの段階に竪穴住居によって構成される集落が出現するようであり、犬上川左岸扇状地における本格的な開発の開始と捉えられる。竪穴住居は、造り付けのカマドを有しており、平面形態は正方形もしくは長方形を呈するものである。

この地域における竪穴住居から掘立柱建物への移行は、8世紀中葉に掘立柱建物が出現することによって開始され、竪穴住居と掘立柱建物が共存する集落構成が下之郷遺跡、尼子南遺跡、長畑遺跡において確認されている。その後8世紀後葉にいたって掘立柱建物によって構成される集落が形成され、四十九院遺跡においては9世紀初頭に集落構成の転換がなされるようである。11棟の掘立柱建物が確認されており、その主軸方位によって幾つかに分類できるようである。それらのうち、N6°Eに方位をとる5棟は、大型の東西棟を中心としたコ字型の建物配置をとり、豪族の居館とされる長畑遺跡の建物配置に類似し、建物の主軸方位も同じくする。このような大規模集落の出現は、この地域における扇状地開発の安定した進展によるものであるといえる。

ところで、犬上郡においてはN33°Eの方位をとる統一条里が施行されているが、犬上川左岸扇状地上のこの地域においては統一条里は認められず、古地割とされる南北地割が部分的に残存するほか、N27~28°Eの方位をとる方格地割が普及している。四十九院遺跡周辺は犬上郡統一条里と方格地割の境界に立地しており、阡線を統一条里に陌線を方格地割に合わせた菱形地割が認められる。四十九院遺跡においては9世紀代を最後に集落は西へ移動し、それ以降に菱形地割をもって水田化されると考えられている。この施行時期に関しては、確認されているN33°Eの方位に規制された道路状遺構の年代から13世紀代とされ、平安時代後期にいたって四十九院周辺の計画的な水田化が開始され、今日認められる水田地割に至るものと考えられている^⑦。

3. 調査の経過

今回行った発掘調査は、県営ほ場整備事業豊郷東部地区第3・4工区工事に伴うものである。工事対象地は、前年度に発掘調査された地域の北側にあたり、それに連続する遺跡の存在が予想された。

そこで、工事に先立って、遺跡の北への広がりや状況を確認し、遺跡保護に供するための資料を得ることを目的として、試掘調査を実施した。試掘調査は2m×3mの試掘坑を設定し、遺跡の有無と深度を確認し、その記録化を図った。この結果をもとに、滋賀県教育委員会、滋賀県農林部耕地課、彦根県事務所土地改良課の三者で協議が行われ、遺跡の保護策が講じられた。そして、工事設計変更によっても現状保存が不可能な箇所を対象に発掘調査を行い遺跡の記録化を図ることとなった。

調査は、切土および水路部分の7箇所を対象とし、第7トレンチから第15トレンチとして実施した^⑧。重機による表土除去の後、人力によって調査を進行し、写真・図面による遺跡の記録化を図った。現地における発掘調査は、昭和62年8月24日より開始し、断続的に昭和62年11月20日まで実施した。さらに、整理調査を昭和63年3月31日まで実施し、本報告書に掲載したごとの成果を得た。



第1図 四十九院遺跡トレンチ配置図

4. 調査の結果

1. 層 位

調査対象地における表土から遺構面にいたるまでの基本的な層位は、第1層が耕作土、第2層が床土、第3層が暗褐色粘質土で、黄褐色粘質土の遺構面に至る。第9トレンチのほかは、表土から遺構面に至るまで約30～50cmを測る。第9トレンチにおいては、床土以下若干の遺物を包含する暗灰褐色粘質土が厚く堆積し、表土から約1.0～1.4mの深さで遺構面に至り、北へ傾斜して下がる。

2. 遺 構

(1) 第7トレンチ

東西約40.3m、南北約19.2mの三角形に設定したトレンチで、前年度の調査範囲に北接し、今回の調査範囲の南西部に位置する。検出した主な遺構は、竪穴住居（SH）1棟、掘立柱建物（SB）2棟、溝（SD）1条、土坑（SK）数基である。

SH08

トレンチ西端部に位置する。東西2.72m以上、南北2.84m以上、深さ0.18mを測る。西傾する主軸をとる。東壁にカマドを有する。燃焼部中央に支柱石を残す。カマドの北側に貯蔵穴と思われる深さ約0.20cmの掘り込みを検出した。柱穴は1基のみ検出した。

SB12

トレンチ東半に位置する。東西4間（5.92m）×南北3間（4.36m）の規模をもつ掘立柱建物で、主軸をおよそN33°Eの方位にとる。柱穴の掘形はほぼ円形で径50～60cm、柱穴は径約25cm、柱間は北辺東西が1.64・1.3・30・1.38・1.60m、南辺東西が1.72・1.38・1.20・1.70m、東辺南北が1.50・1.32・1.30m、西辺南北が1.60・1.32・1.42mを測る。柱穴掘形より、須恵器片が出土している。

SB13

SH08の東側に位置する。東西2間（3.71m）×南北2間（3.85m）の規模をもつ掘立柱建物で、主軸をN19°Wの方位にとる。柱穴の掘形は円形で径54cm～70cm、柱穴は径約28cm、柱間は北辺東西が1.87・1.84m、東辺南北が1.89・1.96mを測る。

SK04

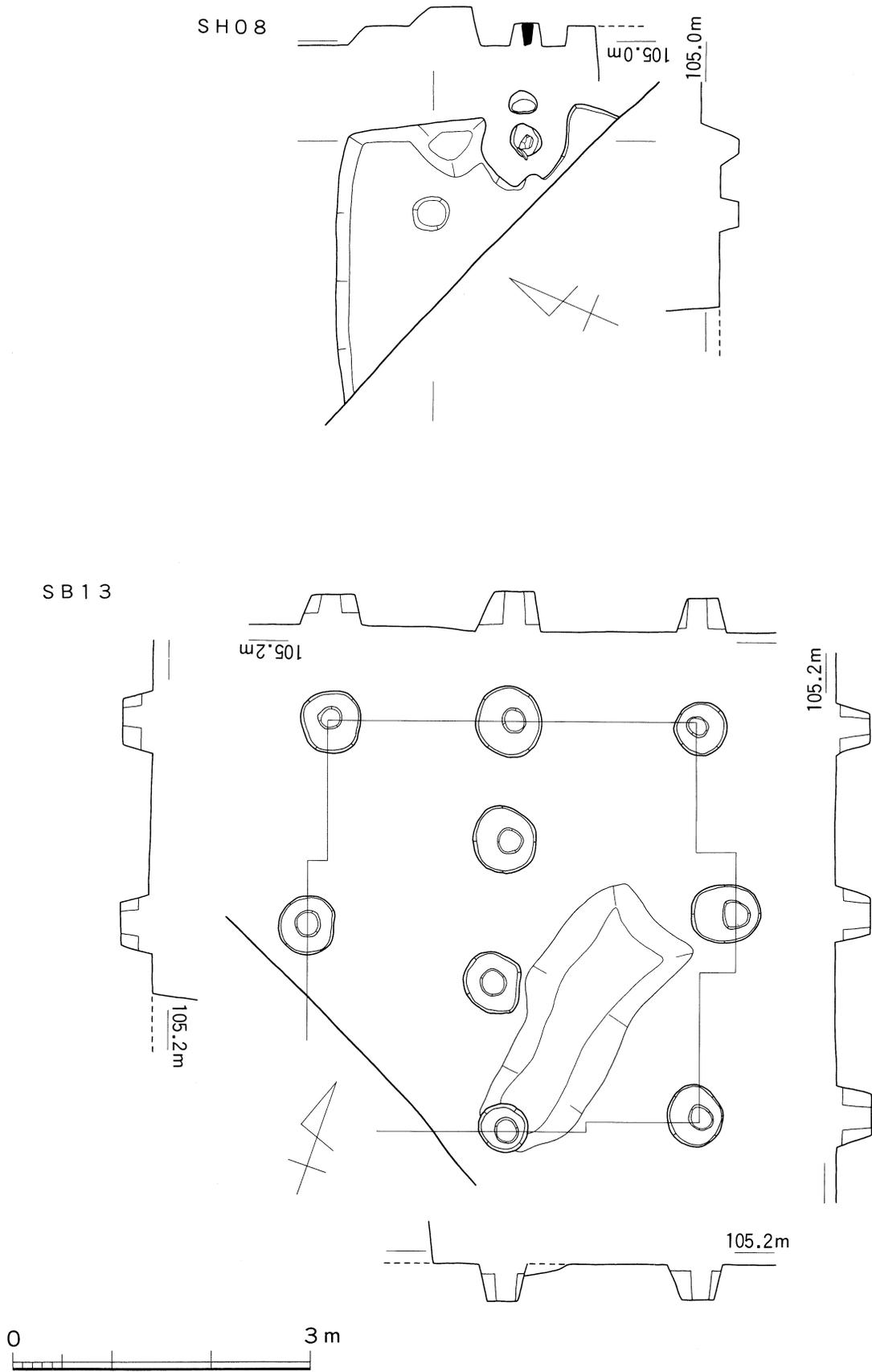
南北1.85m、東西1.50m、深さ約0.50mを測る楕円形の土坑である。埋土は、暗茶褐色土で須恵器杯身・杯蓋を包含する。

SK05

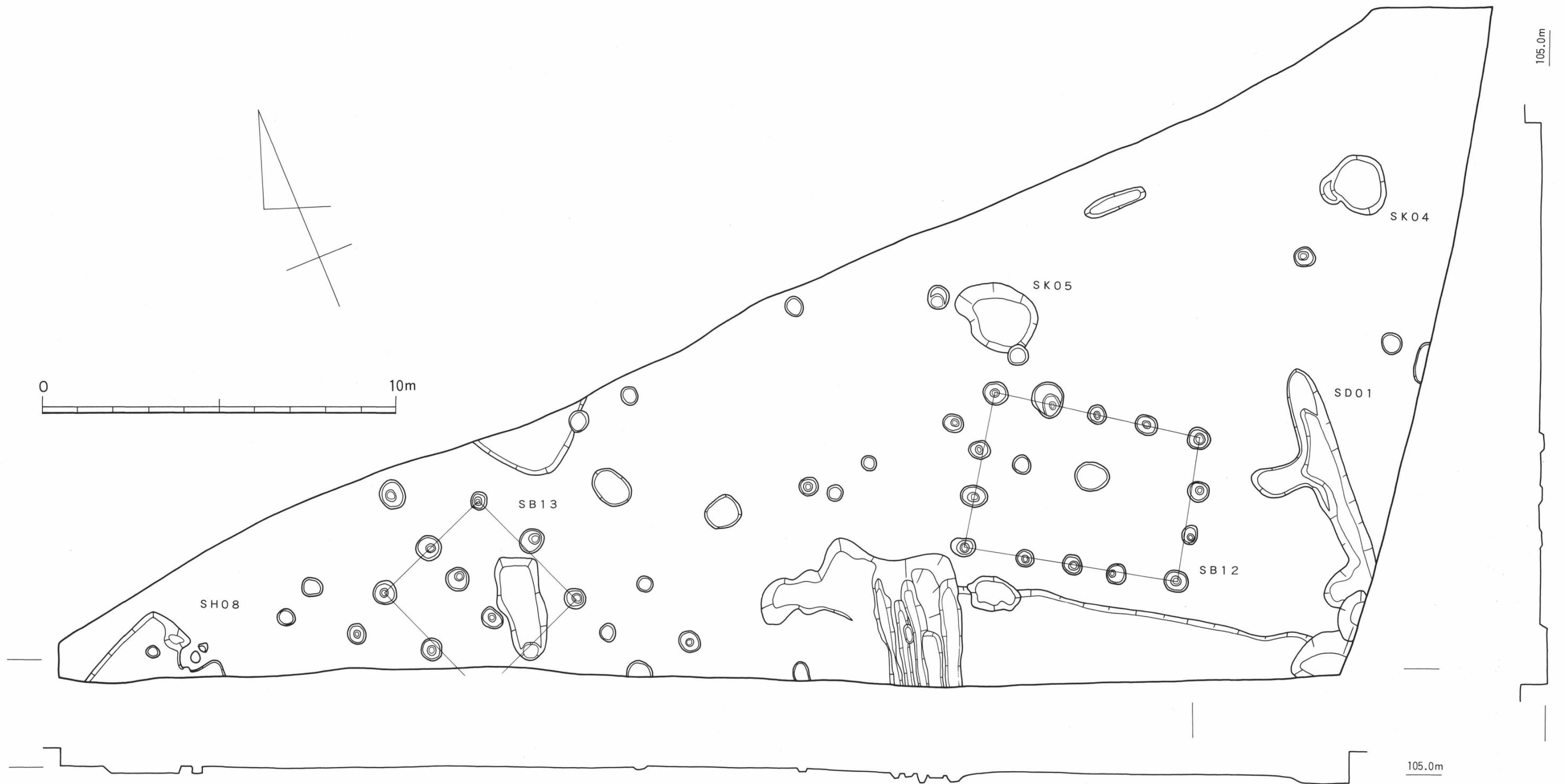
SB12の北に位置する。長径2.44m、短径1.85m、深さ約0.25mを測る楕円形の土坑で、浅い播鉢状を呈する。

SD01

幅約0.80m、深さ約0.23mを測り、主軸をN11°Eの方位をとる溝で、U字状を呈する。埋土は暗褐色粘質土

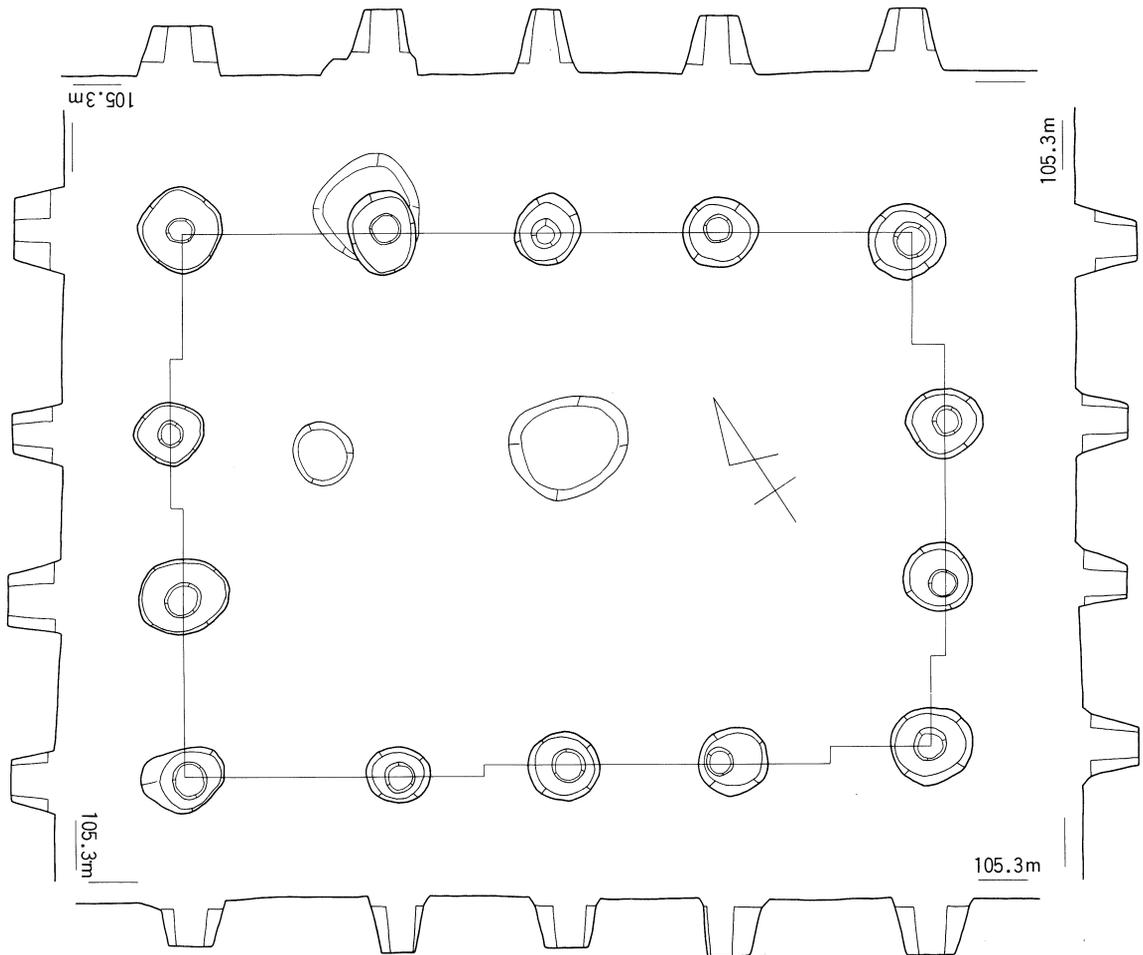


第2図 四十九院遺跡遺構実測図(1)

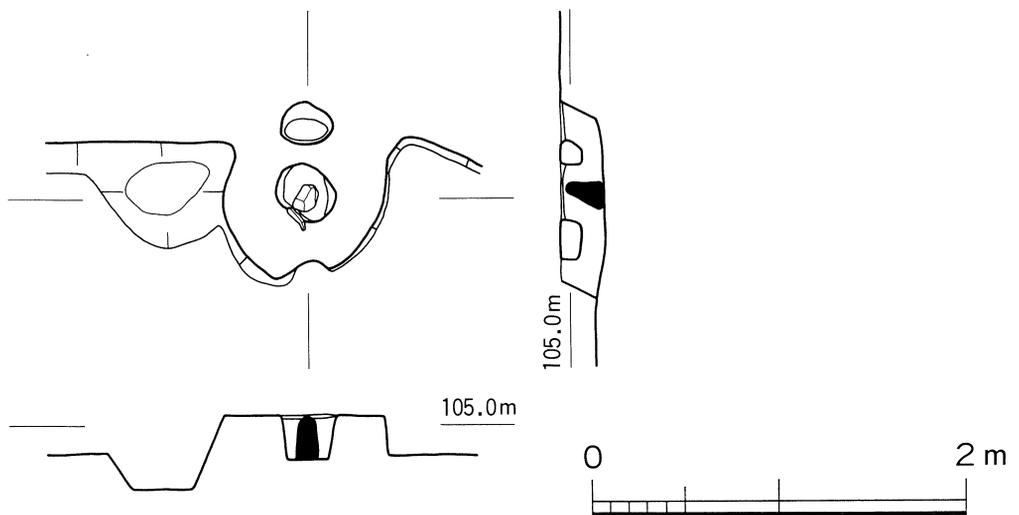


第3図 四十九院遺跡第7トレンチ遺構全体図

SB12



SH08



第4図 四十九院遺跡遺構実測図(2)

で、須恵器片、土師片を包含する。

(2) 第8トレンチ

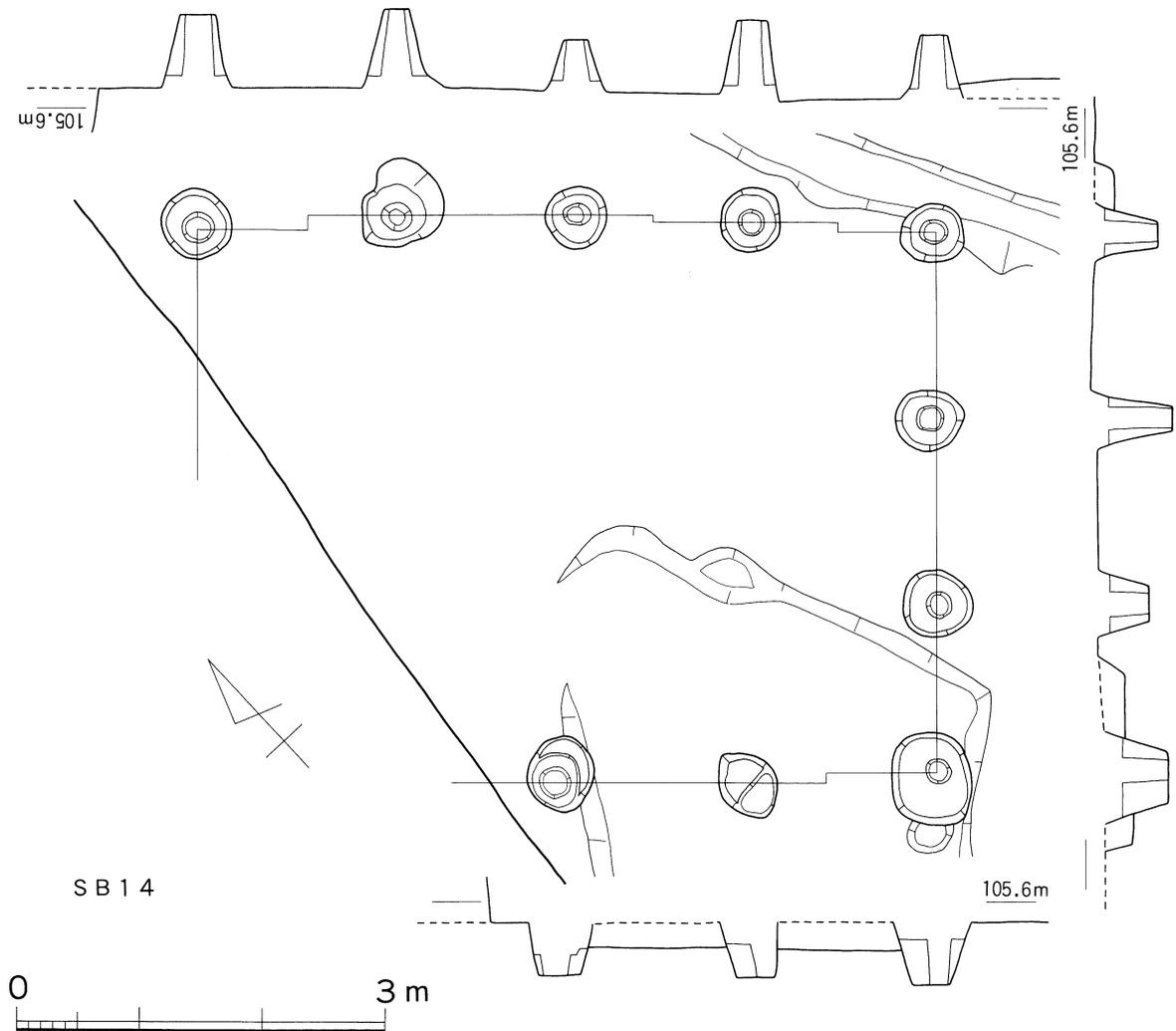
南北16.2m、北辺東西14.1m南辺東西89mの台形に設定したトレンチである。検出した主な遺構は、掘立柱建物3棟、土坑数基、井戸（SE）1基、竪穴住居の基底部かと思われる遺構（SX）2基などである。

SB14

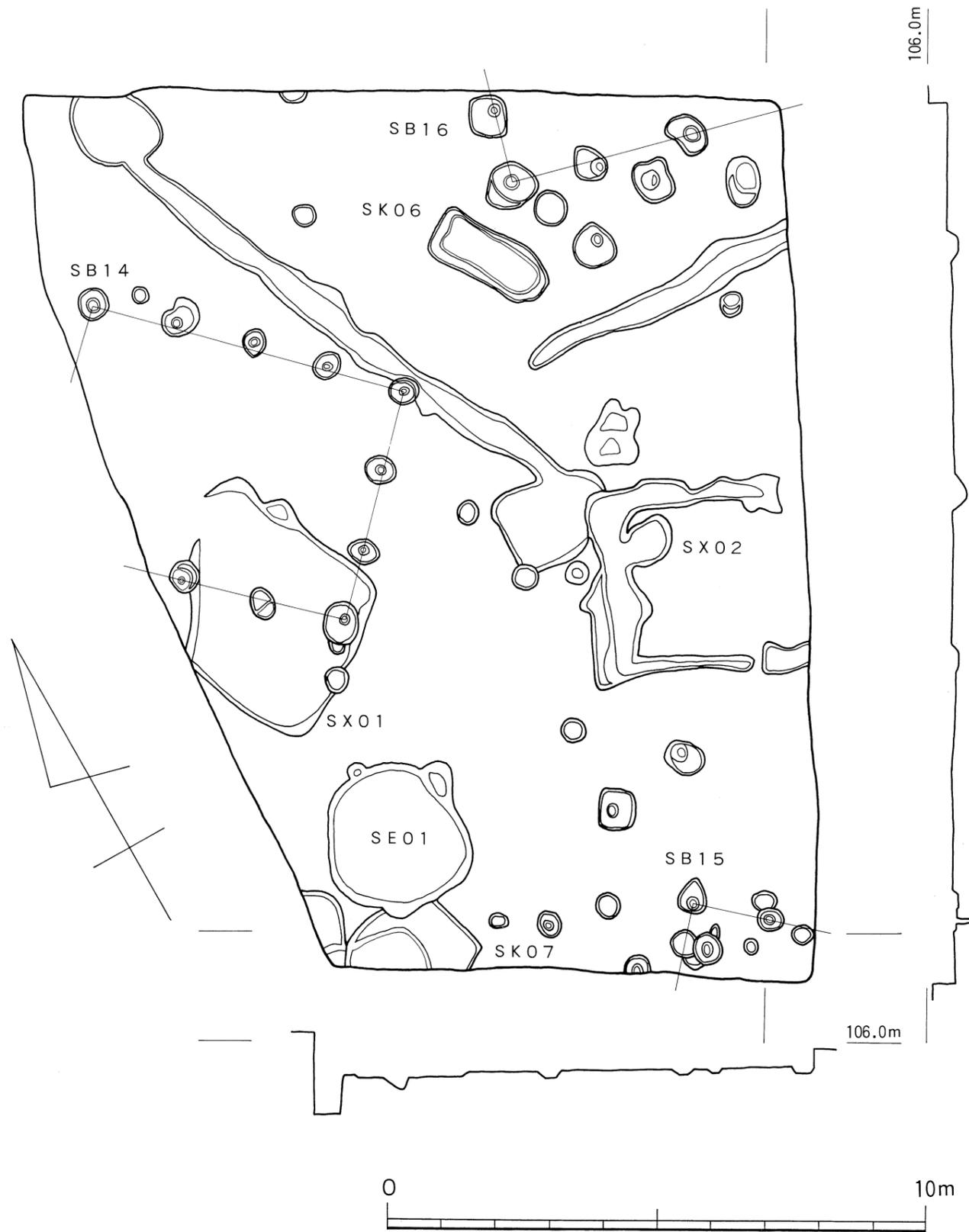
トレンチ西半に位置する。東西4間（5.90m）以上×南北3間（4.34m）の規模をもつ掘立柱建物で、主軸をN43°Eの方位にとる。柱穴の掘形は円形で径45~75cm、柱穴は径約20cm、柱間は北辺東西が1.62・1.34・1.44・1.50m南辺東西が1.66・1.44m、東辺南北が1.50・1.49・1.35mを測る。SX01、東側の浅い南北溝を切り込む。

SB15

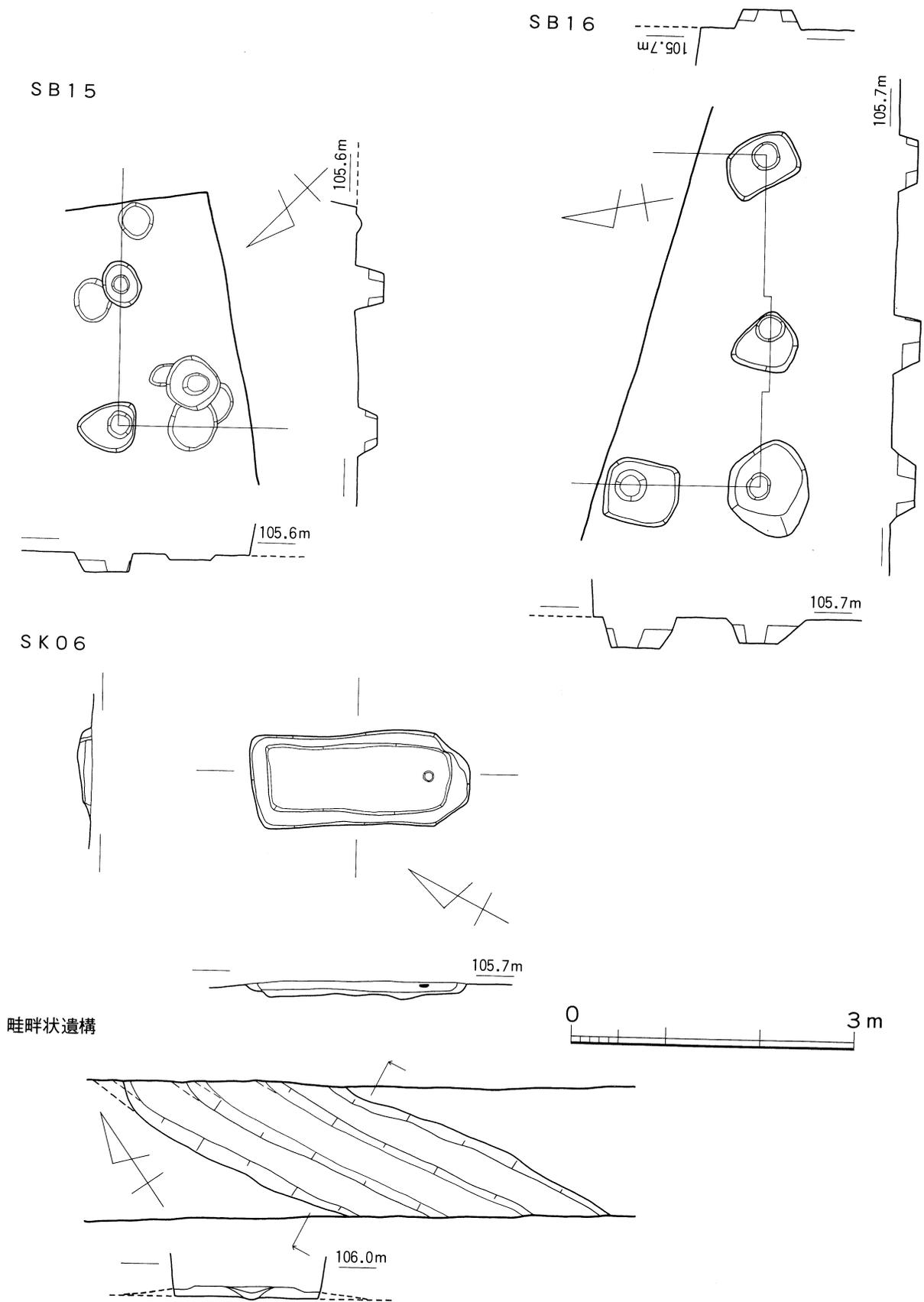
トレンチ南隅に位置する。柱間1.50mで並ぶ2基の柱穴を検出し、主軸をSB14と同じ方位にとる掘立柱建物



第5図 四十九院遺跡遺構実測図(3)



第6図 四十九院遺跡第8トレンチ遺構全体図



第7図 四十九院遺跡遺構実測図(4)

の北西コーナと思われる。柱穴の掘形は円形で径45～55cm、柱穴は径約30cmを測る。

SB16

トレンチ北東隅に位置する。東西2間(3.48m)以上×南北1間(1.40m)以上の規模をもつ掘立柱建物で、主軸をN11°Eの方位にとる。柱穴の掘形は隅丸の方形、もしくは円形で径60～95cm、柱穴は径約30cm、柱間は、南辺東西が1.68・1.80m、西辺南北が1.40mを測る。

SK06

SB16の西に位置する。長辺2.33m、短辺0.96m、深さ約0.12mを測るの長方形の土坑である。埋土の状況より木棺直葬墓と思われるが、棺に伴う板材は東側の側板部分のみが土層断面で確認された。須恵器杯が土坑南端付近から出土している。周溝などの外部施設については検出されなかった。

SK07

トレンチ南西隅に位置する。SE01に切られる土坑で、2段に掘り込まれている。須恵器杯が出土している。

SE01

SK07の北に位置する。径2.60～2.70m、深さ約0.66mの円形の掘り込みで、灰褐色粘質土が堆積する。井戸と考えられる。

SX01・02

SX01は、東西3.35m、南北3.70m、深さ約0.05mの浅い掘り込みで、茶褐色粘質土が堆積し、SB14に切られる。SX02は、南北3.65m、東西3.45m、幅約0.65m、深さ約0.08mの方形の周溝である。北辺中央付近に焼土が検出された。SX01・02ともに、竪穴住居の基底部のみが検出されたものと考えられることができる。

(3) 第9トレンチ

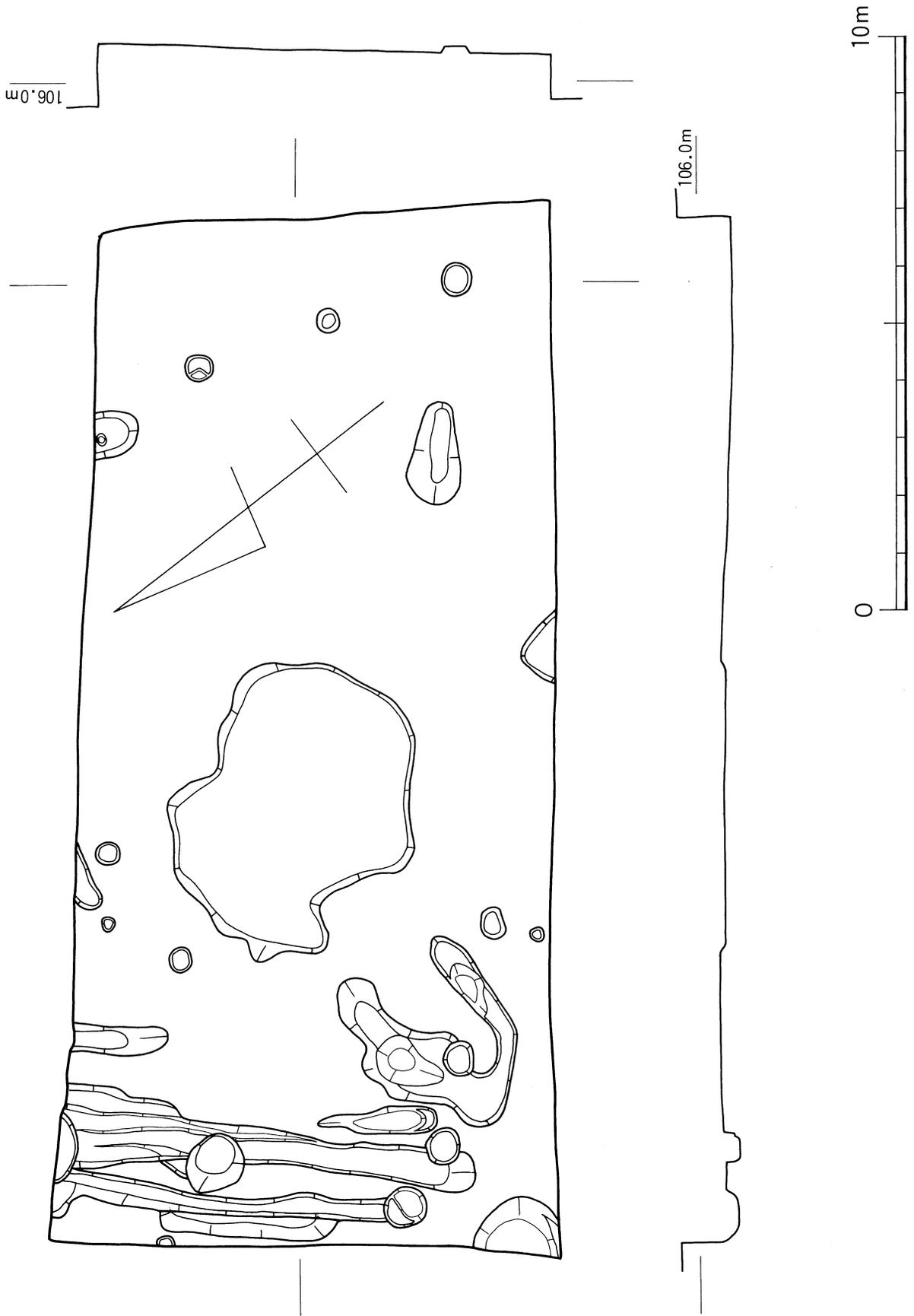
東西約18.5m、南北約8.7mで設定したトレンチである。耕作溝、小ピットなどを検出したが、明確な遺構は確認できなかった。遺構面が他のトレンチに比べて深く、旧地形における落ち込み部分にあたると考えられる。

(4) 第10～12トレンチ

幅約1.5m、全長は第10トレンチが68.4m、第11トレンチが55.5m、第12トレンチが19.6mで設定したトレンチである。溝、土坑、小ピットなどを各トレンチで検出したが、第12トレンチの畦畔状遺構のほかには、建物などにまとめることはできなかった。

畦畔状遺構

第12トレンチのほぼ中央に位置する。幅約1.23m、高さ約0.06m、主軸をN28°Wの方位にとって延びる高まりで、中央に幅約0.48m、深さ約0.14mの溝を伴う。黄褐色粘質土の遺構面に暗茶粘質礫土の高まりが検出された。中央部の溝の埋土下層より、土師器杯、須恵器杯が出土している。



第8図 四十九院遺跡第9トレンチ遺構全体図

(5) 第13トレンチ

幅約3.2m、全長約74.5mで設定したトレンチである。検出した主な遺構は、掘立柱建物3棟、土坑、溝1条などである。

SB17

トレンチのほぼ中央に位置する。東西1間以上×南北3間(4.62m)の規模をもつ掘立柱建物である。柱間2.30・2.32mの間隔で、N32°Eの方位をとって並ぶ3基の柱穴を検出した。柱穴の掘形は円形で径約45cm、柱穴は径約25cmを測る。掘立柱建物の西側の柱列と考えられる。

SB18

SB17の北に位置する。東西2間以上×南北3間(8.40m)以上の規模をもつ掘立柱建物で、主軸をN15°Eの方位にとる。柱穴の掘形は円形で径約40cm、柱穴は径約20cm、柱間は西辺南北が2間目2.20m・3間目・3.00mを測る。

SB19

SB18に隣接して位置する。東西1間以上×南北2間(3.81m)の規模をもつ掘立柱建物で、主軸をN32°Eの方位にとる。柱穴の掘形は円形で径40~55cm、柱穴は径約20cm、柱間は西辺南北1.85m・1.96mを測る。

SK08

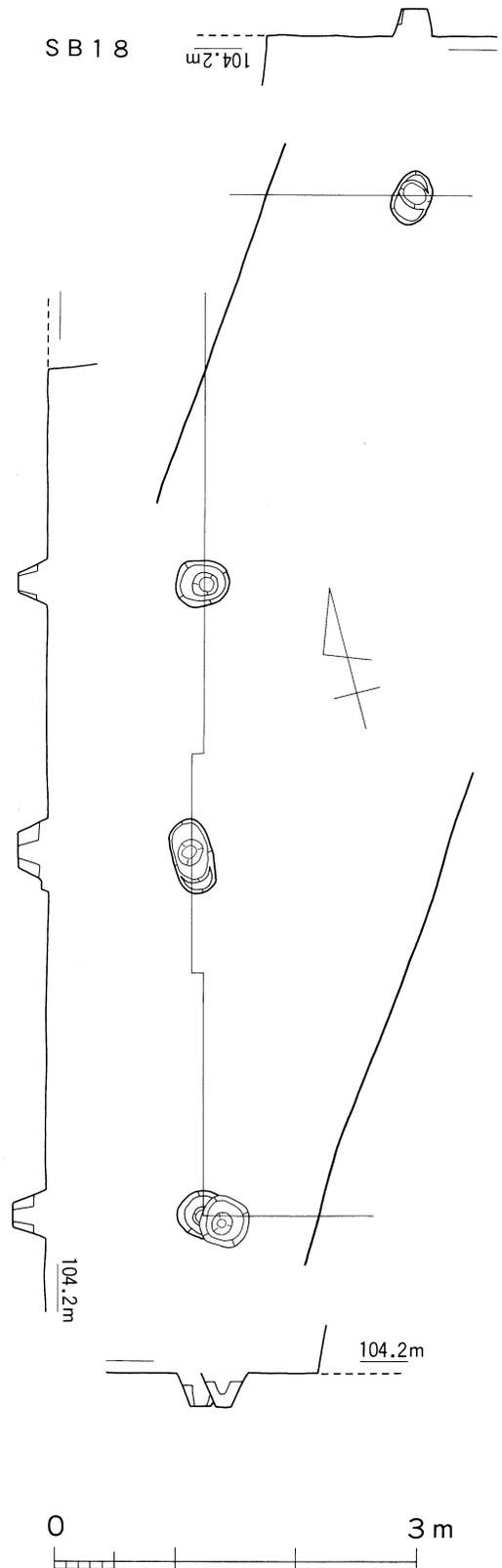
トレンチの南半に位置する。南北約2.85m、東西1.15m以上、深さ約0.55mを測る不定形の土坑である。壁面は段をもって立ち上がり、底部は南側が深く掘り込まれている。埋土は数次にわたって堆積しており5層に分層できる。埋土上層に弥生土器片を包含する。

SD02

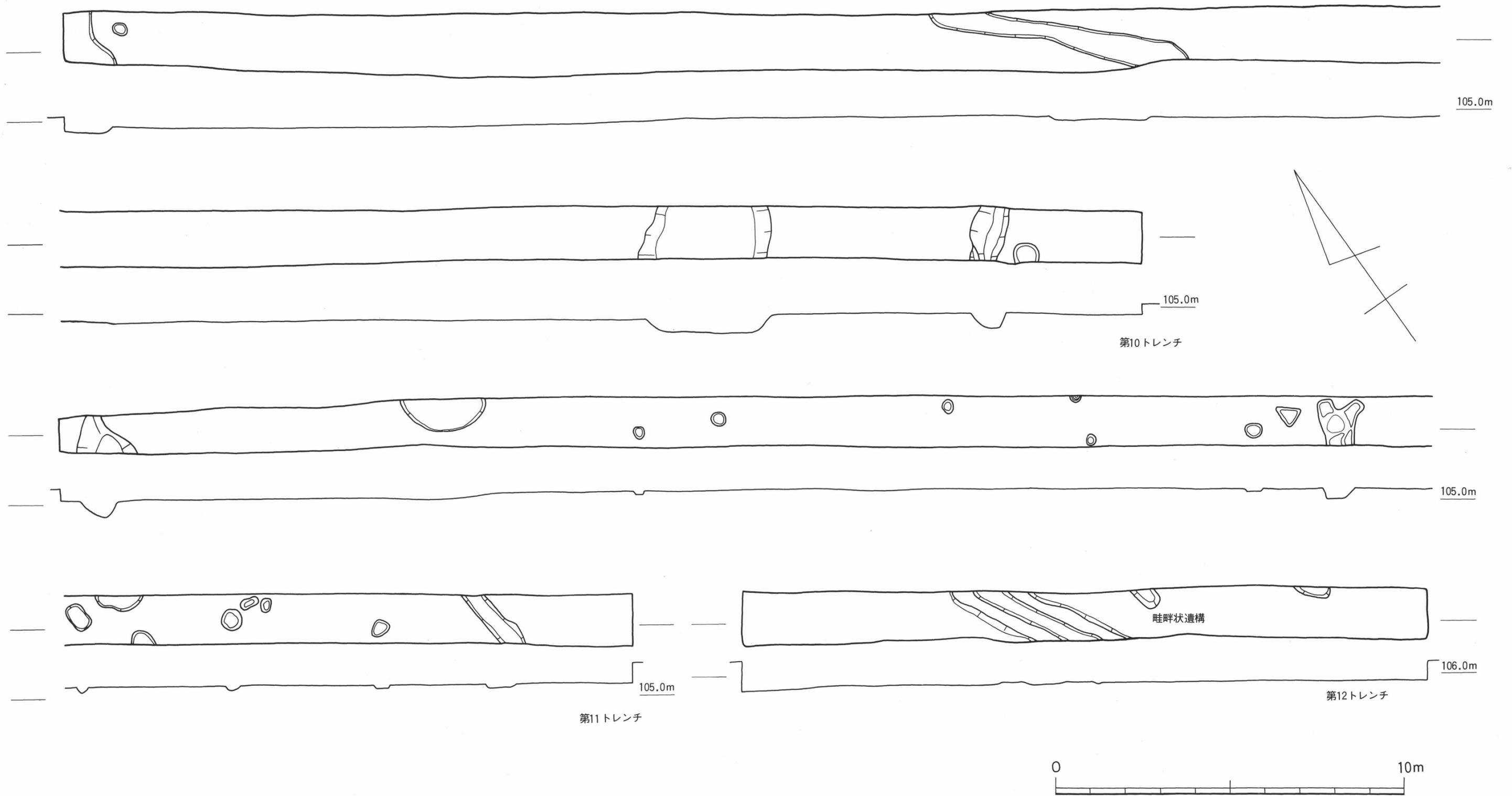
トレンチ北端に位置し、北側の田面へ向けて下がっていく地点にあたる。遺構検出面から約0.38m下がった傾斜面に幅約0.22m、深さ約0.08mの溝が掘り込まれている。底部に約15cm大の河原石が0.75m間隔で検出された。主軸をN56°W(N34°E)の方位にとる。

(6) 第14トレンチ

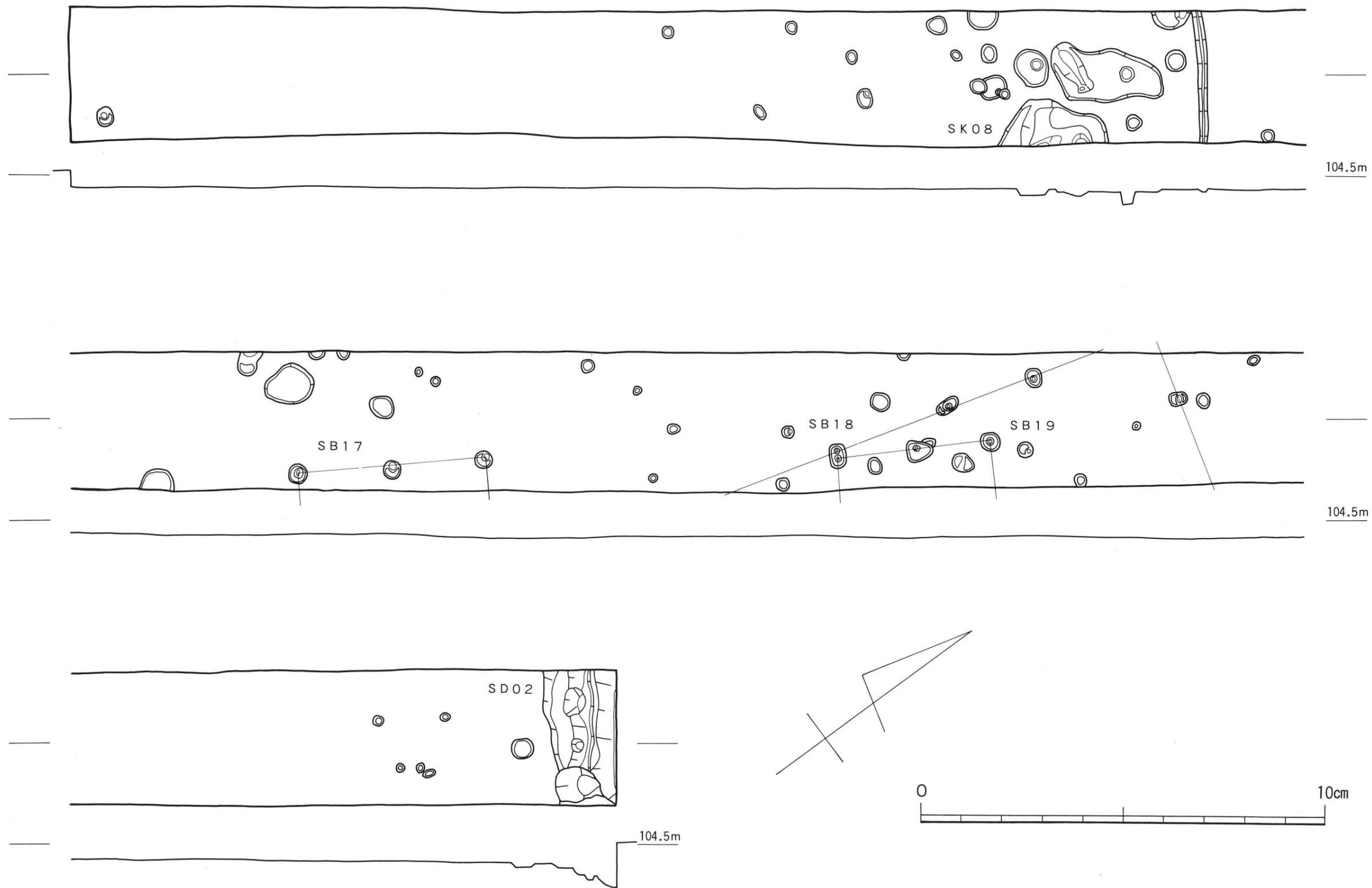
東西約11.7m、南北約21.0mで設定したトレンチである。検出した主な遺構は、掘立柱建物2棟、溝1条などである。



第9図 四十九院遺跡遺構実測図(5)



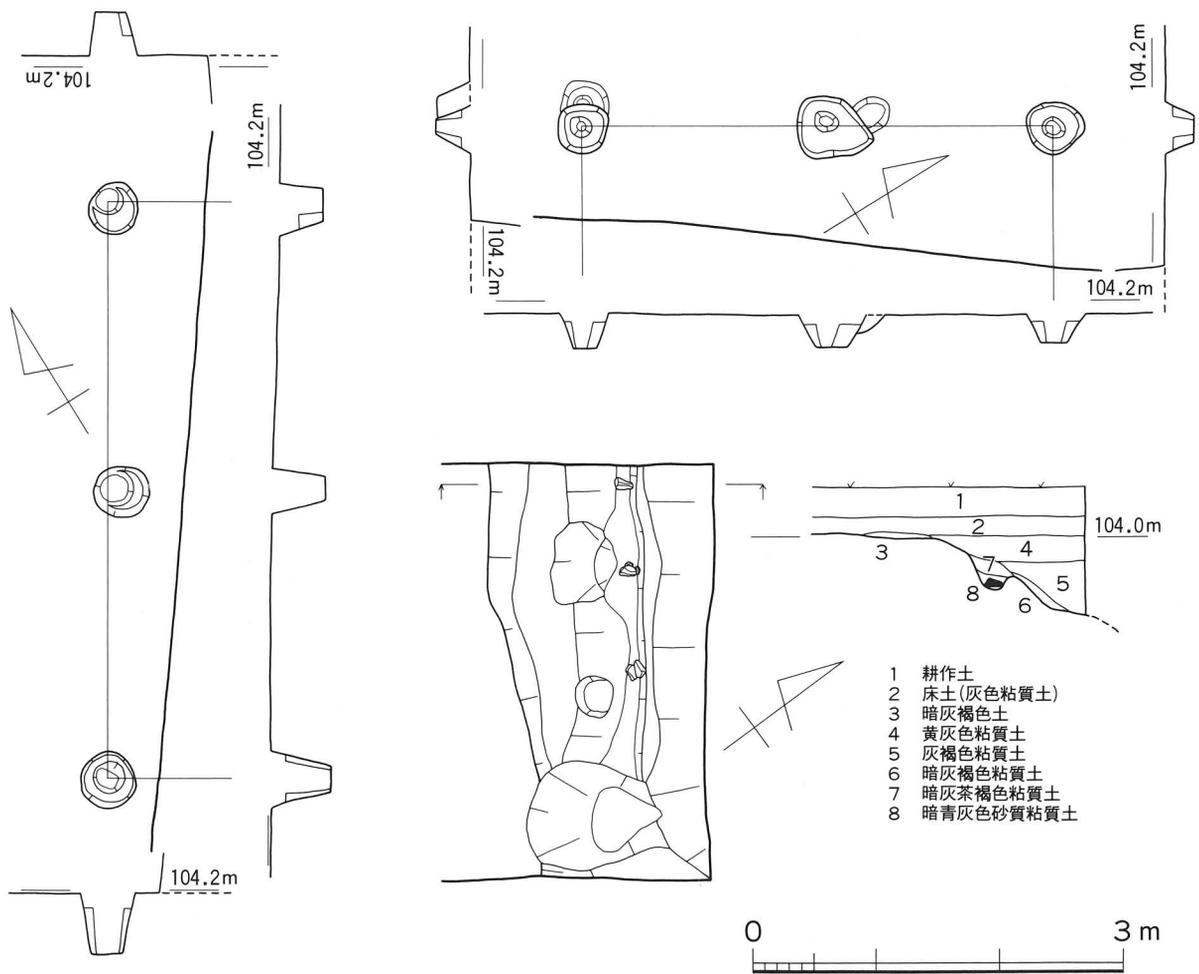
第10図 四十九院遺跡第10・11・12トレンチ遺構全体図



第11図 四十九院遺跡第13トレンチ遺構全体図



第12図 四十九院遺跡第14トレンチ遺構全体図



第13図 四十九院遺跡遺構実測図(6)

今回の調査地域においてもっとも北に位置し、四十九院遺跡における遺跡の広がりがこの地点にまで及ぶことを知ることができた。

SB20

トレンチ中央東よりに位置する。東西4間(8.07m)×南北2間(5.63m)の規模をもつ掘立柱建物で、主軸をN34°Eの方位にとる東西棟である。柱穴の掘形は隅丸の方形で一辺55~75cm、柱穴は円形で径約25cm、柱間は、北辺東西が2.51・1.80・1.94・1.82m、南辺東西が2.03・1.78・1.82m、西辺南北2.13・2.22m、東辺南北2.40mを測る。

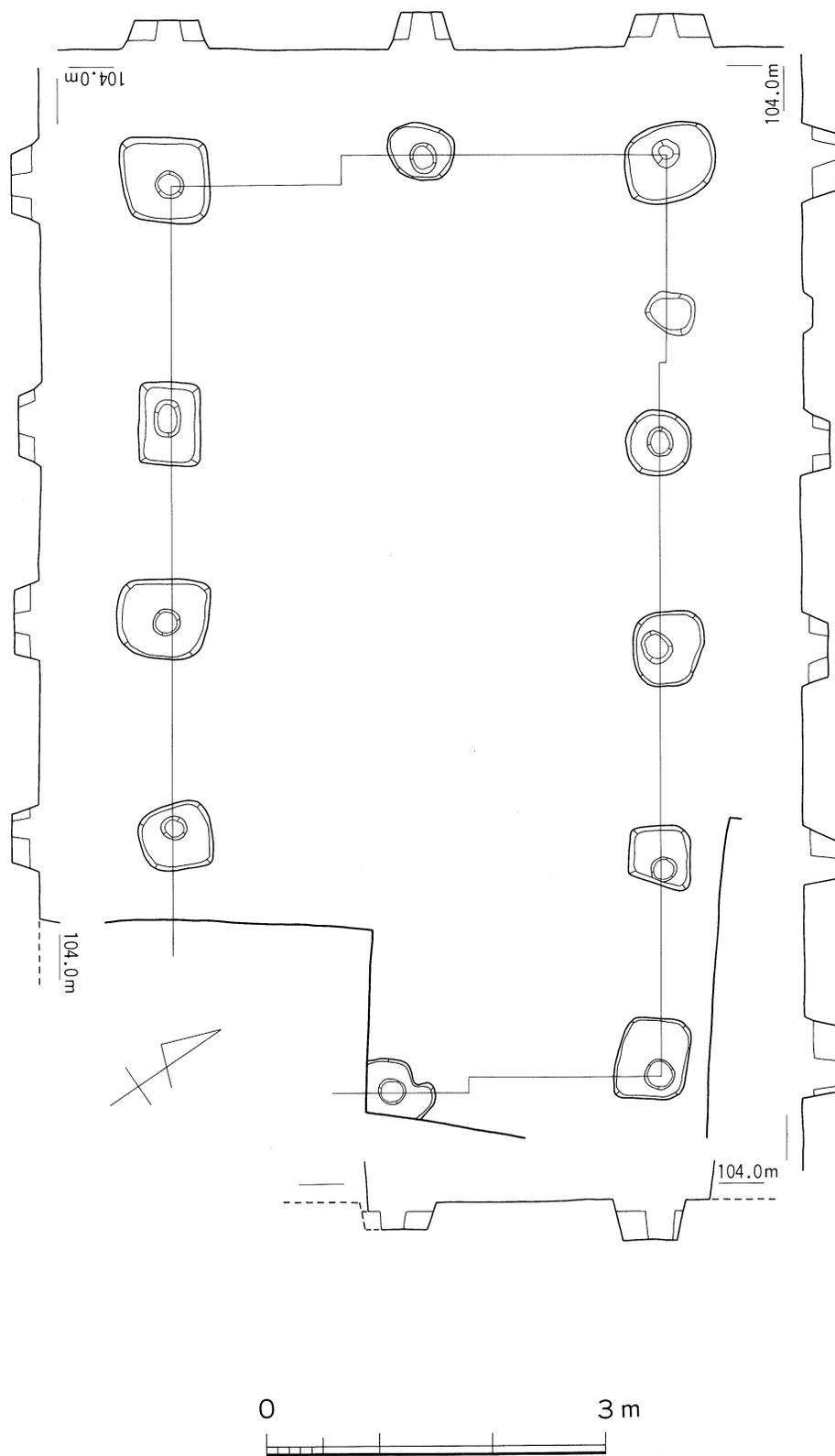
SB21

トレンチ北端、SB20の北に位置する。東西2間(4.14m)×南北1間(2.36m)以上の規模をもつ掘立柱建物で、主軸をN17°Eの方位にとる。柱穴の掘形は円形で径35~55cm、柱穴は径約20cm、柱間は、南辺東西が2.13・2.01m、西南北が2.20m、東辺南北が2.36mを測る。

SD03

トレンチの南西隅で検出した。主軸をN16°Eの方位にとる溝で、第15トレンチで検出されたSD03の延長

SB20

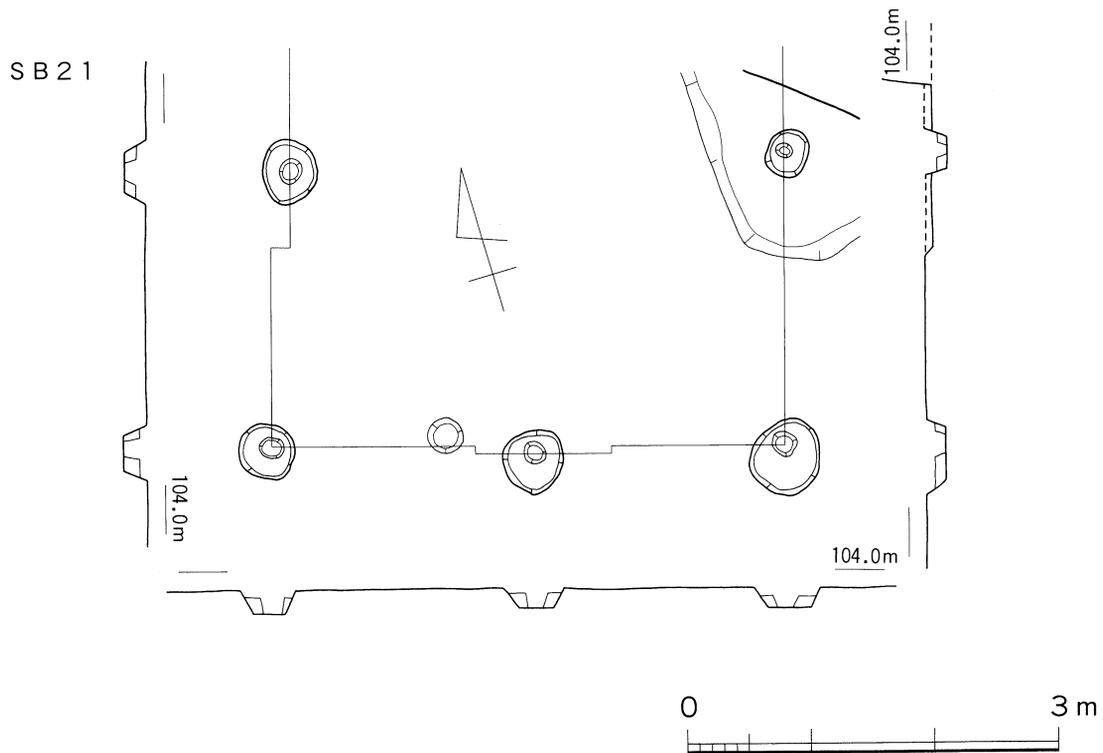


第14図 四十九院遺跡遺構実測図(7)



第15図 四十九院遺跡第15トレンチ遺構全体図

上にあたり、同一溝の西側の肩部とおもわれる。



第16図 四十九院遺跡遺構実測図(8)

(7) 第15トレンチ

東西約13.6m、南北約19.6mで設定したトレンチである。検出した主な遺構は、掘立柱建物3棟、溝1条、井戸1基などである。

SB 2 2

トレンチの北半西側に位置する。東西2間(3.97m)×南北3間(6.11m)の規模をもつ掘立柱建物で、主軸をN33°Eの方位にとる。柱穴の掘形は円形もしくは隅丸の方形で約50~65cm、柱穴は径約25cm、柱間は、北辺東西が2.17・1.80m、南辺東西が3.88m、西辺南北が2.44・1.48・2.19m、東辺南北が2.08・1.99・2.33mを測る。

SB 2 3

トレンチの北西端に位置する。東西1間(1.36m)以上×南北1間(1.94m)以上の規模をもつ掘立柱建物で、主軸をN15°Eの方位にとる。柱穴の掘形はほぼ円形で径60~85cm、柱穴は径約25cm、柱間は、南辺東西1.36m、東辺南北1.94mを測る。

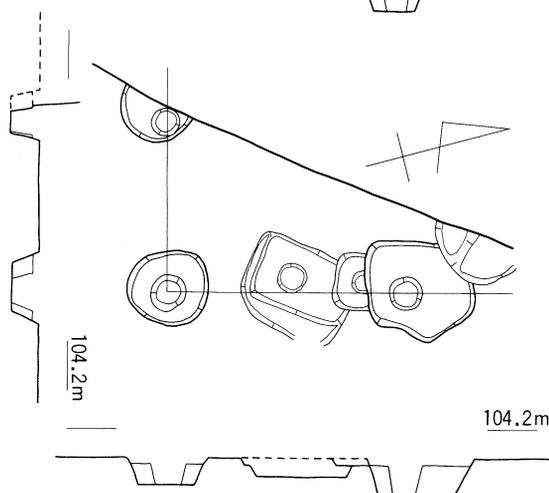
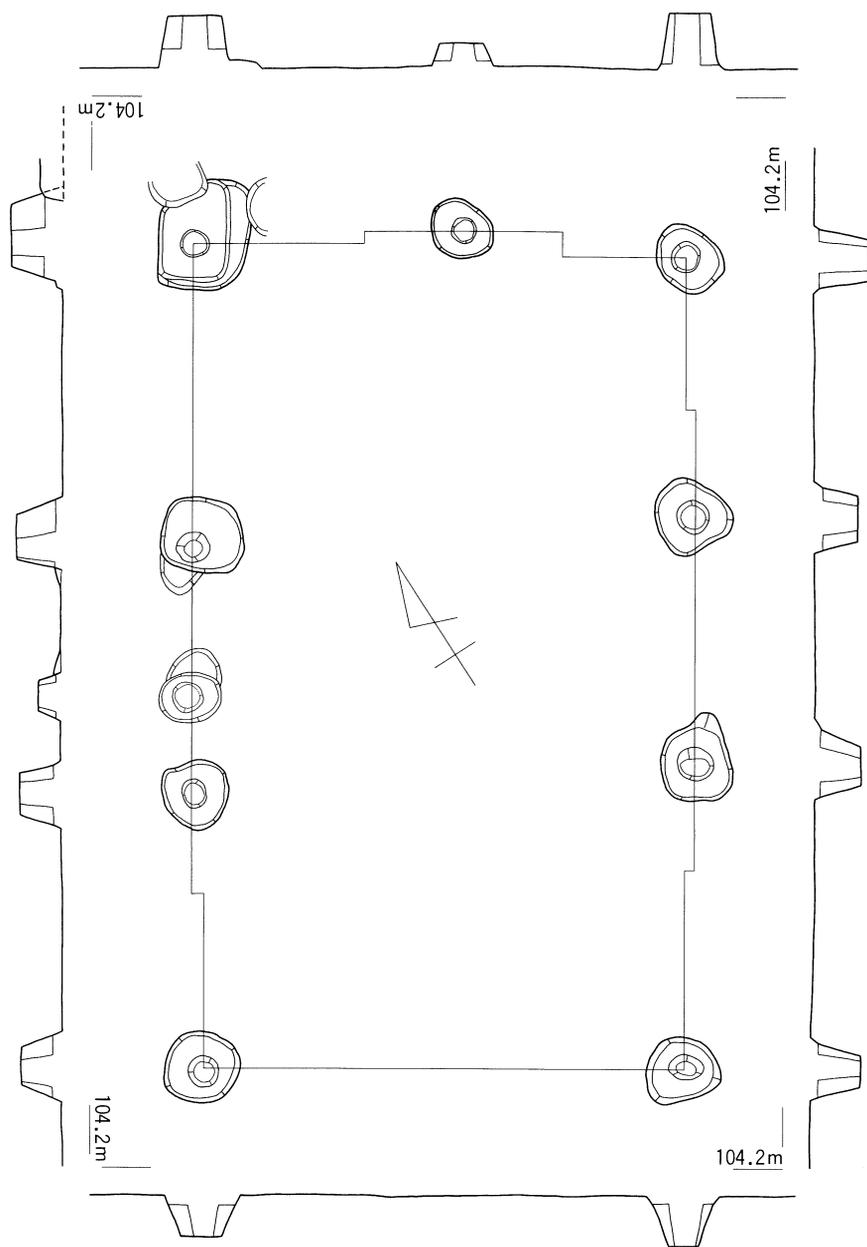
SB 2 4

トレンチの北西端に位置する。東西2間(4.33m)×南北1間(2.70m)以上の規模をもつ掘立柱建物で、主軸をN9°Eの方位にとる。柱穴の掘形はほぼ円形で径45~60cm、柱穴は径約25cm、柱間は、南辺東西が2.18・2.15m、東辺南北が2.70mを測る。

SD 0 3

トレンチの東半部を縦断する溝で、主軸をN16°Eの方位にとる。幅約2.40m、深さ約1.15m、V字状に掘り

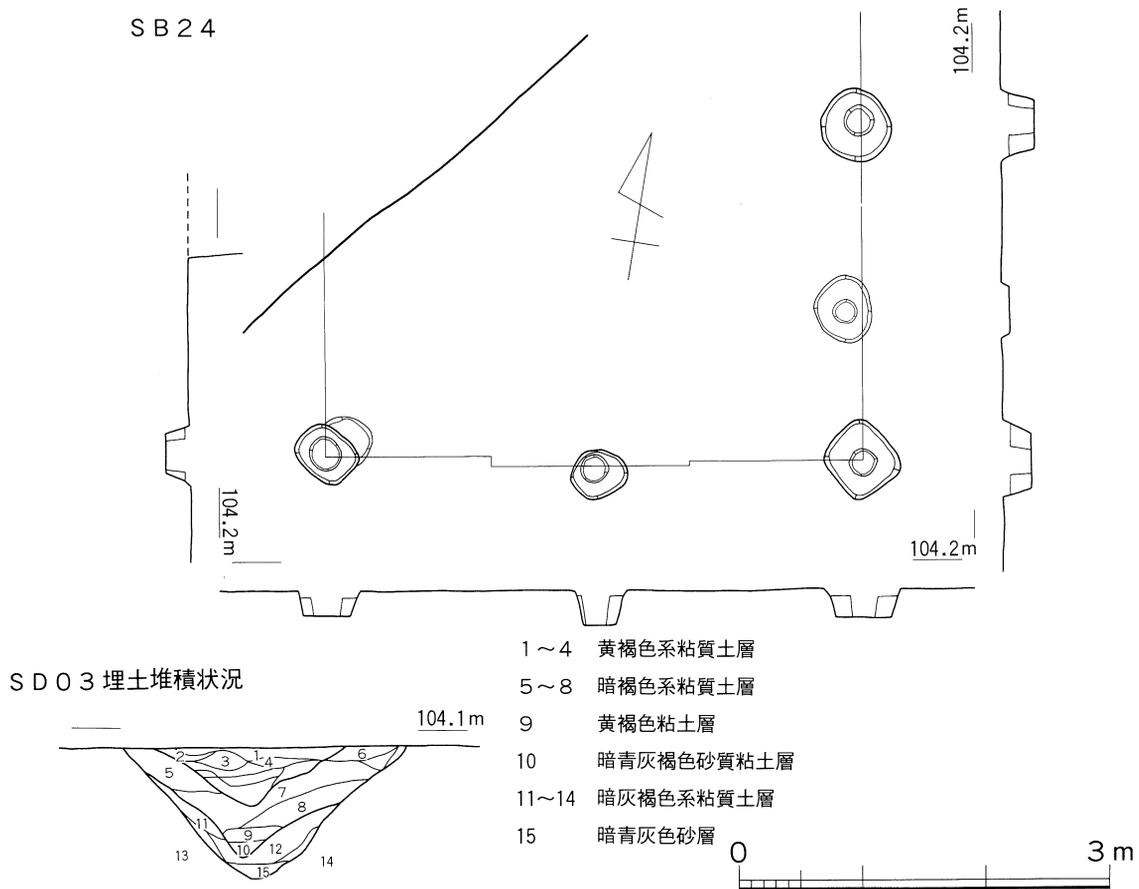
S B 2 2



S B 2 3



第17図 四十九院遺跡遺構実測図(8)



第18図 四十九院遺跡遺構実測図(10)

込まれた溝である。埋土の堆積状況から、流れを有する水路で、数次にわたって堆積し、その機能を失っていった状況が観察される。検出面において、黄褐色粘質土が溝上面に認められ、溝の機能廃絶後に整地された可能性も考えられる。第14トレンチの南西端で検出された溝は、この溝がこの方位で真っすぐに伸びた場合の延長上に位置し、埋土の状況からも同一の溝と考えられる。

SE02

トレンチ北端中央に位置し、SD03を切り込む。長径約3.00m、短径約2.20m、深さ約0.62mを測る楕円形の土坑で、井戸と考えられる。埋土下半には、10~30cm大の河原石が多く検出された。

3. 遺物

今回の調査において出土した遺物は、遺物収納用コンテナに約2箱分の土器類である。以下、各遺構ごとにその内容を述べる。

なお、須恵器の杯蓋・杯身は、下記の基準によって分類して記載した。

- 須恵器 杯蓋 蓋A 宝珠つまみや身受けのかえりを持たないもの。
蓋B 宝珠つまみを持ち、身受けのかえりを持つもの。
蓋C 宝珠つまみを持ち、身受けのかえりを持たないもの。
杯身 杯A 口縁部に立ち上がりや受部を持つもの。
杯B 口縁部に立ち上がりや受部を持たず、高台も持たないもの。
杯C 口縁部に立ち上がりや受部を持たず、高台を持つもの。

(1) 第7トレンチ

SB12 柱穴の掘形の埋土から、須恵器の杯Aを出土する。

須恵器の杯A(11)は、口径10.3cm、器高3.1cmを測る。口縁部は内傾して低く立ち上がり、受部は小さい。底部外面はヘラ切り後不調整である。

SK04 須恵器の蓋A、杯Aを出土する。

須恵器の蓋A(1)は、口径11.0cm、器高3.4cm、(2)は、口径11.8cm、器高3.5cmを測る。天井部の稜が消失した蓋で、口縁部は外に開き端部は丸く納める。天井部外面はヘラ切り後不調整である。須恵器の杯A(3)は、口径11.0cm、器高4cm、(4)は、口径10.8cm、器高3.8cmを測る。口縁部は内傾して立ち上がり、受部はやや上向き外方にのびる。底部外面はヘラ切り後不調整である。

SD01 須恵器の蓋A、土師器の甕を出土する。

須恵器の蓋A(7)は、口径約10.6cm、器高3.3cm以上を測る。天井部に回転ヘラケズリを施す。口縁端部は欠損している。土師器の甕(8)は、口径17.0cmを測る。口縁部は、「く」字状に屈曲する頸部から直線的に開き、端部付近で緩く内弯する。口縁端部は、内傾する緩い面を持つ。体部外面に縦方向のハケメを施す。

(2) 第8トレンチ

SK06 須恵器の蓋Aを出土する。口縁部を上に向けた、蓋を逆さにした状態で土壌の南端中央より出土している。

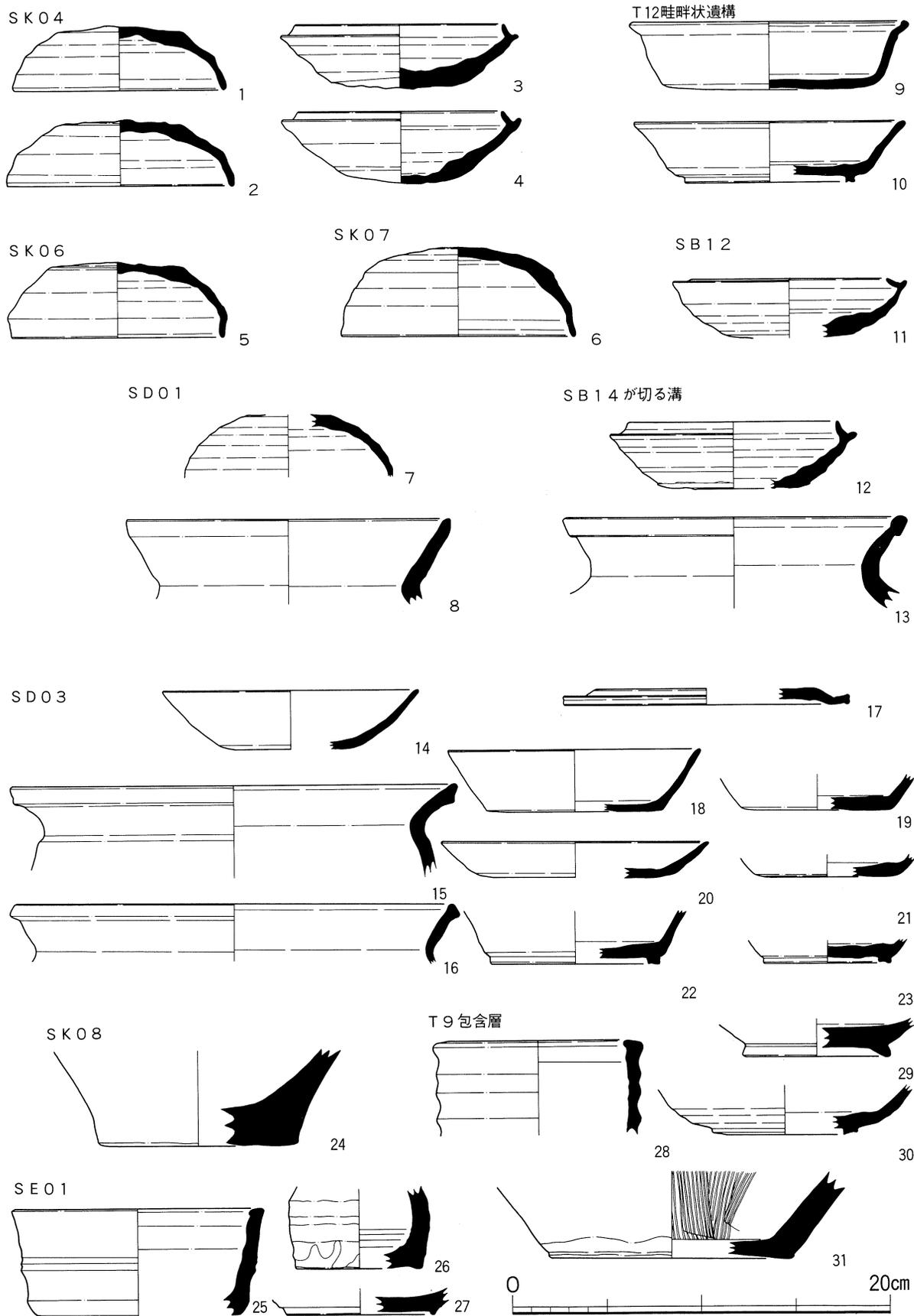
須恵器の蓋A(5)は、口径11.0cm、器高4.0cmを測る。天井部の稜は消失しているが、扁平な面を持つ。口縁部は、体部から強く屈曲して内傾し、端部は丸く納める。天井部外面はヘラ切り後不調整である。出土状況と機能面から杯身として捉えることもできる。

SK07 須恵器の蓋Aを出土する。

須恵器の蓋A(6)は、口径12.2cm、器高4.7cmを測る。天井部は丸く、外面はヘラ切り後不調整である。口縁部は、体部から内側に屈曲し、端部にかけて外反する。端部は丸く納める。

SB14に先行する溝 須恵器の杯A、甕を出土する。

須恵器の杯A(12)は、口径11.0cm、器高3.6cmを測る。口縁部は内傾して立ち上がり、やや屈曲して端部に至



第19図 四十九院遺跡出土遺物実測図

る。受部は浅くやや上向き外方に延びる。底部外面は、ヘラ切り後不調整である。甕(13)は、緩やかに屈曲する頸部から外側に開く口縁部を持つ。端部内面は丸く肥厚し、外面に帯び状の面を持つ。

SE01 瀬戸産の水盤、とくり、美濃産の向付を出土する。

水盤(25)は、口径13.0cm、器高5.6cmを測る。体部は直線的に上方に立ち上がり、端部は上面に面をもち、内面に肥厚する。体部内外面に暗茶色の鉄釉を施し、底部外面は露体で灰白色を呈する。とくり(26)は、底径6.5cmを測る。内弯して立ち上がる体部をもち、暗茶色の鉄釉を施す。向付(27)は、高台径7.7cmを測る。高台は低く削り出す。体部内外面、底部の内面と外面の中央に淡緑色の釉を施す。

(3) 第9トレンチ

第9トレンチにおいては、遺構に伴う遺物は出土していないが、表土以下遺構面に至るまでの堆積土から、須恵器の杯C、山茶碗、水盤、播鉢を出土する。

須恵器の杯C(30)は、高台径7.7cmを測る。方形の低い高台を持ち、体部は緩やかに立ち上がる。山茶碗(29)は、高台径7.3cmを測る。三角形の外側にふんばる高台を持ち、端部には靱殻痕が、底部外面には回転糸切り痕が認められる。

(4) 第12トレンチ

畦畔状遺構 須恵器の杯C、土師器の杯を出土する。

須恵器の杯C(10)は、口径14.0cm、高台径8.8cm、器高3.2cmを測る。方形の低い高台をもち、体部はやや外反気味に開き、口縁端部は丸く納める。土師器の杯(9)は、口径14.2cm、器高3.6cmを測る。平底の底部から体部が直線的に開いて立ち上がり、口縁部はやや外反し、端部は内側に巻き込むように肥厚させて納める。色調は橙褐色を呈し、焼成はやや軟質で、器表は摩滅のため暗文などは認められない。

(5) 第13トレンチ

SK08 弥生土器の壺底部を出土する。

弥生土器の壺(24)は、底径10.6cmを測る。平底の底部から、体部が外反気味に立ち上がる。全体的に器表の摩滅が著しく、調整などは観察できない。色調は茶褐色を呈しており、胎土に1～2mm大の長石・石英などの石粒を含む。

(6) 第15トレンチ

SD03 須恵器の蓋C、杯B、杯C、皿、土師器の椀、甕を出土する。

須恵器の蓋C(17)は、内面のかえりを持たない扁平なもので、口径15.0cmを測る。口縁部は水平に屈曲し、端部を下方におり曲げて丸く納める。杯B(18)は、口径13.2cm、器高3.3cmを測る。平底の底部から体部が直線的に開いて立ち上がる。口縁端部は丸く納める。全体的に薄い器壁からなる。(19)は杯Bの底部と思われる。杯C(22)は、高台径8.8cmを測る。方形の低い高台をもち、体部はやや外反気味に開いて立ち上がる。(23)は、高台径6.6cmを測り、扁平な低い高台を持つ。皿(20)は、口径13.8cm、器高1.9cmをはかる。平底の底部から直線的に大きく開く体部が立ち上がり、端部はやや尖り気味に納め、内傾する狭い面を持つ。土師器の椀(14)は、口径1.4cm、器高3.1cmを測る。体部はやや内弯気味に大きく開き、口縁部端は丸く納める。甕(15)は、口径23.4cmを測

る。外反気味に開く口縁部を持ち、端部は断面三角形で外面に面を持つ。(16)は、口径13.0cmを測る。直線的に開く口縁部を持ち、端部は内外面に肥厚し外傾する面を持つ。

4. 小結

以上、今回実施した昭和62年度の四十九院遺跡の発掘調査の結果として、層位・遺構・遺物について個々にその内容を述べた。ここでは、それらの結果を受けての小結として、検出した遺構・遺物の年代観について明らかにする。

今回の四十九院遺跡の調査において検出した遺構は、1棟の竪穴住居、13棟の掘立柱建物、数基の土坑、畦畔状遺構、そして数条の溝などである。これらの年代観については、遺構から出土している遺物の持つ年代観と、周辺遺構との関連や前年度までの調査成果を考え合わせながら決定していく。

検出した遺構のうち、もっとも古い時期の遺物を伴ったのは第13トレンチの土坑SK08である。出土した遺物は、弥生土器の底部片で弥生時代中期のものと思われ、土坑の埋土上層から出土している。器表は全面に及んで摩滅が著しく遺存状況はよくない。土坑の性格も不明であり、この時期の遺物を出土したのはこの土坑だけである。これらの事実をもって、四十九院遺跡における集落の初限をこの時期まで遡って捉えることはやや不十分である。

竪穴住居SH08は、カマドの周辺から土師器の甕の体部細片を出土しているが、年代を決定しうような遺物は全く出土してはいない。四十九院遺跡の前年度の発掘調査においては、竪穴住居7棟が確認されており、7世紀中葉の年代が与えられている。このうちカマドを持つものはSH03とSH03の2棟で、いずれも北側の壁面に設けられている。今回検出したSH08は東側の壁面にカマドを設けている点でそれらとは異なっている。SH08は東側に位置するSB13と建物の主軸方位を同じくしており、掘立柱建物と併存して集落を構成するものと考えられる。SH08の時間は、次に述べる併存する掘立柱建物SB13の年代観から8世紀前葉の年代を与えることができよう。

掘立柱建物13棟は、建物の主軸方位により幾つかに分類して捉えることができる。西への振りが大きいものから順に6つに分類する。

A類：N19° Wに建物の主軸をとる。

SB13

B類：N9° Wに建物の主軸をとる。

SB24

C類：N11° Eに建物の主軸をとる。

SB16

D類：N16° E前後に建物の主軸をとる。

SB18・SB21・SB23

E類：N33° E前後に建物の主軸をとる。

SB12・SB17・SB19・SB20・SB22

F類：N43° Eに建物の主軸をとる。

SB14・SB15

A類のSB13は、SH08の東側に位置しており、SH08と主軸方位をほぼ同じくしている。前年度に確認されたSB11も同じ方位をとり、2間×2間の規模を持つ点で共通している。宮崎幹也氏の犬上川左岸扇状地遺跡の掘立柱建物の主軸方位による分類のW-Ⅲ類にあたり、^⑨ 堅穴住居との共存が推測されており、8世紀前葉に比定され、SB13もこの段階のものと思われよう。

B類のSB24は、周辺に主軸方位を同じくする遺構を持たず、前年度の調査においても関連する遺構は確認されていない。現時点では、年代を与えることはできない。

C類のSB16は、前年度のSB10と主軸方位を同じくし、E-Ⅲ類にあたる。9世紀前葉以降の年代が与えられている。

D類は、溝SD03と建物の主軸方位を同じくする。SD03出土の遺物の年代観から8世紀後半の年代が与えられると思われる。

E類は、N33°Eの方位をとる。四十九院遺跡周辺の地域は、水田地割の阡線を犬上郡統一条里(N33°E)に、陌線を犬上川左岸扇状地に見られる方格地割(N27°E)にとる菱形地割が認められる地域である。今回検出したE類の掘立柱建物はこの地割に規制されたものと考えられる。この菱形地割は、前年度に確認された道路状遺構の年代観から13世紀代には既に普及していたと考えられている。また、E類に先行すると思われるもっとも新しい段階の建物群のC類が9世紀前葉以降のものと考えられていることから、その段階以降から13世紀代の間に菱形地割が施行されたものと考えられることができる。

F類は、東に大きく振る建物で、前年度のSB06と建物の主軸方位を同じくする。SB14が切り込む溝から出土している須恵器が7世紀初頭のものであることからその時期以降という年代が想定されるが詳細は明らかにできない。

畦畔状遺構は、N28°Wの方位をとる。この遺構に伴って出土している須恵器・土師器は平城宮Ⅱ～Ⅲ期に相当するものと思われることから8世紀中葉の年代を与えることができる。

土坑のSK04・SK06・SK07は、いずれも須恵器の杯類を出土している。SK04出土の杯Aは口縁部に内傾する立ち上がりを持ち底部外面はヘラ切り後不調整、蓋Aは体部と口縁部の境がやや不明瞭で口縁部は開き気味に端部にいたる。^⑩ 天井部外面はヘラ切り後不調整である。飛鳥Ⅰ期に相当するものと思われることから7世紀前葉の年代を与えることができる。SK07出土の蓋Aは器高がややSK04出土のものに比べて高いが、時期的にはあまり前後しないものと思われる。SK06出土の蓋Aは口縁部の内側への屈曲が大きくやや内傾気味に端部にいたる。このタイプのもは、あるいは杯として扱われることもあるが、体部から口縁部に至る境に見られる屈曲は、古墳時代以来の杯蓋から認められる成形方法の系譜にあるものであり、7世紀代に至っての蓋Bに対応して出現する杯Bとは系譜を異にするものである。ここでは成形方法による判断から蓋Aとした。この蓋Aは、本報告書の下之郷遺跡第21トレンチの堅穴住居SH70に類別を見ることができ、飛鳥Ⅱ～Ⅲ期に相当するものと思われることから7世紀中頃の年代が与えることができる。

溝SD03は、先述したように掘立柱建物D類と主軸方位を同じくする。出土した遺物は、須恵器の杯Cは高台が低い方形で底部端に近い位置に付され、土師器の椀は底部から緩やかに体部が立ち上がり内湾気味に大きく開いて丸く納める端部に至るといふ特徴が見られる。平城宮Ⅲ～Ⅴ期に相当するものと思われることから、8世紀後半の年代が与えられる。このSD03は、V字形に掘り込まれており人工的に掘削されたと思われる水路である。水路は数次にわたって水量を変えつつ徐々に埋土が堆積し、その機能を消失している様相が溝内の埋土堆積状況から伺うことができる。また、埋土の上面には水路に伴う自然堆積土とは異なる黄褐色粘質土がかぶさっており、

水路の機能停止後に運土を伴う整地が成されたと考えられる。

5. ま と め

最後に、今回の発掘調査の結果によって得られた成果と、前年度の調査成果を合わせての四十九院遺跡の変遷について述べ、本報告書のまとめとする。

今回調査を実施した地点は、前年度に調査された範囲の北側の地域で四十九院遺跡の北端部に当たる。設定した9箇所のトレンチにおける遺跡の状況は、第7・8・13・14・15トレンチにおいては掘立柱建物など集落に関連する遺構が確認されたが、第9～12トレンチにおいては畦畔状遺構を除いては明確な遺構は確認されなかった。このような状況から、四十九院遺跡の北端部において集落関連の遺構は、北西方向に向けて広がっていく様相が認められた。

四十九院遺跡における集落の出現期は、竪穴住居によって構成される集落が形成される段階にあたる。竪穴住居はおおよそ7世紀中葉頃から8世紀前葉にかけての年代が与えられているが、今回の調査において土坑SK04・07等において7世紀前葉の須恵器の杯類が良好な遺存状態で出土していることから、集落の出現期を7世紀前葉にまで引き上げて考えることもできよう。7世紀代の竪穴住居は前年度の調査範囲を中心に確認されており、遺跡の北半部においては確認されていない。このことから、四十九院遺跡においては竪穴住居によって構成される集落が遺跡の中央部付近において7世紀前半に出現すると考えられる。

集落は8世紀の前葉にいたって、竪穴住居と掘立柱建物によって構成される集落に変遷する。今回確認した第7トレンチの竪穴住居SH08と掘立柱建物SB13や、前年度の確認された掘立柱建物SB11などがこの段階のものと考えられる。集落は北側に広がる様相を見せる。

この段階に次いで、集落は掘立柱建物から構成されるものに変遷する。この転換時期については現時点においては明らかにしうる資料を得ていないが、溝SD03と主軸方位を同じくするD類の掘立柱建物群の存在から、8世紀の後半には掘立柱建物集落に移行しているものと考えられる。

掘立柱建物から構成される集落は、主軸方位の異なる建物群が幾つか認められることから、数段階にわたる建物の建て替えや集落の再構成がなされていることを想定することができる。現時点においては、その詳細を明らかにすることができないが、年代を与えうる段階として、D類の掘立柱建物群によって構成される集落の形成と、阡線をN33°Eの方位にとるこの地域の菱形地割の阡線に規制された、E類の掘立柱建物群によって構成される集落の出現に画期を設けることができる。

D類の掘立柱建物によって構成される集落は8世紀後半の年代が与えられるもので、人工的に設けられた水路と考えることができる溝SD03を伴うものであった。SD03は直線的に延びるものであり、少なくとも第14トレンチと第15トレンチの間は連続するものと思われるが、北側そして南側への延長規模などは明らかにできない。しかし、SD03の存在から8世紀後半の段階に、集落の周辺地域においてある程度大がかりな灌漑水利の開発行為がなされたことを想定することができる。

E類の掘立柱建物によって構成される集落は9世紀中葉以降の年代が与えられるもので、この地域に認められる菱形地割の阡線の方位に規制された集落であると理解することができる。N33°Eの阡線方位に規制された集落の出現時期が9世紀中葉以降の早い段階に成立しているものならば、東側の方格地割の成立に先行するもので

あり菱形条里に先行して犬上郡統一条里がこの地域にも施行されていたと考えることができる。

菱形地割は、阡線を犬上郡統一条里の方位にとり、陌線を犬上川左岸扇状地に認められる方格地割の方位にとることによって成っている。これはこの地域が両地割の境界にあたり、この地域の地割施行が後進していたことによって生じたという考え方もなされている。しかし、別の考え方としてこの地域が扇状地の扇裾部にあたりという立地条件から犬上川の溢流氾濫によって先行する地割が埋没した後に地割を復元する際に阡線は先行する地割方位を採用し、陌線を東側の地割方位を採用したことによって菱形地割が生じたとも理解できる。陌線に東側の方格地割の方位が採用された理由としては、この地域が扇状地扇裾部の湧水点よりもやや扇央部側にあたり灌漑条件の良くない立地条件にあることから、溢流氾濫後の再開発・地割の復原が遅れ、東側の扇央部の再開発・地割復原、すなわち方格地割の施行がなされた後に、この地域の用水が東側から確保されて水田化が図られたことを考えることができる。谷岡武雄氏は、犬上川左岸扇状地の扇面部においてもかなりの範囲にわたって犬上郡統一条里が施行されたが、犬上川扇状地が初期歴史時代においては依然アクティブな性格にあり氾濫のために条里が埋没し消失したのが犬上川左岸扇状地の現在犬上郡統一条里が認められない地域であることを指摘し、扇央部や扇側部に部分的に認められる方格地割は条里埋没後に埋没した条里とはやや方位がずれた状態で復元された地割であろうという考えを示している^⑫。現時点においては、扇央部の下之郷遺跡や法養寺遺跡などにおいてN33° Eの方位をとる遺構は掘立柱建物数棟が確認されているのみであり、谷岡氏の想定した地割復元過程を裏付けることはできないが、今後の調査における溝や畦畔状遺構などの理解には注意が要されると思われる。また、谷岡氏は四十九院周辺の扇状地扇央部下端地域は最も開発の遅れた非条里地域であるとしており、今後、周辺地域におけるN33° Eの方位をとる遺構群とN27° Eの方位をとる遺構群の成立年代を絞り込むことによって、菱形地割の成立要因とこの地域の開発過程を明らかにしていくこともできると思われる。

以上、本報告書のまとめとして四十九院遺跡の変遷について述べた。四十九院遺跡は集落の規模としては、下之郷遺跡などの大規模集落に比べて小規模のものであるといえる。扇状地の扇裾部の湧水点よりもやや扇央部側にあるという自然灌漑を得難い立地条件が大規模農村集落にまで発展しなかった要因としてあげられよう。今回の調査において確認された近世の数基の井戸は、自然灌漑も下之郷縣かりの水利も得難いこの地域で数筆ごとに個別に掘られた野井戸の遺構であり、大規模な水田開発の困難さと、古代における犬上川の氾濫後の再開発の遅れから菱形地割を生じせしめた状況を伺うことができる。扇状地扇端部という水利条件の悪い地域における開発過程を知りうる一例として、今後、本報告書が各方面において検討、活用されることを期待したい。

〈註〉

1. 葛野泰樹「犬上郡豊郷町雨降野遺跡」(『ほ場整備関係遺跡発掘調査報告書XⅡ-1』滋賀県教育委員会・滋賀県文化財保護協会 1985)
2. 葛野泰樹「滋賀県長畑遺跡」(『日本考古学年報36』日本考古学協会 1986年)
3. 葛野泰樹「尼子南遺跡発掘調査概要Ⅰ」(滋賀県教育委員会・滋賀県文化財保護協会 1985年)
4. (1) 宮崎幹也「犬上郡甲良町下之郷遺跡」(『ほ場整備関係遺跡発掘調査報告書XⅢ-2』滋賀県教育委員会・滋賀県文化財保護協会 1986年)
(2) 宮崎幹也「犬上郡甲良町下之郷遺跡」(『ほ場整備関係遺跡発掘調査報告書XⅣ-2』滋賀県教育委員会・滋賀県文化財保護協会 1987年)
5. (1) 葛野泰樹「犬上郡甲良町法養寺遺跡」(『ほ場整備関係遺跡発掘調査報告書X-1』滋賀県教育委員会・滋賀県文化財保護協会 1987年)
(2) 田中勝弘「犬上郡甲良町法養寺遺跡」(『ほ場整備関係遺跡発掘調査報告書XⅡ-1』滋賀県教育委員会・滋賀県文化財保護協会 1985年)
(3) 葛野泰樹『法養寺遺跡発掘調査報告書』(滋賀県教育委員会・滋賀県文化財保護協会 1984年)
6. 宮崎幹也「犬上郡豊郷町四十九院遺跡」(『ほ場整備関係遺跡発掘調査報告書XⅣ-2』滋賀県教育委員会・滋賀県文化財保護協会 1987年)
7. 註6に同じ
8. 設定したトレンチ番号および遺跡番号は、前年度の同遺跡報告書の番号に連続するものである。
9. W-I~V類、E-I~VI類といった掘立柱建物の分類は、註4-(2)文献における宮崎幹也氏の犬上郡左岸扇状地遺跡掘立柱建物一覧表における分類による。
10. 時期区分は、『平城宮発掘調査報告書Ⅶ』(奈良国立文化財研究所 1976年)に示された平城宮土器の編年による。
11. 時期区分は、『飛鳥・藤原宮発掘調査報告書Ⅱ』(奈良国立文化財研究所 1978年)に示された7世紀の土器編年による。
12. 谷岡武雄「歴史時代における扇状地の開発」(『平野の開発』谷岡武雄 古今書院 1964年)

第 2 章. 犬上郡甲良町下之郷遺跡

1. はじめに

本報告書は、昭和62年度県営ほ場整備事業（甲良南部地区下之郷第9・10工区）に伴う、犬上郡甲良町下之郷遺跡の発掘調査の成果をまとめたものである。

下之郷遺跡は、昭和60・61年度に同地区の県営ほ場整備事業に伴う発掘調査が実施されており、今回行った発掘調査は本遺跡における第3次調査となる。

調査にあたっては、甲良町下之郷の方々や、関係諸機関の御協力をいただいた。ここに記して感謝の意を表したい。

2. 遺跡の位置と環境

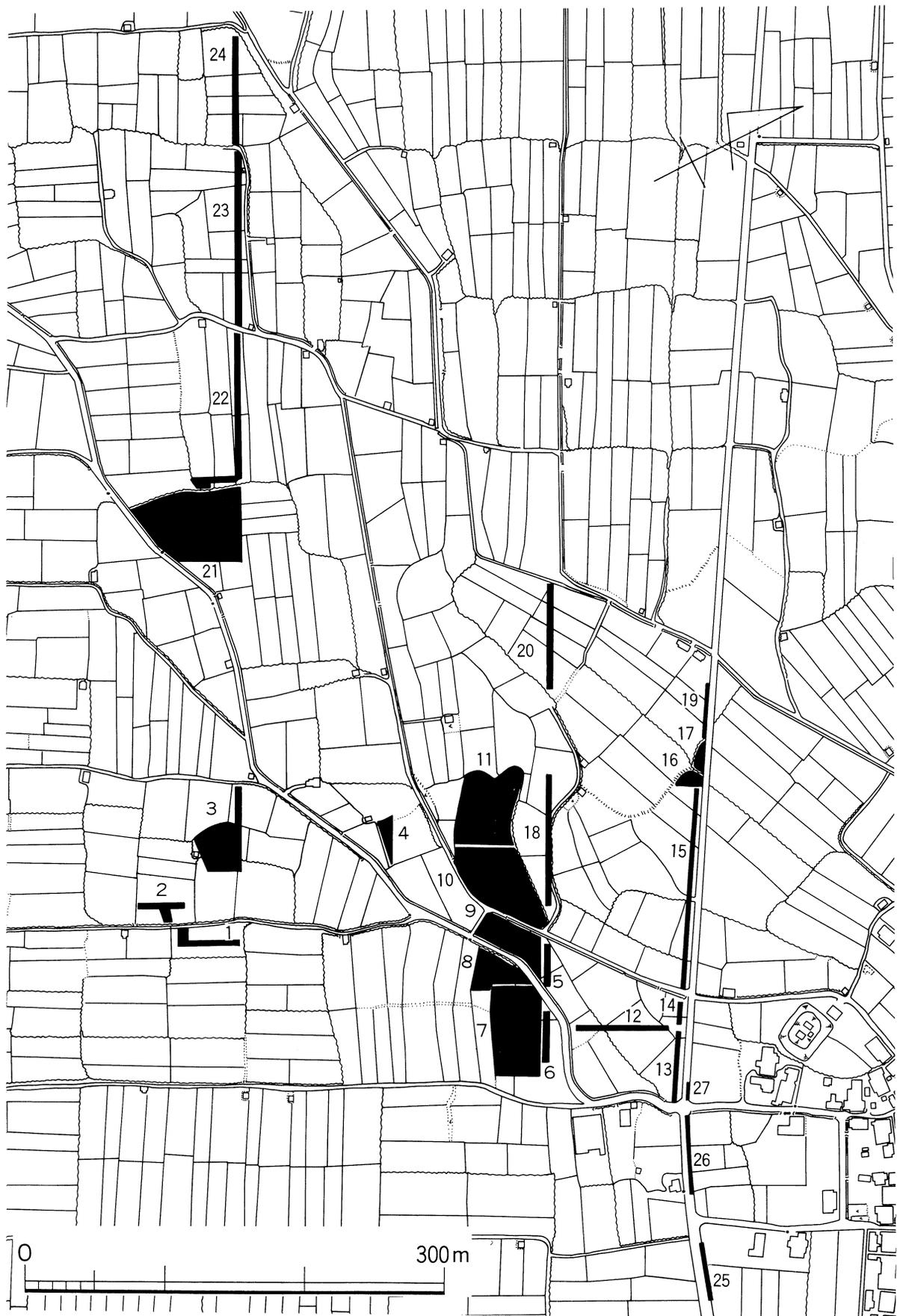
下之郷遺跡は、滋賀県犬上郡甲良町下之郷地先に所在する。鈴鹿山地に源流をもつ犬上川の形成した沖積扇状地の扇央部に立地する。扇状地上には、犬上川の溢流氾濫による旧河道がほぼ全域に認められる。遺跡の現状は一部が集落に重なるがその大半は水田地帯となっている。

犬上川左岸扇状地上の扇央部および扇端・扇裾部には、先述した四十九院遺跡のほかにも、7・8世紀代に中心を置く集落遺跡が存在し、下之郷遺跡と同じ立地条件にある遺跡が点在する状況にある。それらの遺跡は、近年に至っての発掘調査によってその内容が明らかにされてきており、豊郷町雨降野遺跡^①、甲良町長畑遺跡^②、尼子南遺跡^③、法養寺遺跡^④などが確認されている。

下之郷遺跡は、昭和60年度の発掘調査が実施される以前においては、独立した小規模の古墳^⑤が点在する下之郷古墳群として周知されていたものである。しかし、昭和60年度以来実施されてきた発掘調査によって、7世紀中葉から8世紀後半の時期に中心を置く集落遺跡であり、遺跡の範囲も、南北約500m、東西約300mに及ぶ広がりをもつものであることが明らかとなった。検出された遺構は、竪穴住居59棟、掘立柱建物24棟、畦畔遺構、溝状遺構などである。

それらの成果によると、下之郷遺跡における集落の形成は7世紀後半に開始し、集落は竪穴住居によって構成される。竪穴住居は、方形の平面形を呈し、屋内に作り付けカマドの施設を持つ。これは、周辺の尼子南遺跡、法養寺遺跡、四十九院遺跡、雨降野遺跡などと、動向および特徴を同じくする。集落は、8世紀前半には掘立柱建物がこの地域に出現することにより、竪穴住居と掘立柱建物により構成される集落に変遷する。南北棟の掘立柱建物に同じ主軸方位をとる竪穴住居が付随する集落形態が復元される。続く8世紀中葉には、集落は掘立柱建物のみで構成されるようになり、8世紀後葉には、N5°Wの主軸方位をとる畦畔遺構と掘立柱建物が確認されていることから、水田地割に規制された集落形態が出現する。この地割は、この地域周辺に認められるN27°Eの方位をとる方格地割に先行するものとして理解される。遺跡の変遷は、この段階をもって一時的に途絶えるが、12世紀後半には周辺地域の方格地割に規制された集落の存在が確認されている。

犬上川左岸扇状地上における開発過程は、このような下之郷遺跡を始めとした集落遺跡の動向から伺うことのできる好例とされている。^⑥



第1図 下之郷遺跡トレンチ配置図

3. 調査の経過

今回行った発掘調査は、県営ほ場整備事業甲良南部地区下之郷第9・10工区工事に伴うものである。工事対象地は、前年度に発掘調査された地域の西側にあたり、それに連続する遺跡の存在が予想された。

そこで、工事に先立って、遺跡の北への広がりや状況を確認し、遺跡保護に供するための資料を得ることを目的として、試掘調査を実施した。試掘調査は2m×3mの試掘坑を設定し、遺跡の有無と深度を確認し、その記録化を図った。この結果をもとに、滋賀県教育委員会、滋賀県農林部耕地課、彦根県事務所土地改良課の三者で協議が行われ、遺跡の保護策が講じられた。そして、工事設計変更によっても遺跡の現状保存が不可能な箇所を対象に発掘調査を行い遺跡の記録化を図ることとなった。

調査は、切土および水路部分の4箇所を対象とし、第21トレンチから第24トレンチとして実施した。重機による表土除去の後、人力によって調査を進行し、写真・図面による遺跡の記録化を図った。現地における発掘調査は、昭和62年6月2日より開始し、断続的に昭和62年12月23日まで実施した。さらに、整理調査を昭和63年3月31日まで実施し、本報告書に掲載したごとの成果を得た。

4. 調査の結果

1. 層位

調査対象地における表土から遺構面にいたるまでの基本的な層位は、第1層が耕作土、第2層が床土、第3層が黄茶褐色粘質土で、灰褐色砂礫土の遺構面に至る。表土から遺構面に至るまで約30～50cmを測る。

2. 遺構

今回の調査において検出した遺構について、個々に説明を加える。なお、遺構番号は全て昭和61年度調査分の調査報告書に掲載されている遺構番号に続くものとした。

(1) 第21トレンチ

今回の調査範囲において、もっとも東に位置するトレンチである。検出した主な遺構は、竪穴住居（SH）12棟、掘立柱建物（SB）7棟、溝（SD）4条、柵列（SA）3条である。

SH60

トレンチ北東端部に位置する。北辺4.50m、南辺4.45m、東辺5.47m、西辺5.50m、深さ0.12m、床面積約24.39㎡の規模を持つ竪穴住居である。遺構面において検出された輪郭で掘り込んだところ、住居の北壁東よりにカマドが確認され、焚き口付近床面より須恵器の杯が出土した。床面を精査したところ、北辺3.10m、南辺3.20m、東辺5.50m、西辺5.45mの輪郭がさらに現れ、掘り込んだところ、住居の東壁南よりカマドが確認され、上層と同様に焚き口付近床面より須恵器の杯が出土した。埋土の堆積状況と、遺構検出の状況から、下層の竪穴住居を拡張したのが上層の竪穴住居で、拡張に際して下層の住居の床面（床面積約17.17㎡）を埋めて整地し、掘

り込みを浅くして上層の住居を構築していることが考えられる。支柱穴は、下層の床面において確認することができた。支柱穴は、円形で径約40cm、柱間は、北辺1.43m、南辺1.28m、東辺2.50m、西辺2.60mを測る。建物の主軸は、N5°Eの方位にとる。

SH61

SH60の南側に位置する。北辺3.35m以上、南辺1.10m以上、西辺6.00m、深さ0.23m、床面積約13.35㎡以上の規模を持つ竪穴住居である。カマドは確認されていない。支柱穴は西側の2基のみを検出し、円形で径約40cm、柱間2.95mを測る。建物の主軸は、N7°Eの方位にとる。

SH62

SB27の西側に位置する。北辺3.90m、南辺3.95m、東辺6.13m、西辺6.49m、深さ0.29m、床面積約24.57㎡の規模を持つ竪穴住居である。住居の北壁やや東よりの位置にカマドが確認された。遺存状況が比較的良好で、カマドの天井部も検出された。壁面に対して、東へ少し振った形で造り付けられている。床面壁ぞいに、全周するものではないが幅約30cm、深さ約10cmの壁溝が認められた。支柱穴は、円形で径約50cm、柱間は、北辺2.50m、南辺1.90m、東辺2.20m、西辺2.00mを測る。建物の主軸は、N6°Wの方位にとる。

SH63

トレンチの北端部付近に位置する。北辺4.00m、南辺4.05m、東辺4.05m、西辺3.60m、深さ0.10m、床面積約15.20㎡に規模を持つ竪穴住居である。住居の南壁中央の位置にカマドが確認された。遺存状況は悪く、床面に掘り込みを浅くして焼土の堆積が見られるのみのもであった。支柱穴は、円形で径約35cmを測り、西側の2基のみを検出し、柱間は1.40mを測る。建物の主軸は、N29°Wにとる。

SH64

SH63の西側に位置する。北辺3.70m、南辺3.75m、東辺3.42m、西辺3.25m、深さ0.26m、床面積約12.21㎡の規模を持つ竪穴住居である。住居の北東隅に焼土の堆積を見ることができ、カマドの位置と考えられる。支柱穴は検出できなかった。建物の主軸は、N7°Wにとる。

SH65

SD17の西側に位置する。北辺3.95m、南辺3.73m、東辺3.00m、西辺3.40m、深さ0.43m、床面積約12.35㎡の規模を持つ竪穴住居である。住居の南西隅にカマドが確認された。燃焼部は陥落していたが、燃焼部から住居の外側に延びる煙道は地面を掘り抜いた状態で残存していた。燃焼部には、土師器の甕が落ち込んだ状態で出土している。支柱穴は、円形で径約38～47cm、北辺2.10m、南辺1.85m、東辺1.75m、西辺2.18mを測る。建物の主軸は、N23°Wの方位にとる。

SH66

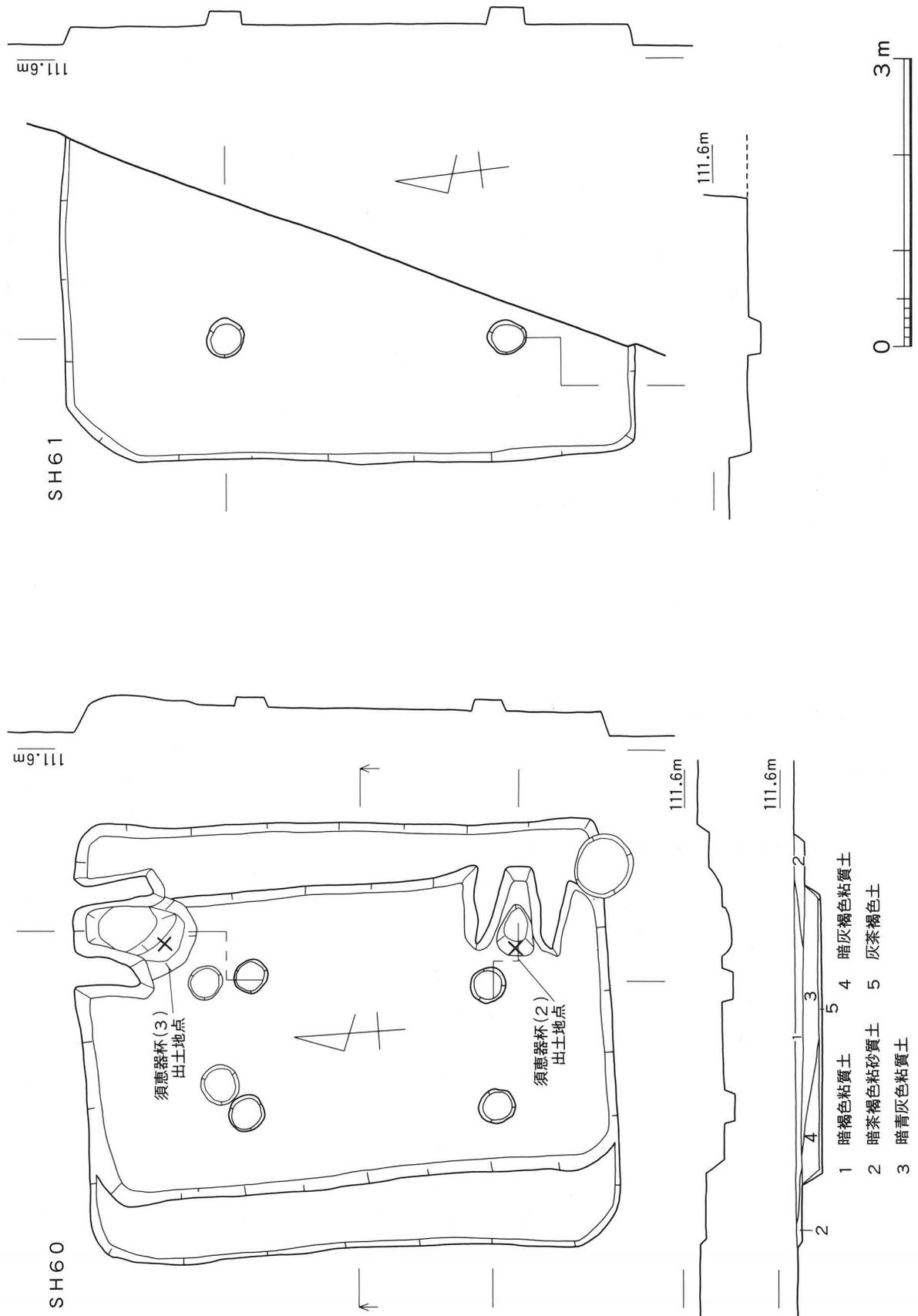
トレンチの南端部に位置する。北辺3.50m、南辺4.00m、東辺3.45m、西辺3.10m、深さ0.20m、床面積約12.00㎡の規模を持つ竪穴住居である。住居の南西隅にカマドが確認された。カマドは袖部のみを残すものであった。支柱穴は、円形で径約30cm、柱間は、北辺2.05m、南辺1.95m、東辺1.98m、西辺1.70mを測る。建物の主軸は、N9°Wの方位にとる。

SH67

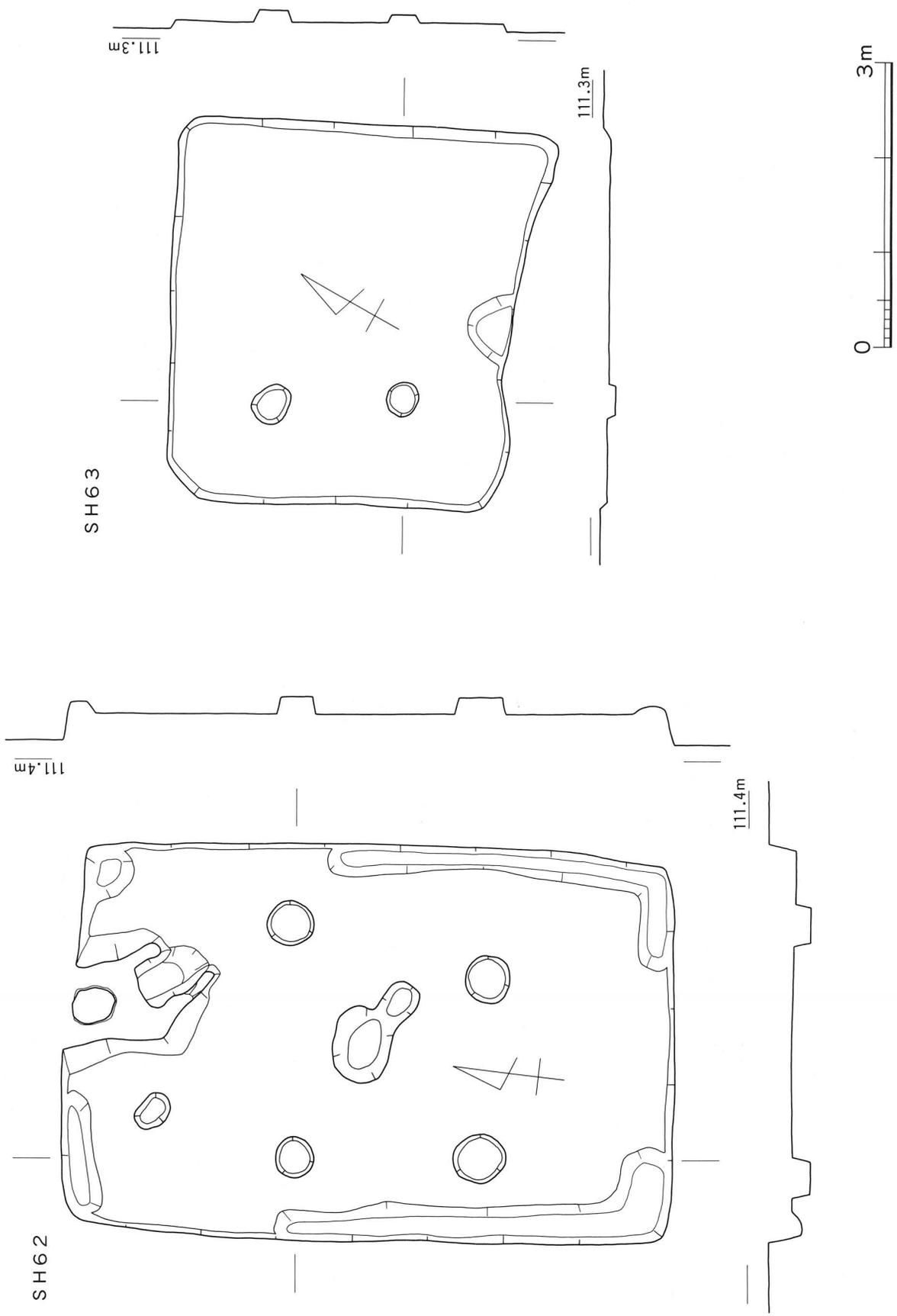
SH66の西側に位置する。北辺3.74m、南辺3.78m、東辺3.85m、西辺3.80m、深さ0.22m、床面積約14.44㎡の規模を持つ竪穴住居である。カマドは検出されなかった。支柱穴は、西側の2基を検出し、円形で径約40～50cm、柱間は2.22mを測る。建物の主軸は、N17°Wの方位にとる。



第2図 下之郷遺跡第21トレンチ遺構全体図

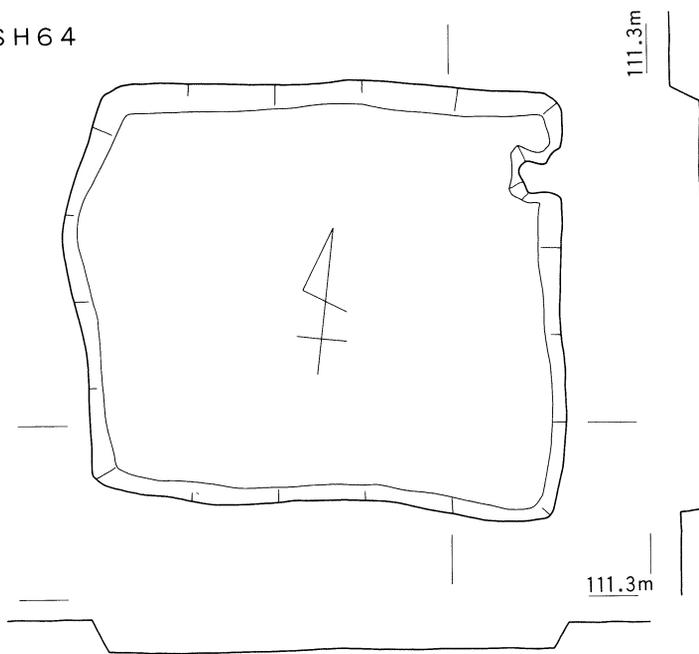


第3図 下之郷遺跡遺構実測図(1)

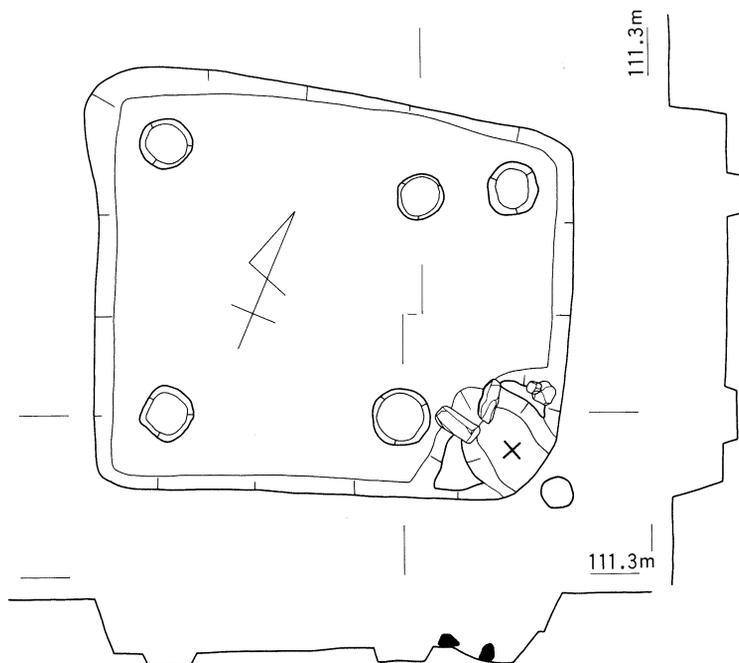


第4図 下之郷遺跡遺構実測図(2)

SH64

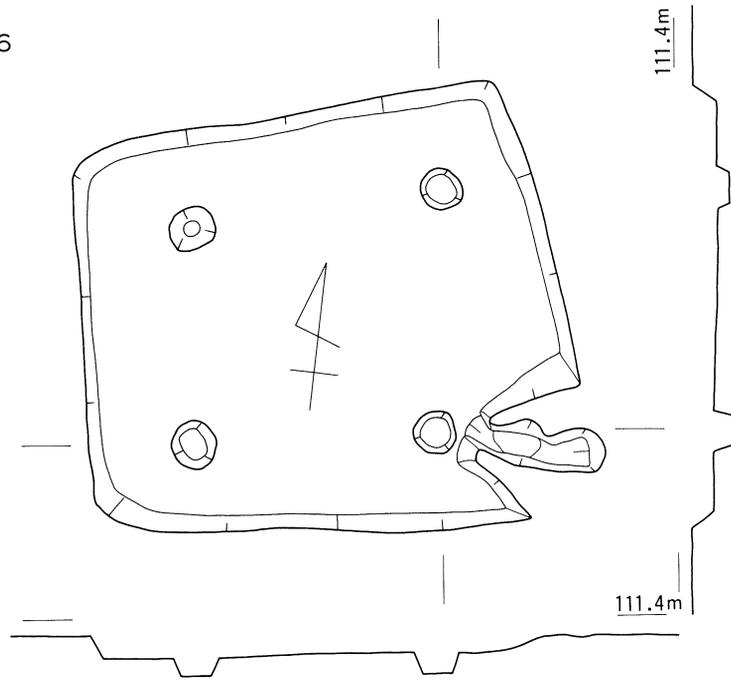


SH65

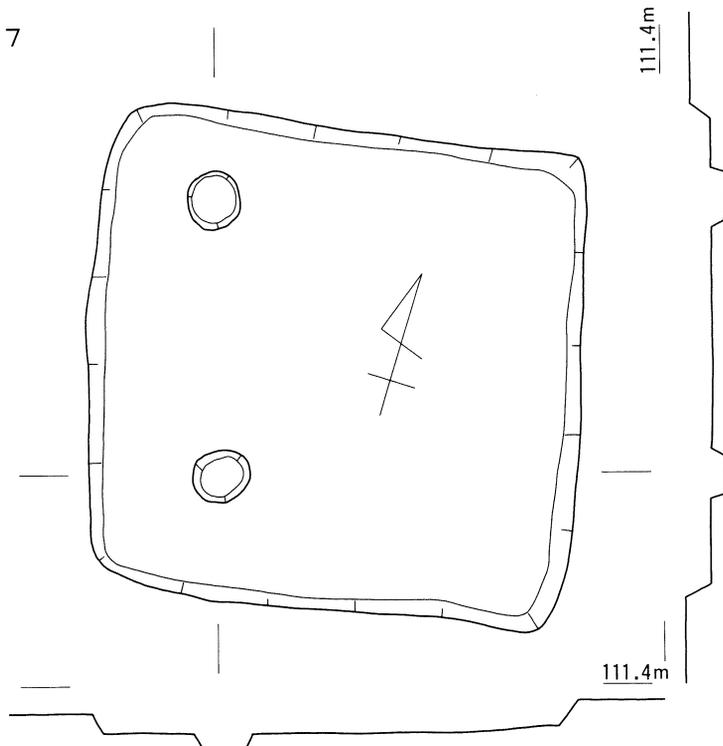


第5図 下之郷遺跡遺構実測図(3)

SH66



SH67



第6図 下之郷遺跡遺構実測図(4)

SH68

トレンチの西端南半部に位置する。北辺3.25m以上、南辺3.60m、東辺4.40m、西辺2.85m以上、深さ0.20m、床面積約14.06㎡以上の規模を持つ竪穴住居である。住居の東壁中央にカマドが確認された。カマドは削平のために天井部を消失しており、袖部の基底部と燃焼部床面の掘り込みのみを検出された。主柱穴は、円形で径約35～50cm、柱間は、北辺2.45m、南辺2.80m、東辺3.05m、西辺3.00mを測る。建物の主軸は、N 8° Wの方位にとる。

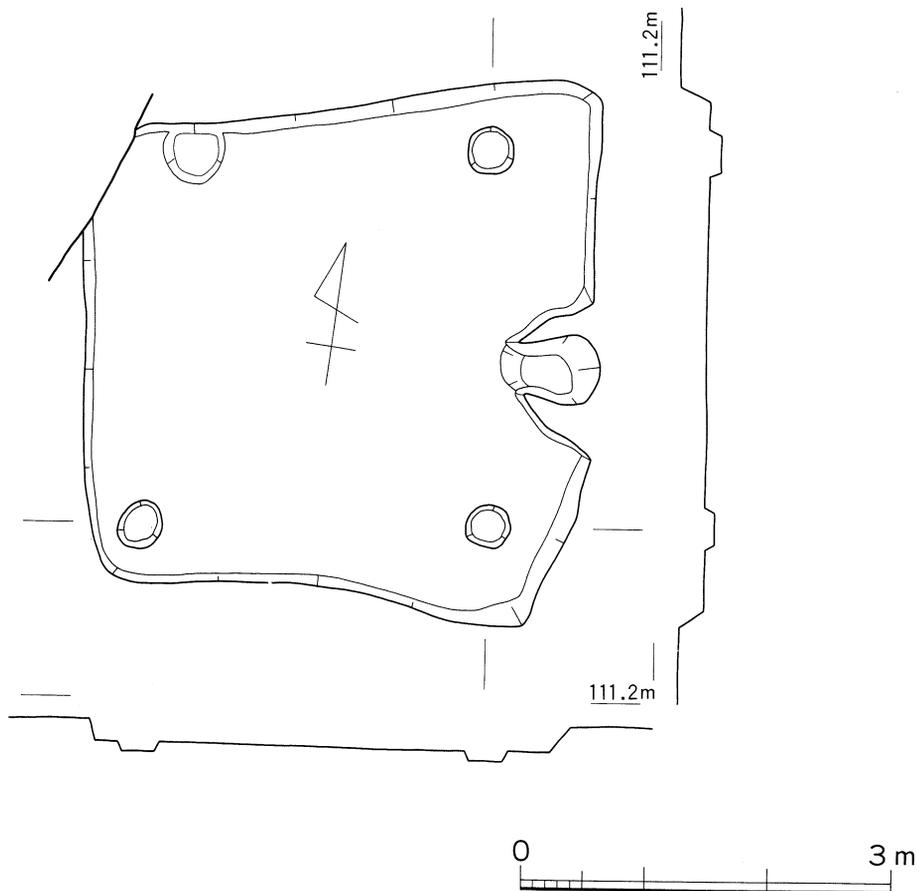
SH69

トレンチの西南隅に位置する。北辺3.16m、南辺3.47m、東辺2.75m、西辺2.95m、深さ0.10m、床面積約9.74㎡の規模を持つ竪穴住居である。住居の東壁中央にカマドが確認された。カマドは削平のために天井部および袖部を消失しており、燃焼部床面の掘り込みのみを検出された。主柱穴は確認されなかった。建物の主軸は、N 2° Wの方位にとる。

SH70

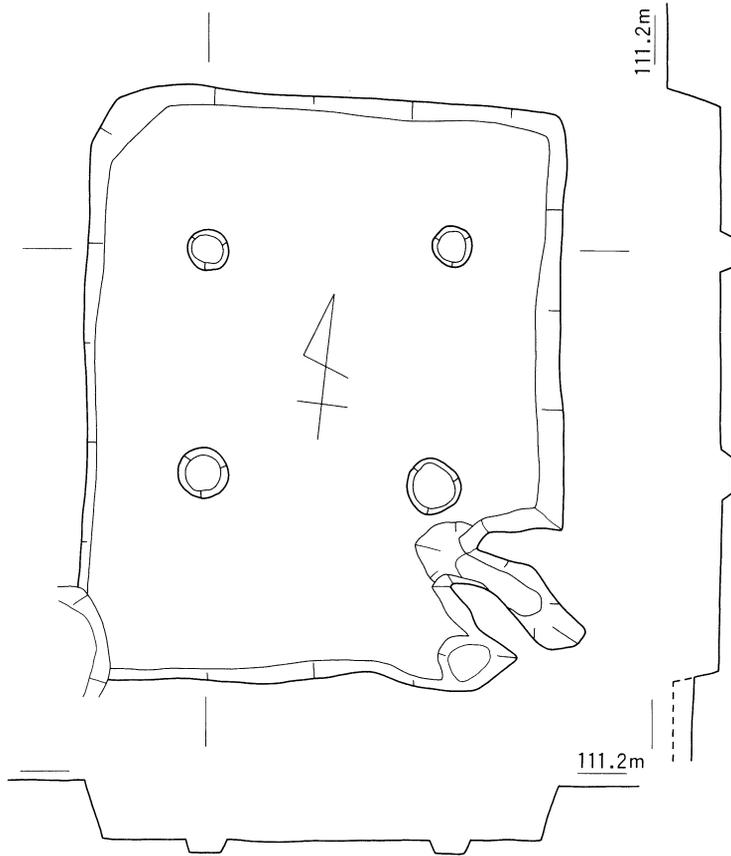
SH69の南側に位置する。北辺3.85m、南辺3.50m、東辺4.70m、西辺4.75m、深さ0.43m、床面積約17.16㎡規模を持つ竪穴住居である。住居の東南隅にカマドが確認された。カマドは天井部は陥落しているが、袖部および建物の外側に延びる煙道の掘り込みが検出された。主柱穴は、円形で径約30～45cm、柱間は、北辺2.00m、南辺1.85m、東辺1.95m、西辺1.80mを測る。建物の主軸は、N 7° Wの方位にとる。

SH68



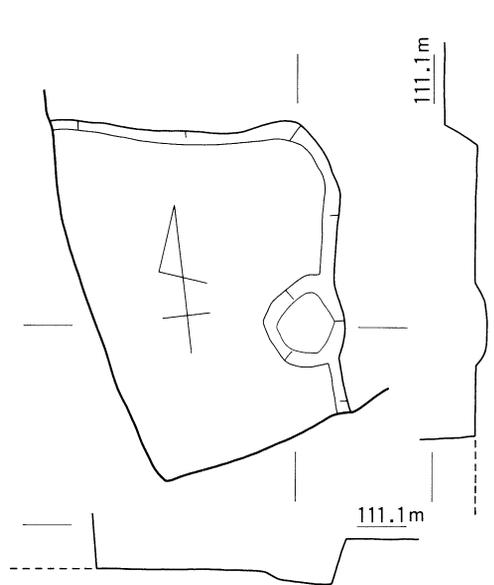
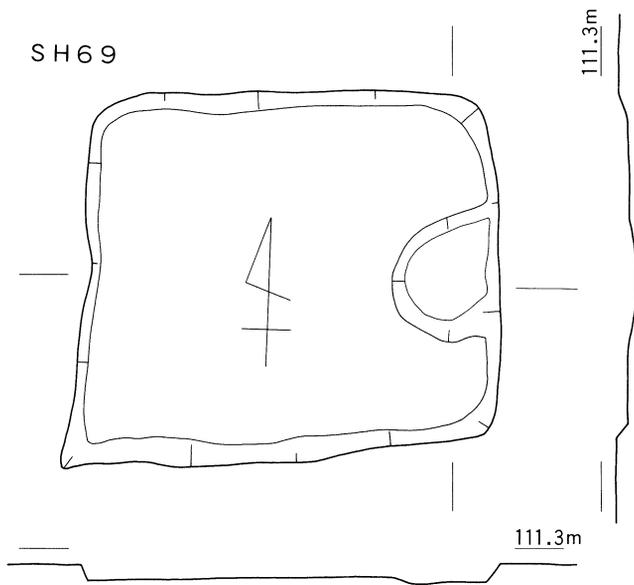
第7図 下之郷遺跡遺構実測図(5)

SH70

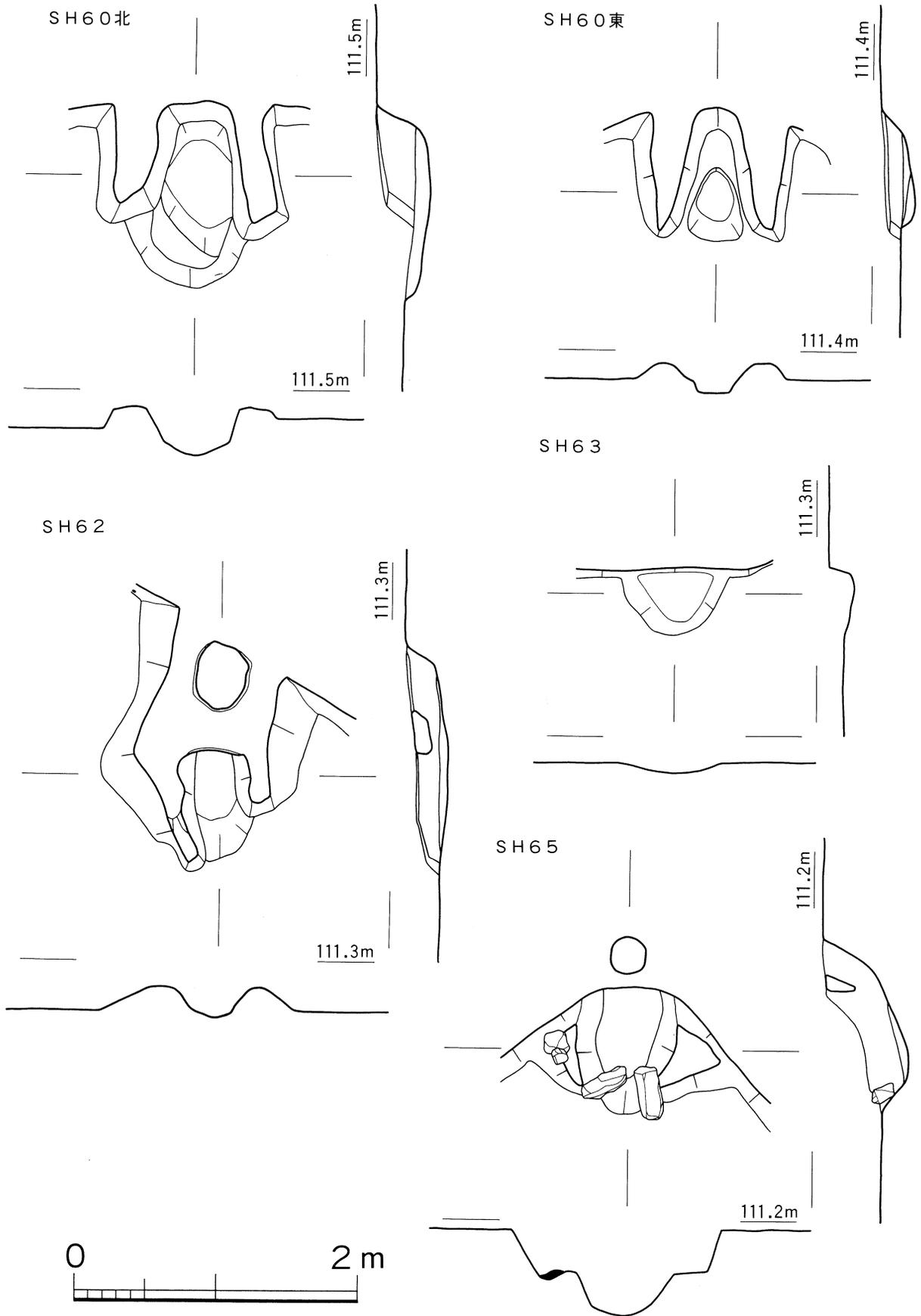


SH71

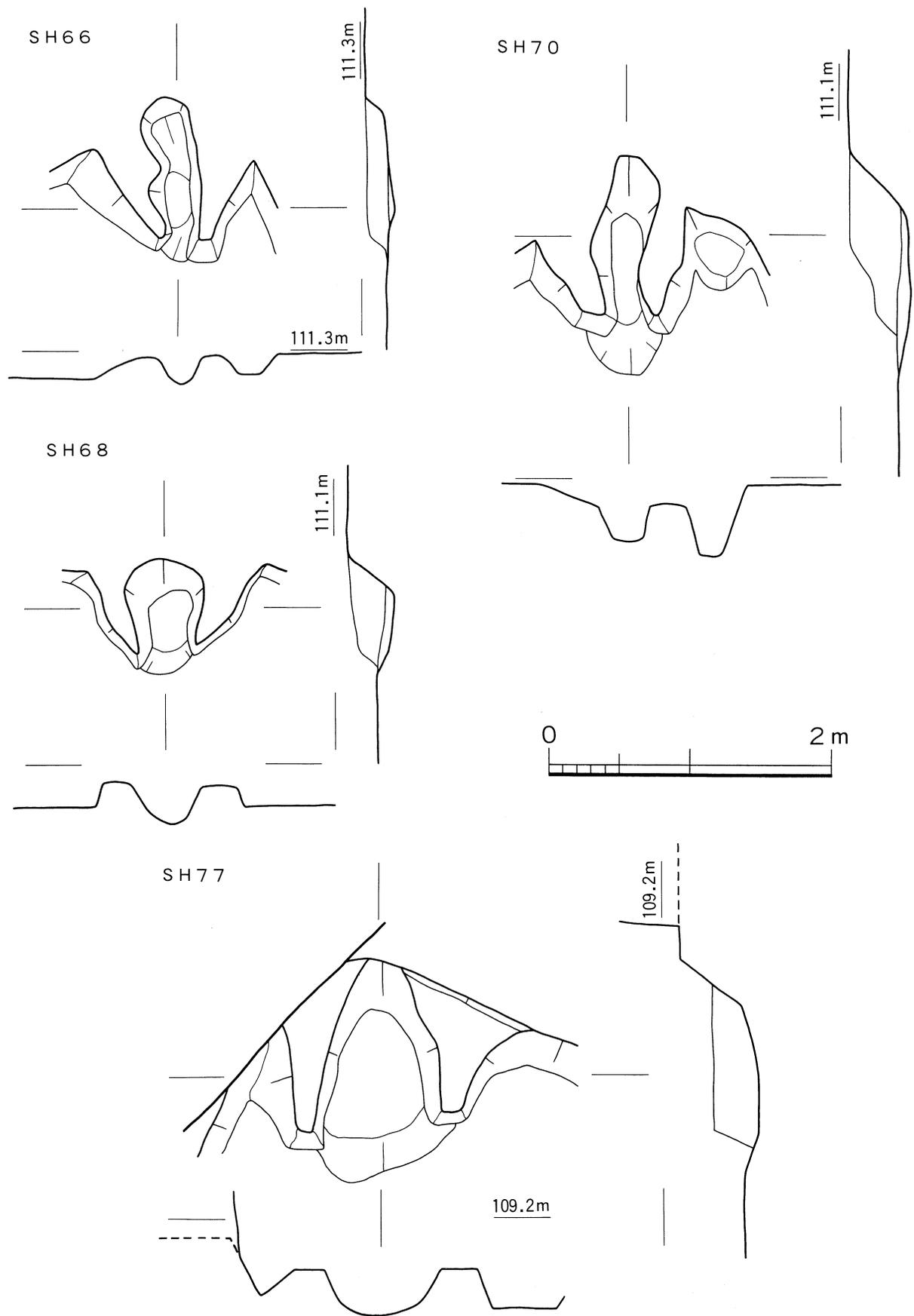
SH69



第8図 下之郷遺跡遺構実測図(6)



第9図 下之郷遺跡竪穴住居カマド実測図(1)



第10図 下之郷遺跡竪穴住居カマド実測図(2)

SH71

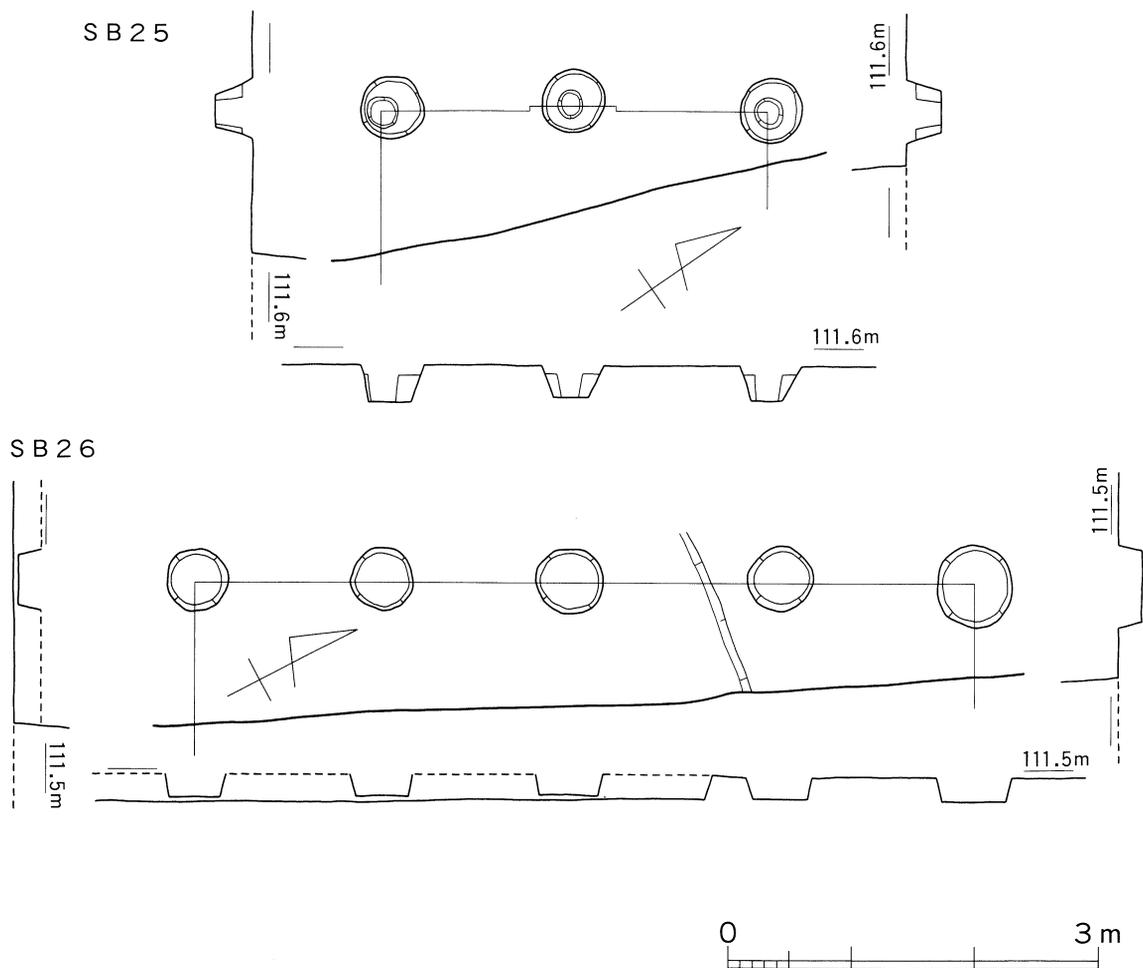
SH70の西側に位置し、SH70を切り込む。北辺2.00m以上、東辺2.30m以上、深さ0.25m、床面積約5.00㎡以上の規模を持つ竪穴住居である。住居の東壁中央にカマドが確認された。カマドは天井部および袖部は消失しており、燃焼部の掘り込みのみが検出された。主柱穴は確認されなかった。建物の主軸は、N7°Wの方位にとる。

SB25

SH60の東側に位置する。東西1間以上×南北2間(3.11m)の規模を持つ掘立柱建物で、建物の主軸はおよそN35°Eの方位にとる。柱穴の掘形は円形で径約50cm、柱穴は径20cm、柱間は、西辺南北が1.52・1.59mを測る。

SB26

SB25の南側に位置する。東西1間以上×南北4間(6.30m)の規模を持つ掘立柱建物で、建物の主軸は、N27°Eの方位にとる。柱穴は円形で径約53~67cm、柱間は、西辺南北が1.58・1.70・1.50・1.52mを測る。



第11図 下之郷遺跡遺構実測図(7)

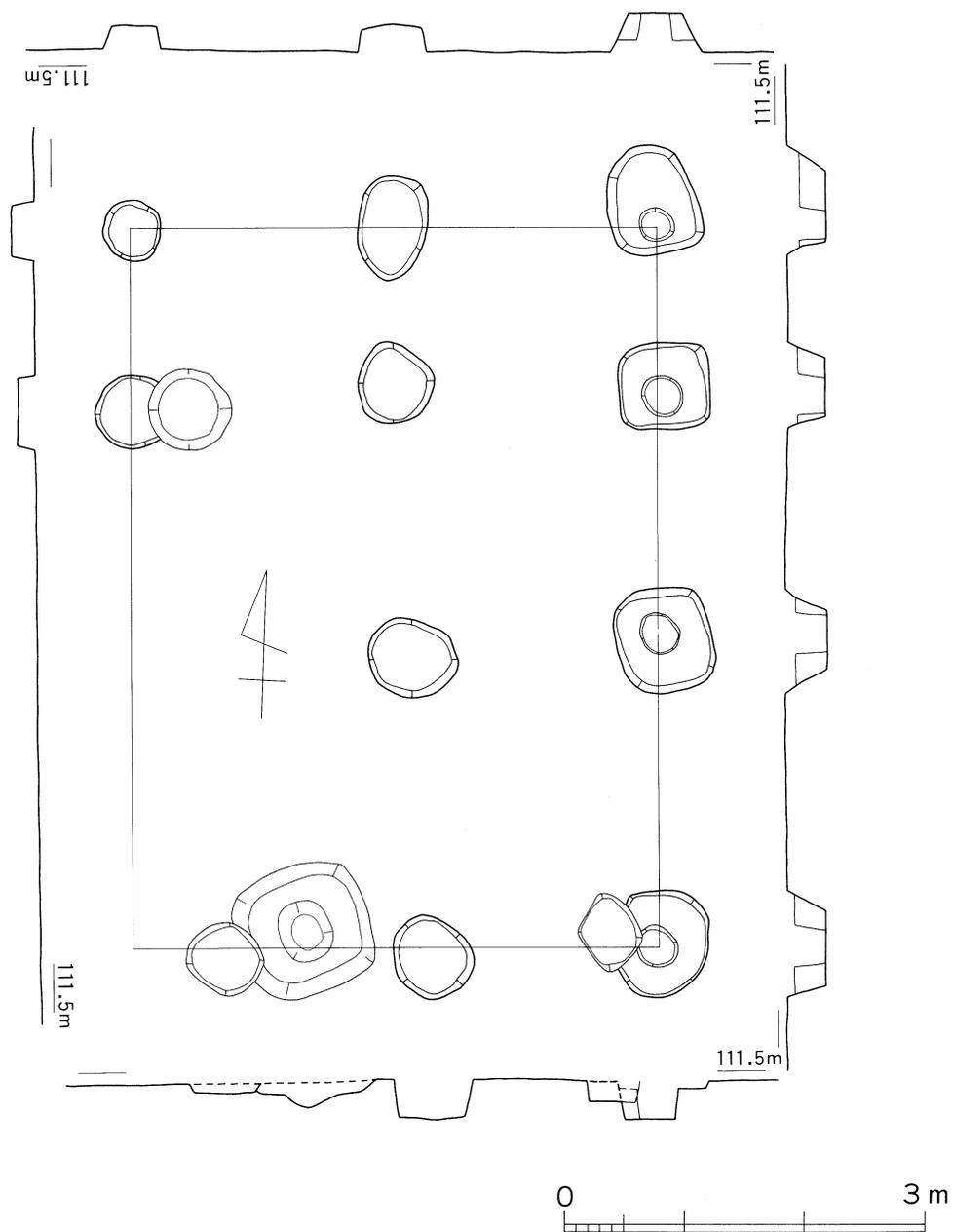
SB27

SH61の西側に位置する。東西2間(4.35m)×南北3間(6.00m)の規模を持つ掘立柱建物で、建物の主軸は、N2°Eの方位にとる。柱穴の掘形はほぼ円形で径45~80cm、柱穴は径約30cm、柱間は、北辺東西が2.16・2.19m、南辺東西が1.97(2.43m)、東辺南北が1.49・1.95・2.56m、西辺南北が1.52・(1.82)・(2.56)mを測る。建物の東辺の4基の柱穴は掘形の大きいものであり、それ以外の柱穴とは様相を異にしている。

SB28

SH62の北側に位置する。東西2間(4.05m)×南北4間(7.30m)の規模を持つ掘立柱建物で、建物の主軸はN13°Eの方位にとる。柱穴の掘形は円形で径約40~60cm、柱穴は径約25cm、柱間は、北辺東西が

SB27



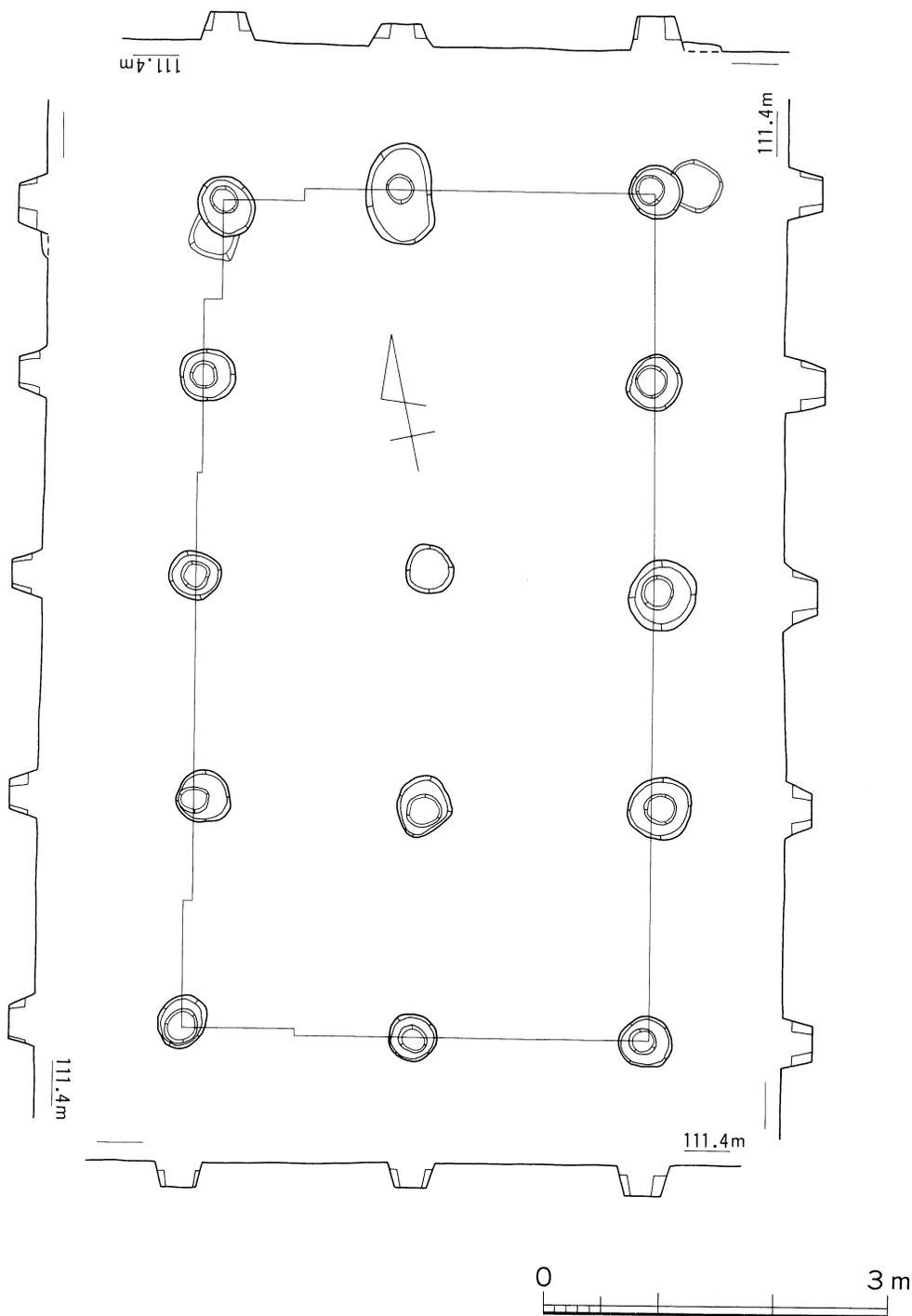
第12図 下之郷遺跡遺構実測図(8)

1.55・2.19m。南北東西が2.00・2.05m、東辺南北が1.61・1.81・1.88・2.00m、西辺南北が1.52・1.70・1.96・1.96mを測る。

SB29

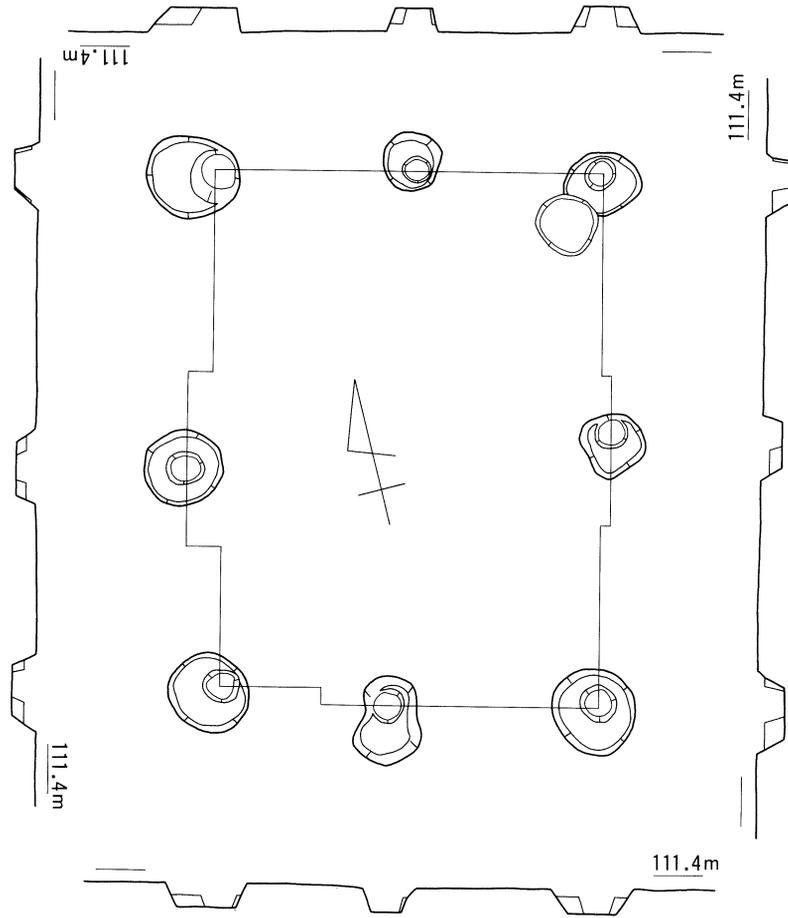
SB29の西側に位置する。東西2間(3.13m)×南北2間(4.28m)の規模を持つ掘立柱建物で、建物の主軸は、N14°Eの方位にとる。柱穴の掘形は円形で径約20cm、柱穴は径約70cm、柱間は、北辺東西が1.64・1.49m、南辺東西が1.36・1.70m、東辺南北が2.08・2.20m、西辺南北が2.40・1.73mを測る。

SB28

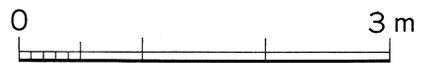
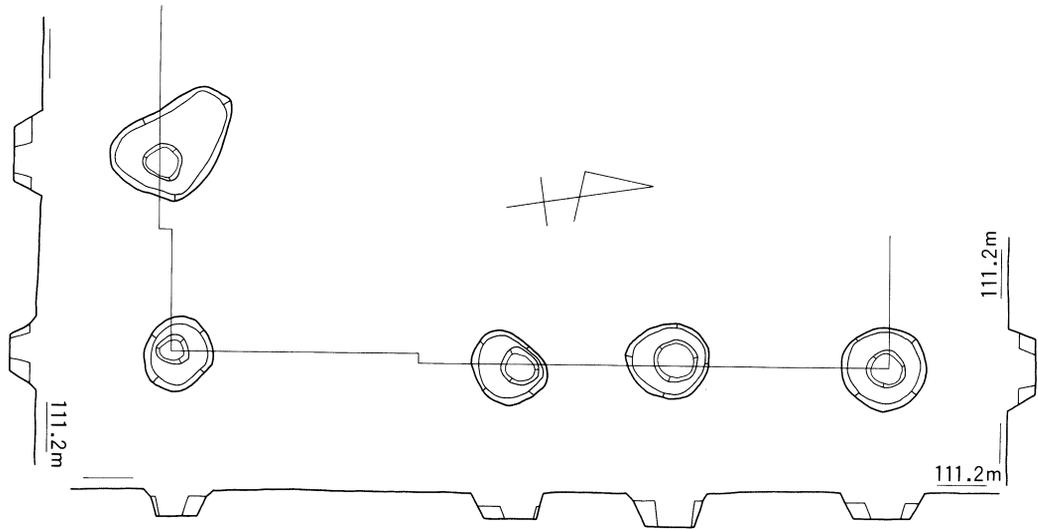


第13図 下之郷遺跡遺構実測図(9)

SB 29



SB 30



第14図 下之郷遺跡遺構実測図(10)

SB30

トレンチ中央に位置する。東西1間(1.51m)以上×南北2間(5.78m)の規模を持つ掘立柱建物で、建物の主軸は、N9°Eの方位にとる。柱穴の掘形は円形で径約55~65cm、柱穴は径約25cm、柱間は、南辺東西が1.51m、東辺南北が3.00・2.78mを測る。SD17に切られ、建物の西半部は検出できなかった。

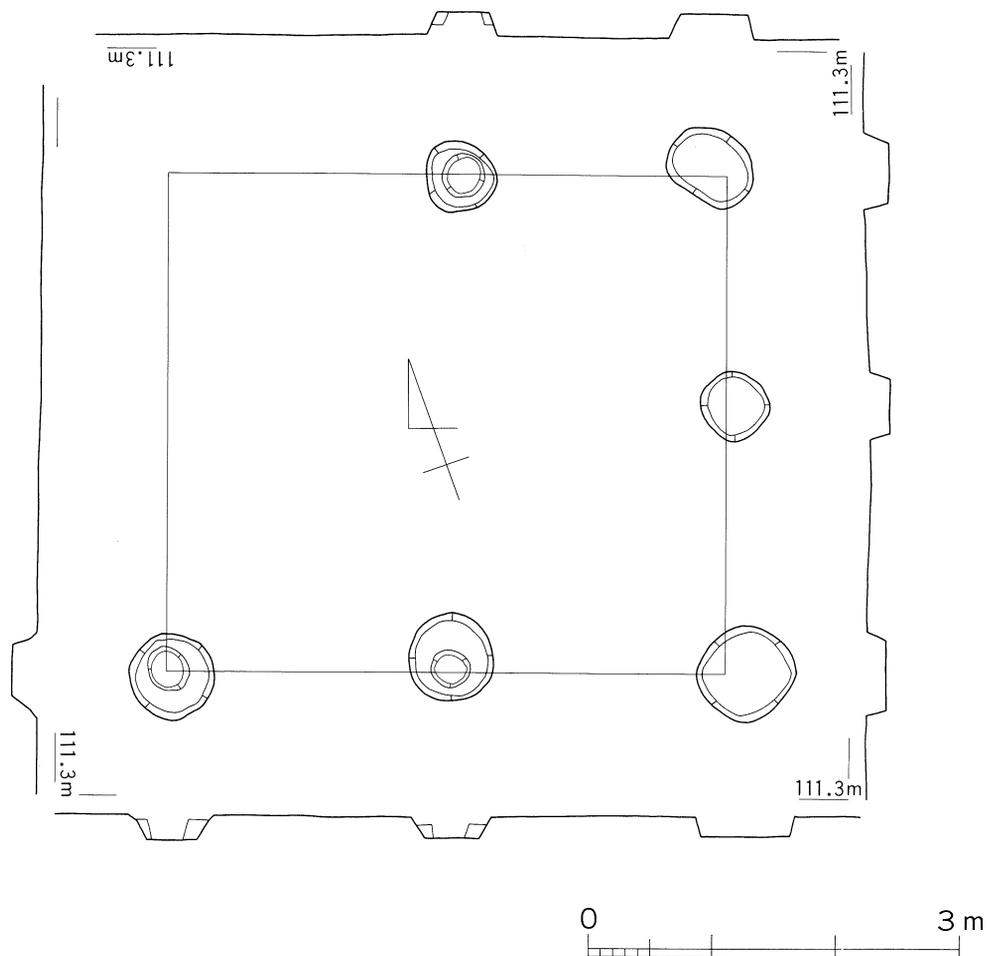
SB31

トレンチの北端部に位置する。東西2間(4.50m)×南北2間(3.98m)の規模を持つ掘立柱建物で、建物の主軸は、N20°Wの方位にとる。柱穴の掘形は円形で径約50~80cm、柱穴は径約30cm、柱間は、北辺東西が2.13m、南辺東西が2.30・2.20m、東辺南北が1.85・2.13mを測る。

SD17

トレンチの中央に位置する。N15°Eの方位をとる南北溝で、幅約0.90m、深さ約0.70mを測り、U字状に掘り込まれている。北側は調査範囲外から延びてきており、南側はSH66・67の北側で途絶える。今回の調査において、もっとも多くの遺物を出土した遺構である。

SB31



第15図 下之郷遺跡遺構実測図(11)

(2) 第22トレンチ

第21トレンチの西側に位置するトレンチで、幅約3.0m、全長約101.0mで設定した。検出した主な遺構は、竪穴住居3棟、掘立柱建物2棟、溝1条などである。

SH72

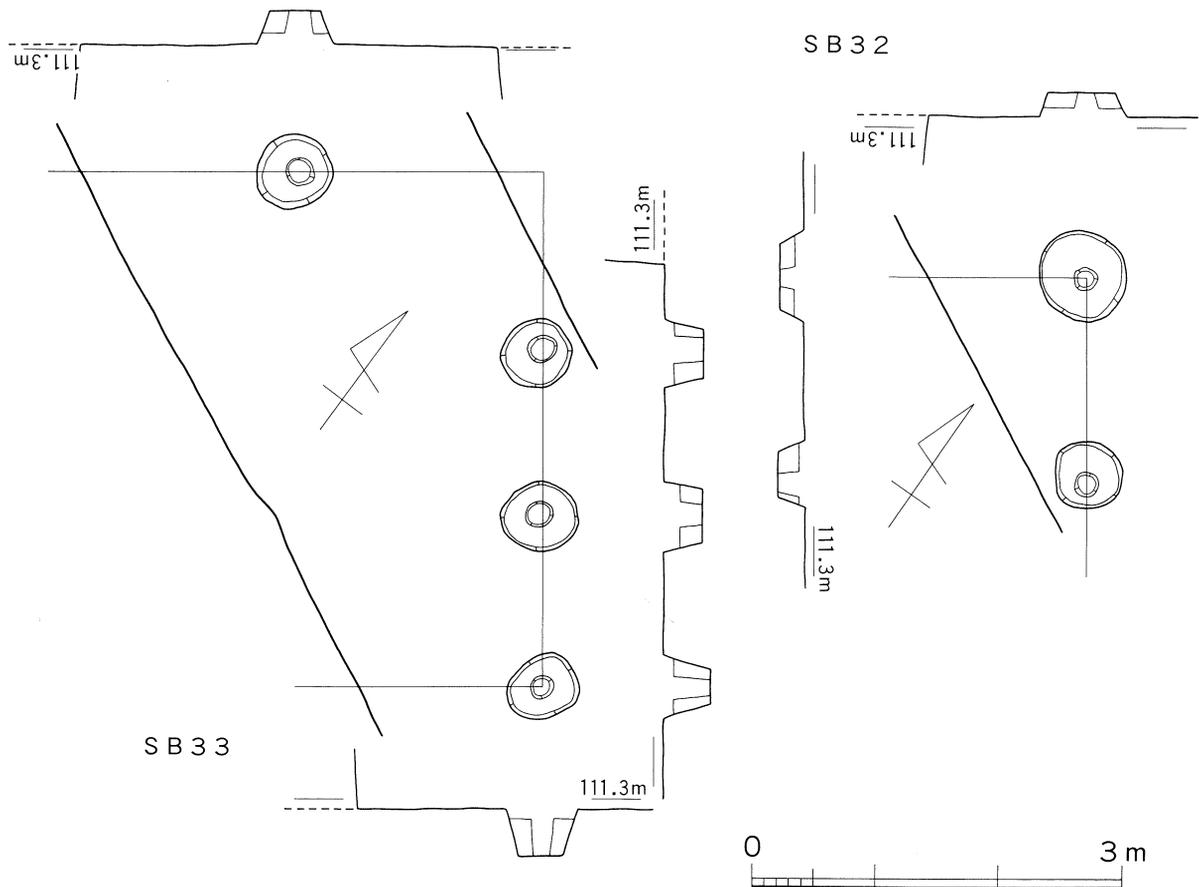
トレンチ東半部、SH73の東側に位置する。北辺2.30m以上、東辺1.20m以上、深さ0.10m、床面積約0.75㎡以上の規模を持つ竪穴住居で、建物の主軸は、N5°Wの方位にとる。カマド、支柱穴は確認されなかった。

SH73

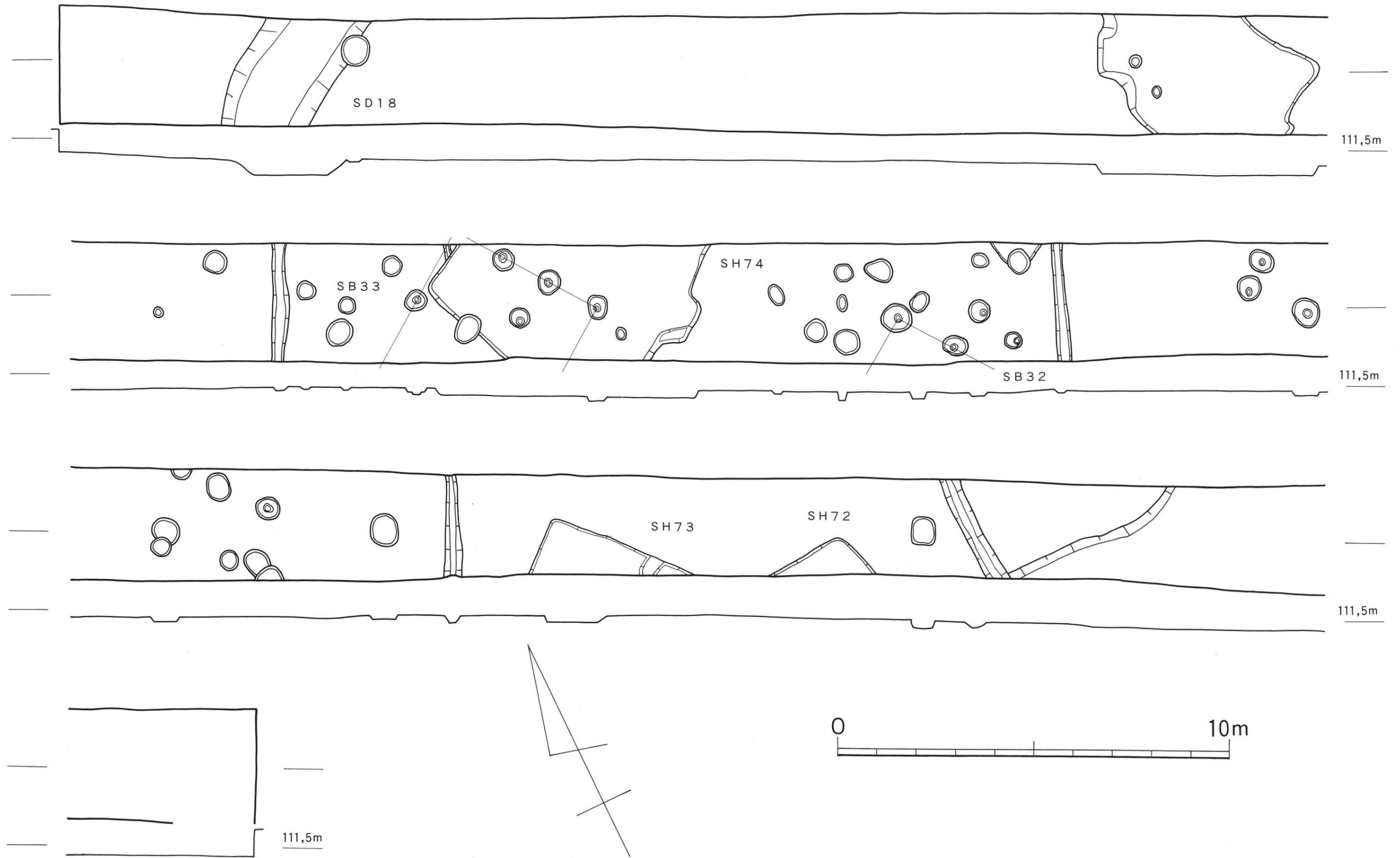
SH72の西側に位置する。北辺3.85m以上、西辺1.55m以上、深さ0.15m、床面積約2.98㎡以上の規模を持つ竪穴住居で、建物の主軸は、N45°Eの方位にとる。建物の東壁中央部付近にカマドの袖部が確認された。支柱穴は確認されなかった。

SH74

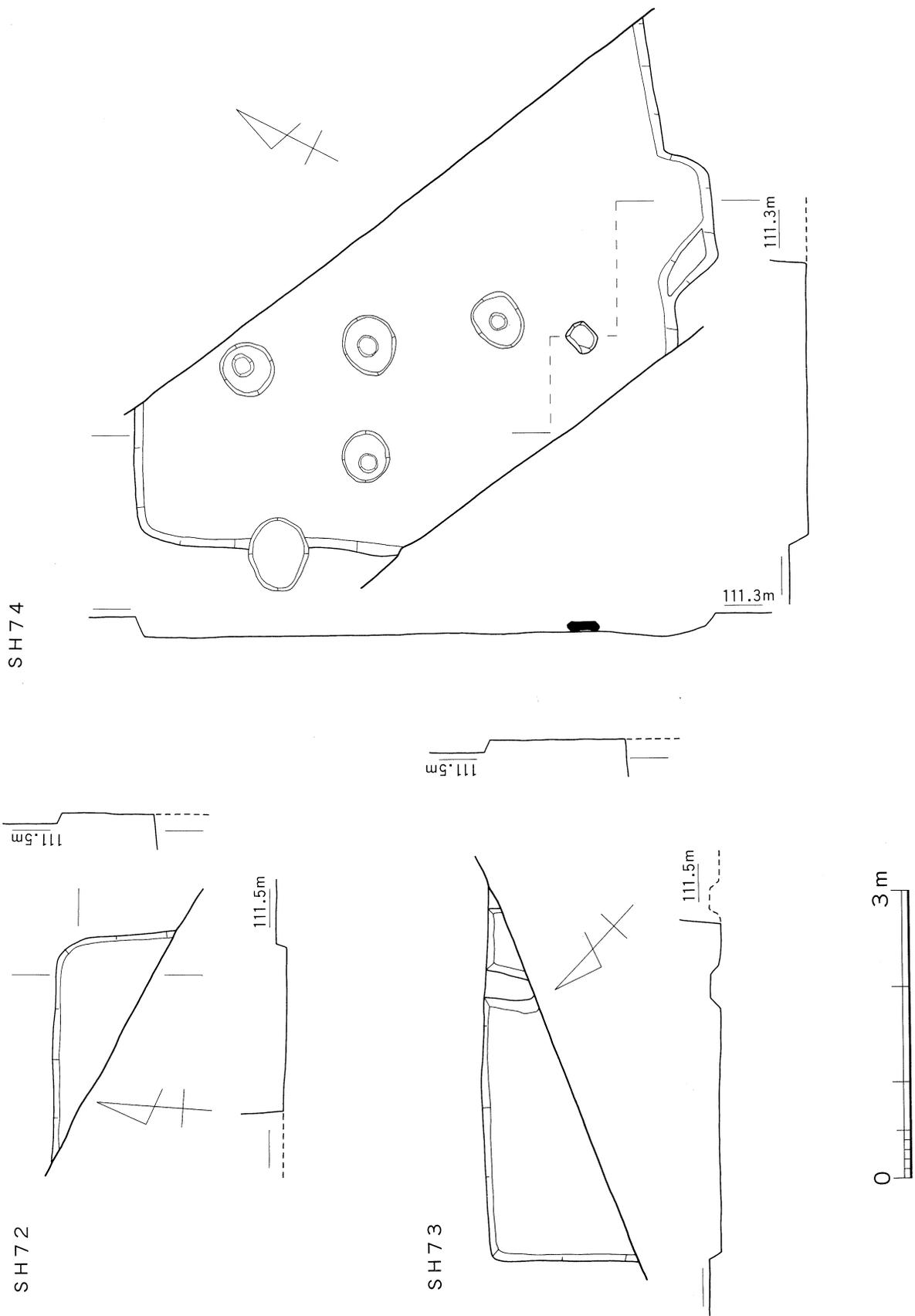
トレンチのほぼ中央部に位置する。北辺1.35m以上、南辺3.45m以上、西辺2.75m以上、深さ0.20m、床面積約15.99㎡以上の規模を持つ竪穴住居で、建物の主軸は、N28°Wの方位にとる。建物の南壁中央部付近にカマドが確認されたが、天井部、袖部は検出できなかった。カマド燃焼部は屋外に延びるようである。出土した須恵器類の大半がカマド周辺から出土している。



第16図 下之郷遺跡遺構実測図(12)



第17図 下之郷遺跡第22トレンチ遺構全体図



第18図 下之郷遺跡遺構実測図(13)

SB32

SH74の東側に位置する。東西1間以上×南北1間(1.61m)以上の規模を持つ掘立柱建物で、建物の主軸は、N35°Wの方位にとる。柱穴の掘形は円形で径約54~73cm、柱穴は径約20cm、柱間は、東辺南北が1.61mを測る。

SB33

SB32の西側に位置する。東西2間以上×南北3間の規模を持つ掘立柱建物で、建物の主軸は、N34°Wの方位にとる。柱穴の掘形は円形で径約55cm、柱穴は径約20cm、柱間は、東辺南北が1.30・1.40mを測る。SH74を切り込む。

SD18

トレンチの西端部に位置する。幅約2.30m、深さ約0.80mの規模をもつ溝で、U字状に掘り込まれている。

(3) 第23トレンチ

第22トレンチの西側に続くトレンチである。幅約3.0m、全長約115.0mで設定した。検出した主な遺構は、竪穴住居2棟、掘立柱建物1棟、溝1条であり、トレンチの東半部を中心として確認された。トレンチの西半部においては性格の明らかな遺構は検出されなかった。

SH75

SD19の西側に位置する。北辺2.00m以上、東辺0.95m以上、深さ約0.20m、床面積約0.95㎡以上の規模を持つ竪穴住居である。カマド、支柱穴は確認されなかった。

SH76

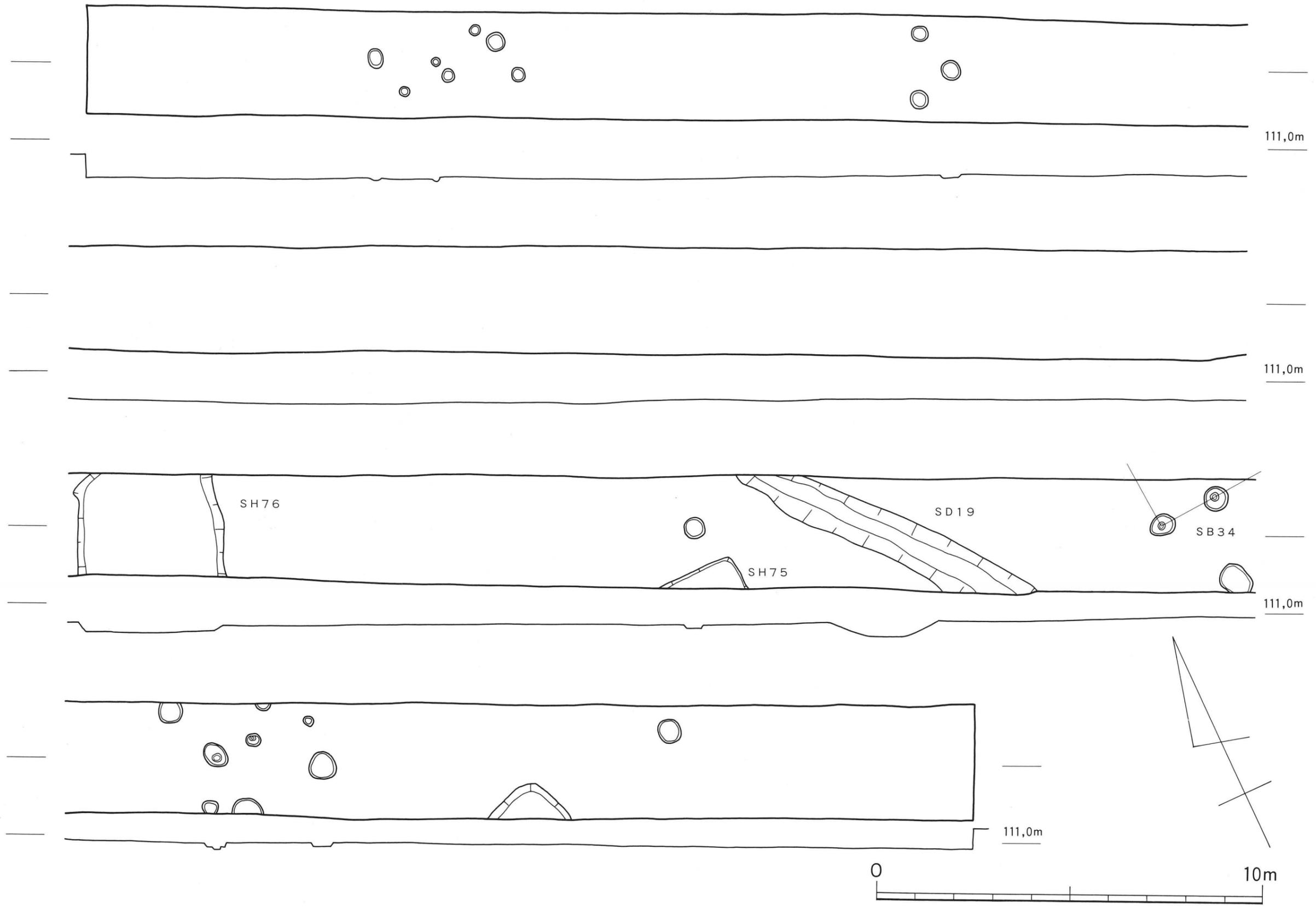
トレンチのほぼ中央部に位置する。東西約3.73m、南北約2.65m以上、深さ約0.15m、床面積約9.88㎡の規模を持つ竪穴住居である。住居の壁部が緩やかに立ち上がって検出されているのは、住居が礫面に掘り込まれているためであろう。カマド、支柱穴などは確認されなかったが、住居の北東隅付近の床面において、甕、高杯などの古式土師器が出土している。

SB34

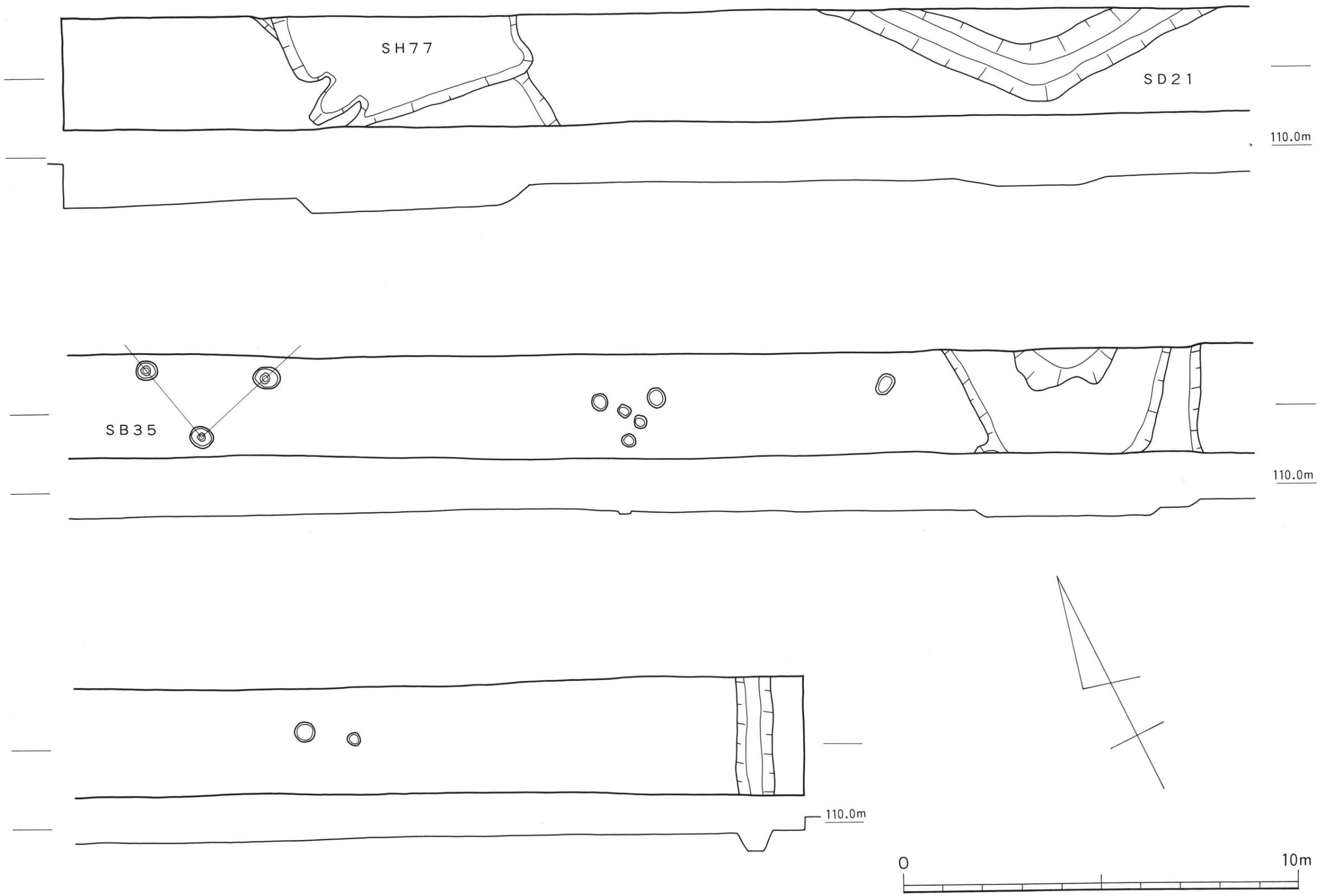
SD19の東側に位置する。東西1間(1.54m)以上×南北1間以上の規模を持つ掘立柱建物である。建物の主軸は、N4°Wの方位にとる。柱穴の掘形は円形で径約50~60cm、柱穴は径約25cm、柱間は、南辺東西が1.54mを測る。

SD19

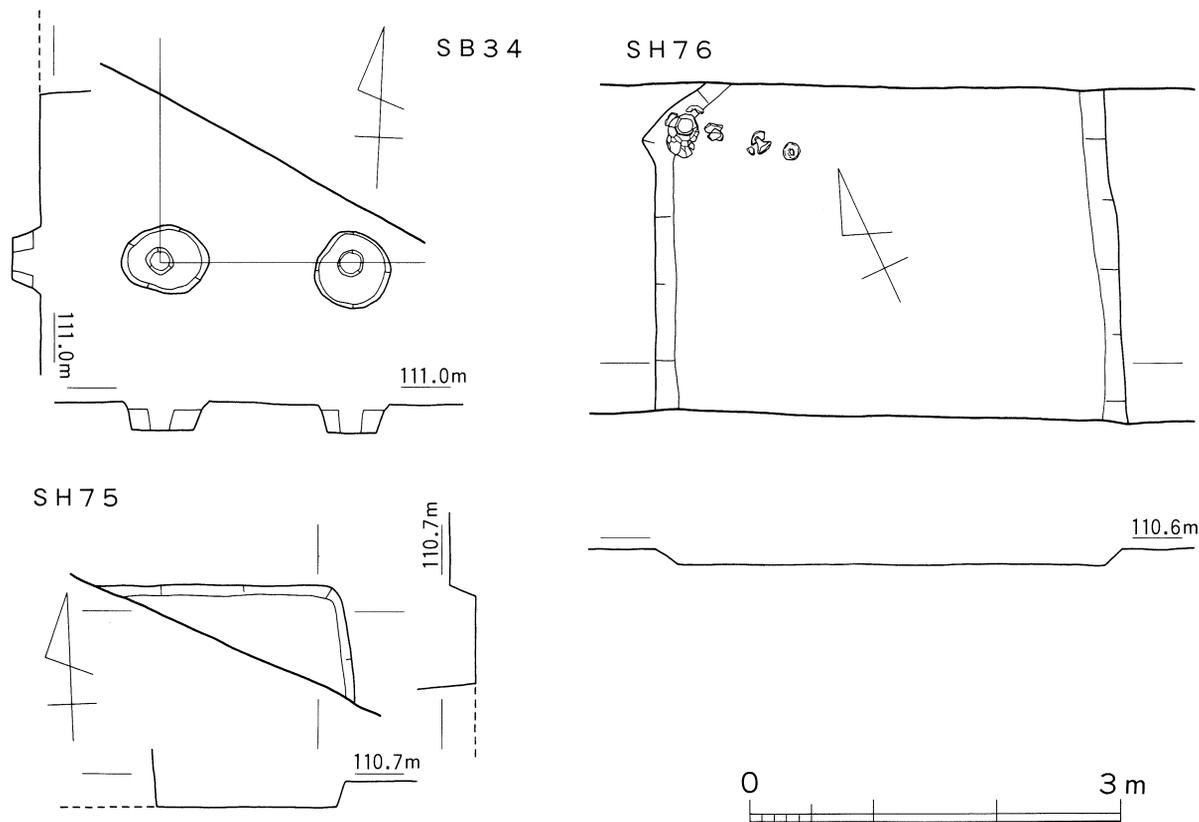
トレンチの東半部に位置する。幅約1.10m、深さ約0.50mの規模を持つ溝である。N4°Wの方位をとって直線的に延びており、U字状に掘り込まれている人工的に設けられた水路と思われる。溝内の埋土から、須恵器・土師器などが出土している。



第19図 下之郷遺跡第23トレンチ遺構全体図



第20図 下之郷遺跡第24トレンチ遺構全体図



第21図 下之郷遺跡遺構実測図(14)

(4) 第24トレンチ

第23トレンチの西に続くトレンチで、今回の調査範囲において最も西に位置する。幅約3.0m、全長約78.5mで設定したトレンチである。検出した主な遺構は、竪穴住居1棟、掘立柱建物1棟、溝1条などである。遺構面は、西側に向けて下がっていく状況を見ることができる。

SH77

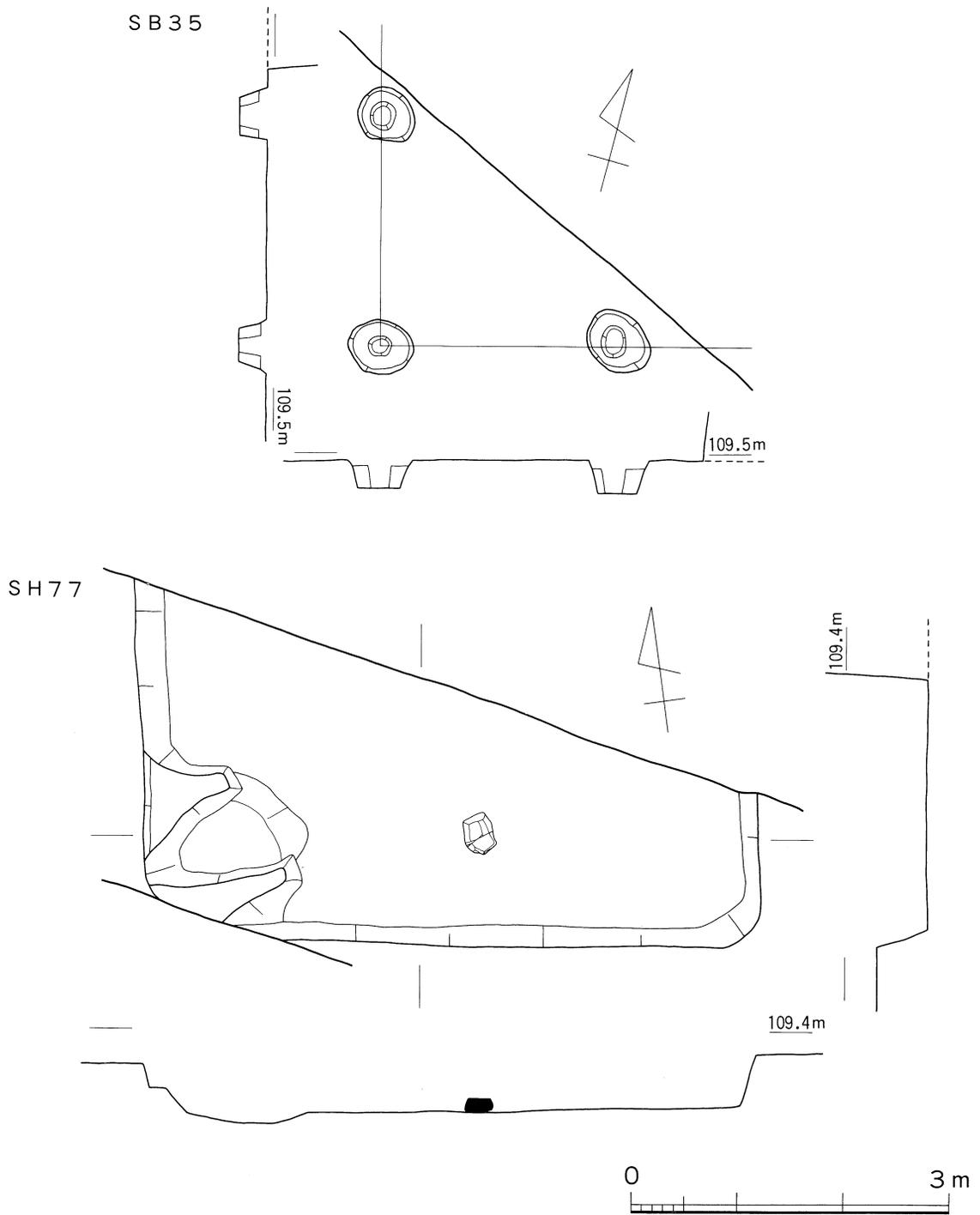
トレンチの西端部に位置する。南辺5.75m、東辺1.45m以上、西辺3.00m以上、深さ約0.45m、床面積約12.65㎡の規模を持つ竪穴住居である。住居の西南隅に、カマドが確認された。カマドは、天井部を消失しており袖部のみを検出した。燃焼部には焼土の堆積が認められた。住居の床面には、30cm大の扁平な石材、古式土師器の甕などが出土している。主柱穴は確認されなかった。

SB35

トレンチのほぼ中央部に位置する。東西1間(2.17m)以上×南北1間(2.14m)以上の規模を持つ掘立柱建物で、建物の主軸はN14°Wの方位にとる。柱穴の掘形は円形で径約50~65cm、柱穴は径約25cm、柱間は、南辺東西が2.17m、西辺南北が2.14mを測る。

SD21

SB35の西側に位置する幅約1.30m、深さ約0.40mを測る溝である。溝壁は緩やかに立ち上がり、U字状に掘り込まれている。溝は、トレンチの範囲内で屈曲して延びる。遺物は出土していないが、溝内の埋土はSH77の埋土とほぼ同質のものである。



第22図 下之郷遺跡遺構実測図(15)

3. 遺物

下之郷遺跡の今回の調査において出土した遺物は、遺物収納用コンテナに約30箱分におよぶ。その大半は須恵器・土師器類であり、一部古式土師器を含む。以下、遺構ごとに出土した遺物について説明を加える。なお、須恵器の杯類については、以下の分類にしたがって記載する。

- 須恵器 杯A 口縁部に受部、立ち上がりを持つもの。
杯B 口縁部に受部、立ち上がりを持たず、底部に高台を持たないもの。
杯C 口縁部に受部、立ち上がりを持たず、底部に高台を持つもの。
蓋A 杯Aに対応するタイプで、つまみ、口縁部内面のかえりを持たないもの。
蓋B 頂部に宝珠つまみをもち、口縁部内面にかえりを持つもの。
蓋C 頂部に宝珠つまみをもち、口縁部内面にかえりを持たないもの。

(1) 第21トレンチ

SH60 須恵器の蓋C、杯B、杯C、長頸壺、甕、土師器の杯、甕、鍋を出土する。

SH60は住居の建て替えを行っており、南側のカマドを持つ住居内の埋土と、北側のカマドを持つ住居内の埋土に分けられ、前者が後者に先行する。前者の階段の埋土に伴うものは、南側のカマドの燃焼部床面から出土している須恵器の杯C(2)のみである。口径12.6cm、高台径7.4cm、器高4.4cmを測る。体部はやや外反気味に立ち上がり、口縁端部は丸く納める。高台はやや外側に踏んばる断面方形を呈する。SH60出土遺物として示した(2)以外のものはすべて後者の段階に伴うものである。須恵器の蓋C(1)は、口径15.6cmを測る。口縁端部を下方に折り曲げ、外側に内傾する面をもつ。天井部は回転ヘラケズリを施す。杯C(3)は、口径14.5cm、高台径10.0cm、器高4.8cmを測る。体部は外側上方に直線的に開く。高台はやや外反気味に踏んばる断面台形を呈する。(4)は高台径12.4cm、(5)は高台径11.5cmを測り、低く外側への踏んばりの大きい断面方形の高台部である。杯Bは浅いものと深いものの二種がある。(6)は、口径13.8cm、器高2.7cm、(7)は、口径12.6cm、器高3.6cmを測る。共に、体部はやや外反気味に立ち上がり、底部はヘラ切り後不調整である。長頸壺(9)は、口径11.0cmを測る外反して開く口縁部で、2条の沈線を巡らす。土師器の杯(10)は、口径11.8cm、器高約2.8cmを測る。体部は内弯気味に立ち上がり、口縁端部内面に浅い段を有する。調整は器表の摩滅が著しく観察し難いが、体部内面には横方向のミガキが観察される。甕(11)は、直線的に大きく開く口縁部を持ち、体部外面には縦方向に細かい単位の手、内面には横方向に粗い単位の手を施す。鍋(12)は、口径29.0cmを測る。短く外反する口縁部を持ち、口縁端部は外傾する面を持つ。体部外面は縦方向、内面は横方向に手をはけを施す。体部下半はヘラケズリを施すと思われる。体部外面に煤が付着している。

SH61 土師器の甕の体部細片を出土する。

SH62 須恵器の杯C、甕体部片、土師器の甕体部片を出土する。

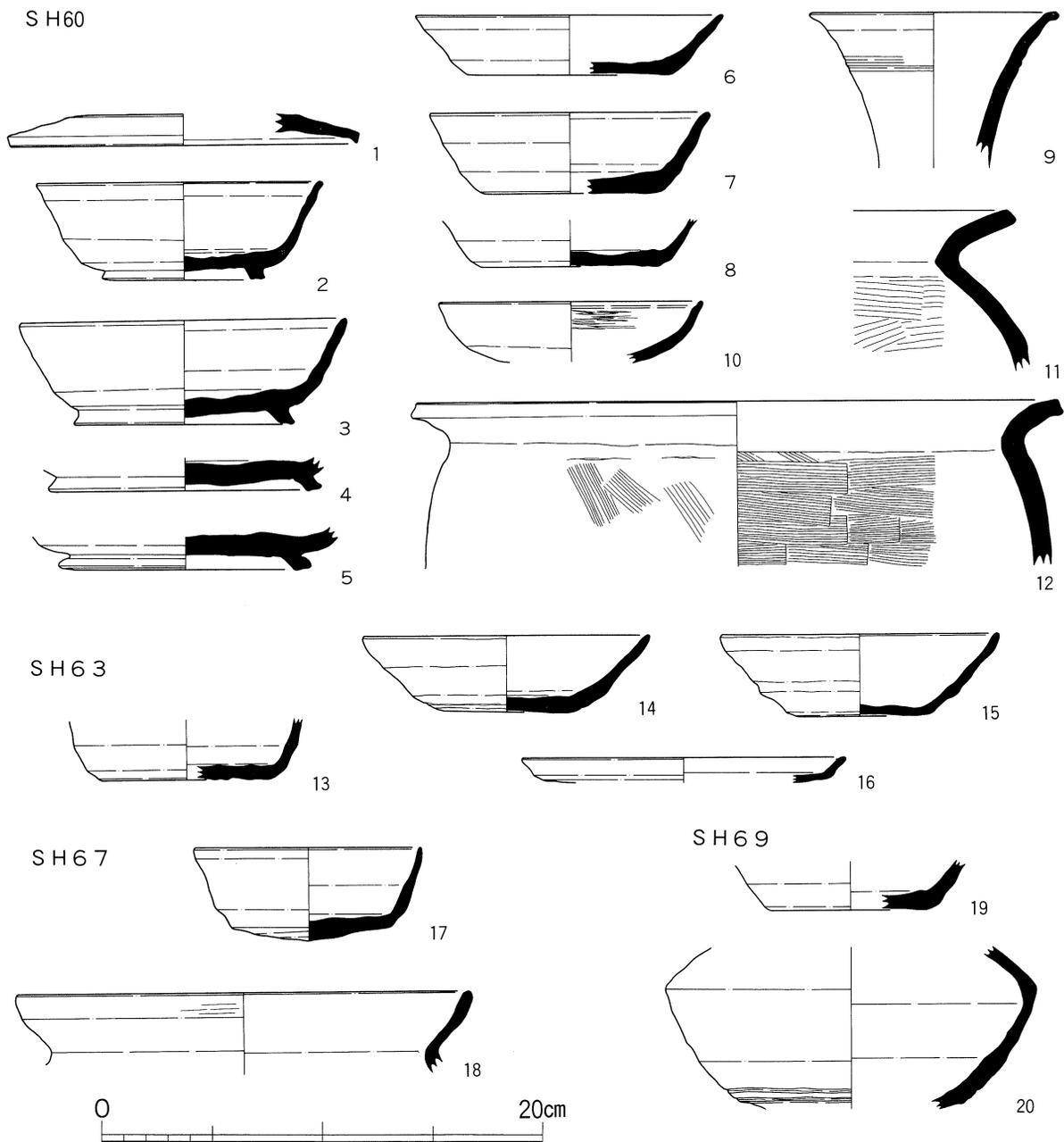
SH63 須恵器の杯B、土師器の椀、皿を出土する。

須恵器の杯B(13)は、底径7.5cmを測る小型のもので、体部はやや内弯気味に立ち上がる。土師器の椀(14・15)は、体部は直線的に開いて立ち上がり、口縁部はやや内弯して端部は丸く納める。底部は粘土紐の巻き上げ痕がよく残っている。内外面の器表に赤褐色の顔料が塗られている。皿(16)は、口径14.6cm、器高1.2cmを測る。口縁部は短く外反気味に立ち上がり端部は丸く納める。

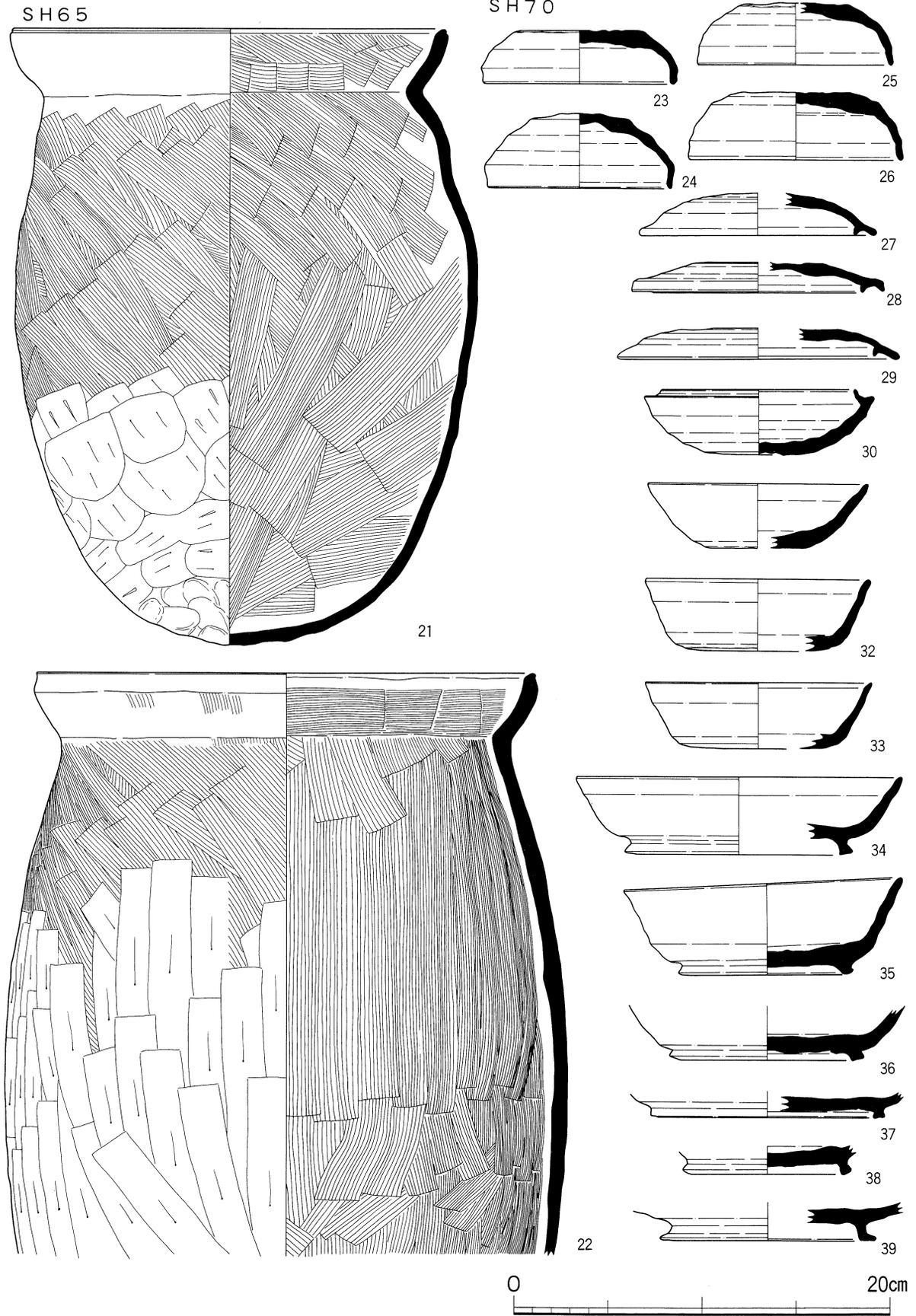
SH64 須恵器の甕体部片、土師器の甕体部片を出土する。

SH65 須恵器の甕体部片、土師器の甕を出土する。

土師器の甕(21・22)は、住居南東隅のカマド燃烧部より出土している。(21)は、口径22.9cm、器高32.5cmを測る。体部は最大径を中央よりやや上方に置き、口径をやや凌駕する。口縁部は内弯して開き、端部に内傾する面を持つ。体部内面と外面の上半部はハケメを施し、体部外面下半は横方向もしくは上方へヘラケズリを施す。(22)は、口径26.5cmを測る。(21)と同様に長胴の甕である。口縁部は内弯して開き、端部に内傾する面を持つ。体部の内面と外面上半部に縦方向のハケメを施し、外面の肩部以下は下方へのヘラケズリを施す。

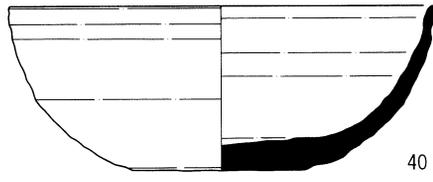


第23図 下之郷遺跡出土遺物実測図(1)

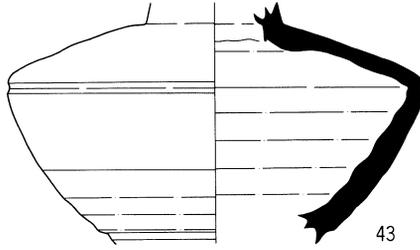


第24图 下之郷遺跡出土遺物実測図(2)

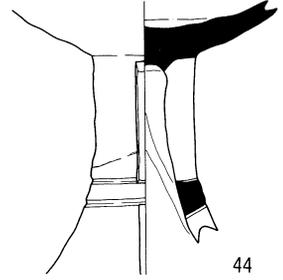
SH70



40



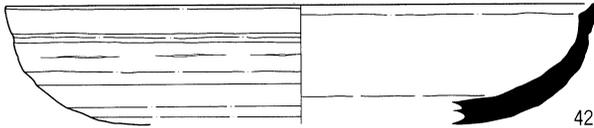
43



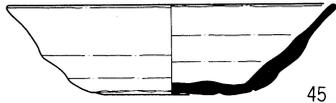
44



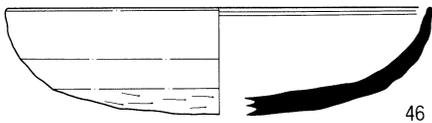
41



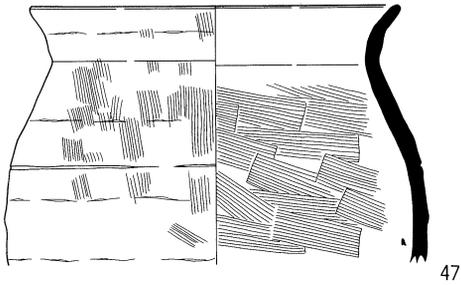
42



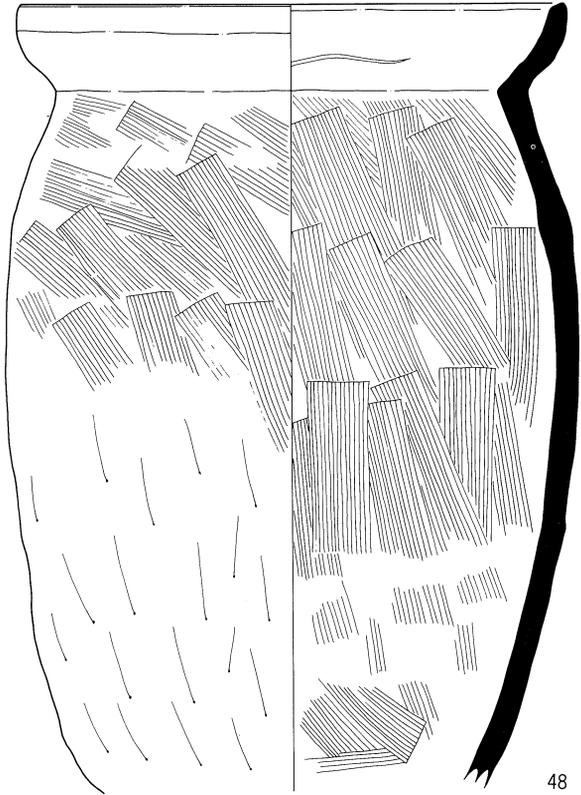
45



46

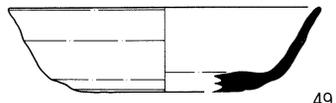


47



48

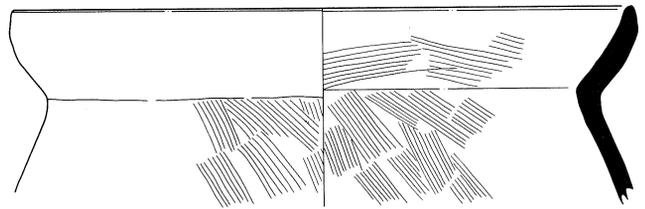
SH71



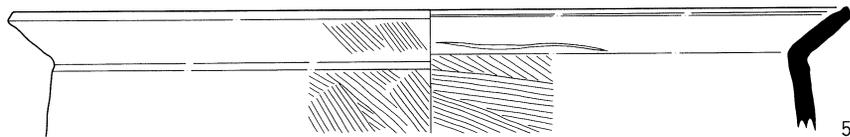
49



50



51



52



53



第25図 下之郷遺跡出土遺物実測図(3)

SH66 須恵器の杯A小片、甕体部片、土師器の甕、鍋を出土する。

SH67 須恵器の杯B、甕体部片、土師器の甕を出土する。

須恵器の杯B(17)は、口径10.2cm、器高4.3cmを測る。体部は直線的に立ち上がり、口縁部はやや内弯して納める。底部はヘラ切り後不調整である。土師器の甕(18)は、口径20.4cmを測り、やや内弯する口縁部を持つ。

SH68 須恵器の甕体部片、土師器の甕体部片を出土する。

SH69 須恵器の杯B、長頸壺、土師器の甕の把手片を出土する。

須恵器の杯B(19)は、底径7.0cmを測り、底部外面はヘラ切り後不調整のものである。長頸壺(20)は、体部を出土し、最大径は16.8cmを測る。体部下半のヘラケズリは施されていない。

SH70 須恵器の蓋A・B、杯A・B・C、鉢、盤、長頸壺、高杯、土師器の椀、杯、甕を出土する。

須恵器の蓋Aは、器高の低いもの(23)と、高いもの(24~26)の二種類がある。いずれも天井部はヘラ切り後不調整である。口縁部は内側に屈曲し、端部は丸く納める。蓋B(27~29)は、頂部につまみの付くものである。口縁部内面にかえりもち、(29)はそのかえりが口縁端部よりも上方におさまる。天井部は回転ヘラケズリを施す。杯A(30)は、口径10.2cm、器高3.5cmを測る。口縁部の立ち上がりは内傾してやや上方に屈曲する低いものである。底部はヘラ切り後不調整である。杯Bは、狭い底部から体部が緩やかに口縁部に向けて開くもの(31)と、底部から体部が上方へ屈曲して立ち上がるもの(32・33)の二種がある。(31)は、やや内弯気味に体部が開き、(32・33)は直線的に体部が開く。底部はいずれもヘラ切り後不調整である。杯Cは、やや高く外側に屈曲して踏んばる高台を持つもの(34・39)と、低い断面方形もしくは台形の高台を持つもの(35~38)の二種がある。(34)は、口径16.6cm、高台径12.1cm、器高4.1cmを測る。体部は直線的に開き、口縁部はやや内弯気味に納まる。(35)は、口径14.6cm、高台径9.2cm、器高5.1cmを測る。体部はやや外反気味に開き、口縁端部は丸く納める。鉢(40)は、口径17.2cm、底径7.2cm、器高6.6cmを測る。平底の底部から体部が内弯して立ち上がり、口縁部はやや外反気味に屈曲して丸く納める端部にいたる。盤(42)は、口径23.8cm、器高約4.8cmを測る。内弯する体部を持ち、口縁端部は内傾する面をヨコナデによって造りだし断面三角形を呈する。口縁部外面に沈線を1条巡らす。長頸壺(43)は、よく張った肩部の稜に沈線を1条巡らし、体部下半は回転ヘラケズリを施す。高杯(44)は、長脚二段の高杯部である。土師器の椀(45)は、口径13.2cm、器高3.7cmをはかる。直線的に開く体部を持ち、口縁部は器壁が薄くなり端部に至る。底部は粘土紐巻き上げ痕が観察される。内外面とも器表に赤褐色の顔料を施す。杯(46)は、口径17.0cm、器高4.3cmを測る。丸い底部から内弯気味に立ち上がる体部を持ち、口縁部内面には低い段を持つ。甕は、小型の丸い体部のもの(47)と、大型の長胴のもの(48)の二種がある。(47)は、口径14.8cmを測る。緩やかな屈曲から外反して開く口縁部を持つ。体部外面には縦方向、内面は横方向のハケメを施し、肩部には圏線が1条巡る。(48)は、口径22.0cmを測る。口縁部は内弯して開き、端部には内傾する面を持つ。体部内外面に縦方向のハケメを、外面体部下半は下方へのヘラケズリを施す。口縁部内面にヘラ記号を記す。

SH71 須恵器の杯B・C、土師器の甕、鍋を出土する。

須恵器の杯B(49)は、口径12.6cm、器高4.4cmを測る。やや外反して端部に至る口縁部を持つ。土師器の甕(51)は、口径25.0cmを測る内弯して開く口縁部を持つ。体部外面に縦方向、口縁部内面に横方向のハケメを施す。鍋(52)は、口径35.8cmを測る。短い口縁部が直線的に開く。端部は外傾する狭い面をもち、内面には浅い段が巡る。体部外面には縦方向、内面は横方向のハケメを施す。口縁部内面にヘラ記号を記す。

SB27 柱穴の掘形から須恵器の杯Aを出土する。

須恵器の杯A(53)は、口径11.0cm、器高3.2cmを測る。口縁部の立ち上がりは低く内傾するものをもつ。

SD17 須恵器の蓋A・B・C、杯A・B・C、皿、鉢、盤、甕、壺、長頸壺、土師器の椀、高杯、鉢、皿、甕、鍋、甑を出土する。

須恵器の蓋Aは、口縁部の形状の異なる三種がある。(54)は、口縁部の屈曲が弱く、体部と口縁部の境が不明瞭なものである。口径9.6cm、器高3.4cmを測る。体部外面にヘラ記号を記す。天井部はヘラ切り後不調整である。(56・57)は、口縁部が内側に屈曲して端部が下方もしくはやや外側に垂下するものである。(56)は、口径12.3cm、器高4.1cmを測る。体部外面にヘラ記号を記す。天井部はヘラ切り後ナデにより整える。(55・58・59)は、口縁部が屈曲して内傾するものである。(58)は、口径10.4cm、器高4.0cmを測る。天井部はヘラ切り後不調整で丸みを持ち、体部との境は不明瞭である。蓋Bは、口径の異なる二種がある。(60・61)は、共に口径が10cm未満のもので、宝珠形のつまみを持つ。口縁部内面のかえりは口縁端部よりも上方に納まる。天井部は回転ヘラケズリを施す。(62~64)は、口径が13~16cmを測る。口縁部内面のかえりの形状はその端部が口縁端部より上方に納まるもの(63)、ほぼ等しいもの(64)、下方に垂下するもの(62)がある。(64)は天井部のつまみがやや扁平なものとなっている。蓋C(65)は、口径14.8cm、器高3.9cmを測る。体部は膨らみをもって口縁部に至る。口縁端部は内径気味に折り曲げ外側に面を持つ。(67)は、直線的に開いて口縁部に至る体部をもつ。(66)も天井部がやや沈んではいるが、(67)と同じタイプのものであろう。口縁端部は下方に小さく折りまげて、外側に内傾する面を作る。いずれも扁平な宝珠つまみを持つ。

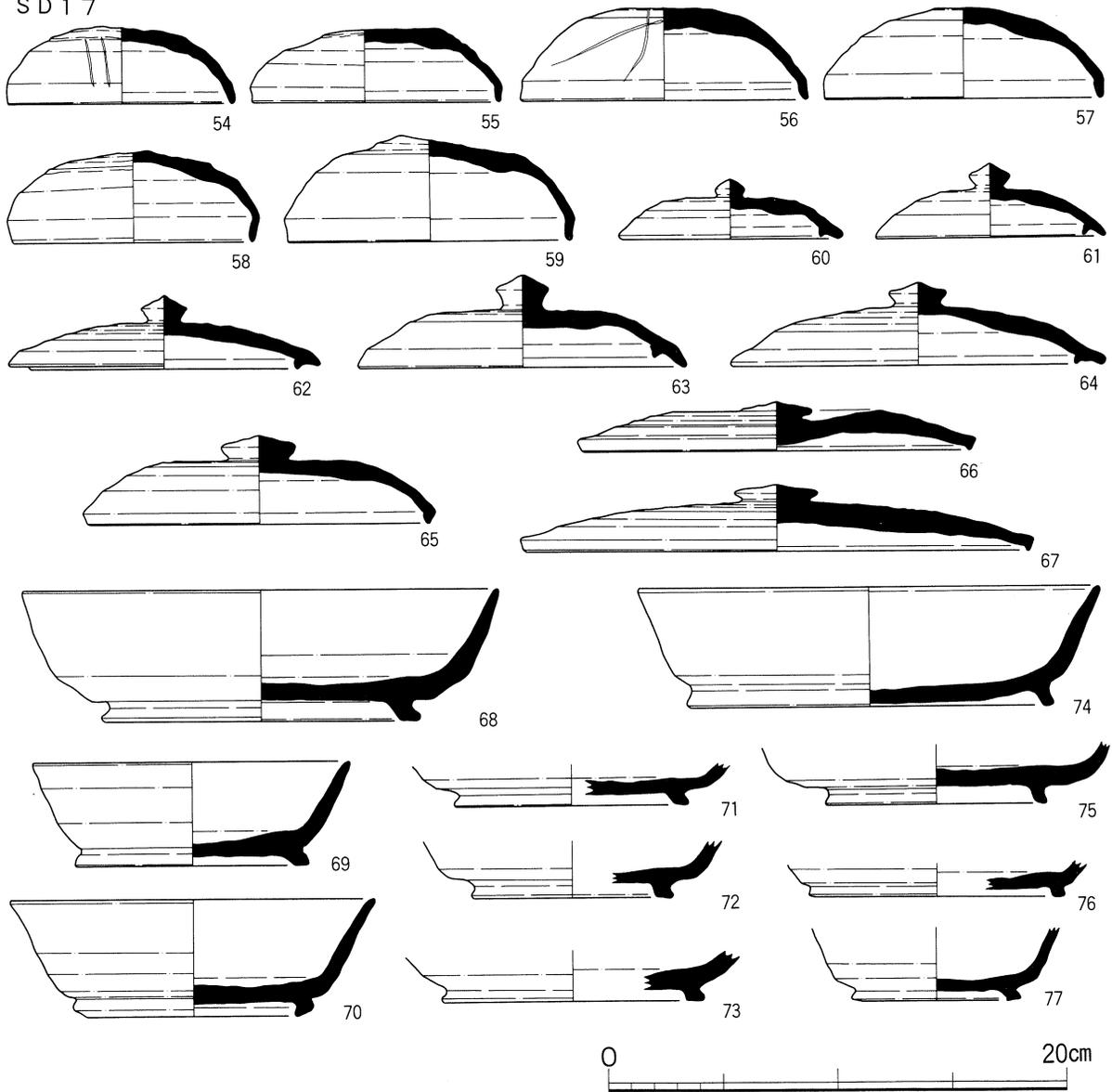
杯Aは(78)の1点のみが出土する。口径11.2cmを測る。内傾する短い立ち上がりを持つ。杯Bは、体部および口縁部の形状の異なる三種がある。(79・80)は、体部が内弯気味に立ち上がるものである。いずれも口径が9cm前後の小型の杯である。(79)は、平らなヘラ切り後不調整の底部をもつ。(80)は、器高3.8cmを測り、丸い底部から緩やかに体部につながる。(81~89)は、体部が直線的に開いて口縁部に至るものである。(81)は、口径12.0cm、器高3.1cmを測る。ヘラ切り後不調整の平らな底部をもち、口縁部はやや内弯気味に納める。(82~86)も平らな底部から体部が屈曲して立ち上がる。このうち(82・84)は口径に比して器高が高く深い形状をとる。(87~89)は、やや丸い底部から体部が緩やかに立ち上がる。口径はいずれも12.2cm前後を測る。(90~108)は、体部がやや外反気味に立ち上がり、やや外反する口縁部に至るものである。これらのうち、(94・95・97~101・104・105)などは平底の底部をもち屈曲して体部が立ち上がり、(90~93・102・103・106)などはやや丸みのある底部から体部が立ち上がり、(107・108)は底部から体部が緩やかに稜を持たずに立ち上がるものである。

皿(109)は、口径19.0cm、器高約3.9cmを測る。広いらな底部から体部が外反気味に立ち上がり、口縁部はやや上方に摘み上げ内面に浅い段を持つ。焼成はやや軟質で精良な胎土を持つ。鉢(110)は、口径19.8cm、底径9.2cm、器高8.7cmを測る。平底の底部から体部が内弯気味に開いて立ち上がり、口縁部下位で体部最大径を持ち口縁部はそこから大きく内傾する。口縁端部はヨコナデを加えて器壁を薄くして納める。体部下半から底部にかけて回転ヘラケズリを施し、体部の最大径部下位に2条の沈線が巡る。(111)は、口径20.2cmを測る。口縁端部は内面に肥厚して断面三角形を呈する。盤(112)は、口径27.4cm、器高約6.5cmを測る。内弯して開く体部から内傾する口縁部に至る。口縁端部は内傾する面を持ち断面三角形を呈する。口縁部下位に沈線が1条巡る。体部下半に回転ヘラケズリを旋す。甕(113)は、外反して大きく開く口縁部で口径21.0を測る。外面をカキメ及び波状文で飾る。口縁端部は内外面に肥厚し、上面に内傾する面を持つ。(114)は大型の甕で、口径21.4cmを測る。直線的に大きく開く口縁部をもち、口縁端部は内径する面を持つ。口縁端部下位に沈線が2条巡る。(115・117)は、やや外側に開く直口の短い口縁部を持つ。いずれも、体部外面にカキメ、内面に同心円文が残る。口縁端部は上面に面を持つ。長頸壺(116)は、体部最大径16.8cmを測る体部および脚部である。体部は上半に肩部を持ち稜は緩やかであ

る。脚部は屈曲して下方に端部を向け、体部に近い位置に円孔を四方に穿つ。

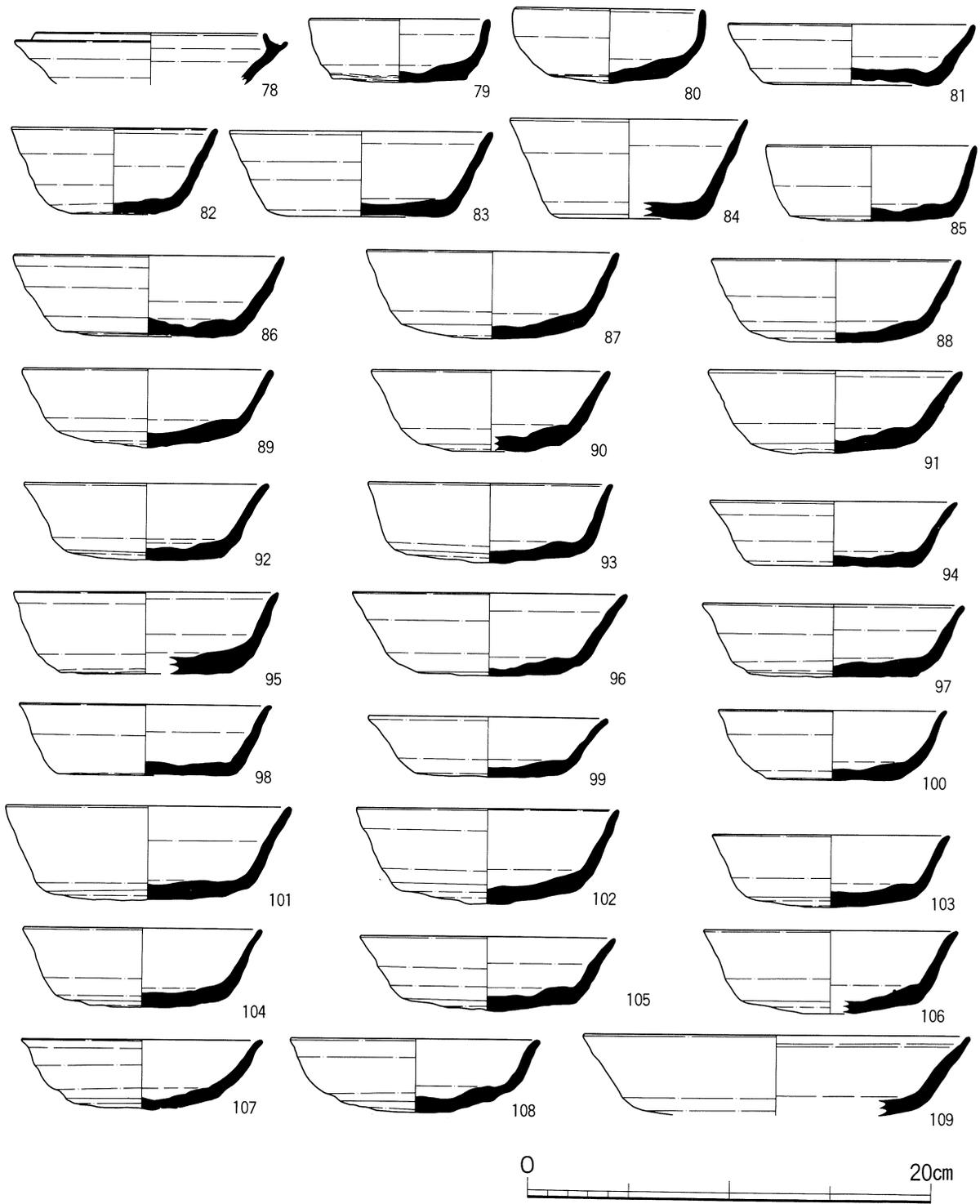
土師器の碗(118・119)は、共に口径16.0cmを測る。体部は内弯して開き口縁部に至る。(119)は、口縁端部内面に浅い段を持つ。鉢は、口径が16cm前後の小型のもの(120・140)と、口径23cm前後の大型のもの(138・139)の二種がある。(120)は、口径15.4cmを測る。体部は内弯して開いて内傾する口縁部に至る。体部外面下半はヘラケズリを施す。(140)は、口径16.8cmを測り、体部内面にハケメを施す。(138)は、口径23.8cmを測る。内弯気味に立ち上がる体部を持つ。口縁端部は内側にやや肥厚して上面に内傾する面を持つ。体部の内外面にハケメを、体部外面下半にヘラケズリを施す。(139)は、口径22.6cmを測る。こちらは口縁端部を丸く納める。体部内面の横方向のハケメには二種の原体が観察できる。皿(125)は、口径24.0cm、器高2.2cmを測る。平らな広い底部からやや内弯気味に短い体部が立ち上がり、口縁部に至る。高杯(121)は、脚部のみが出土した。柱状部は絞り上げるようにして作り、内面にヘラケズリを施す。

SD17



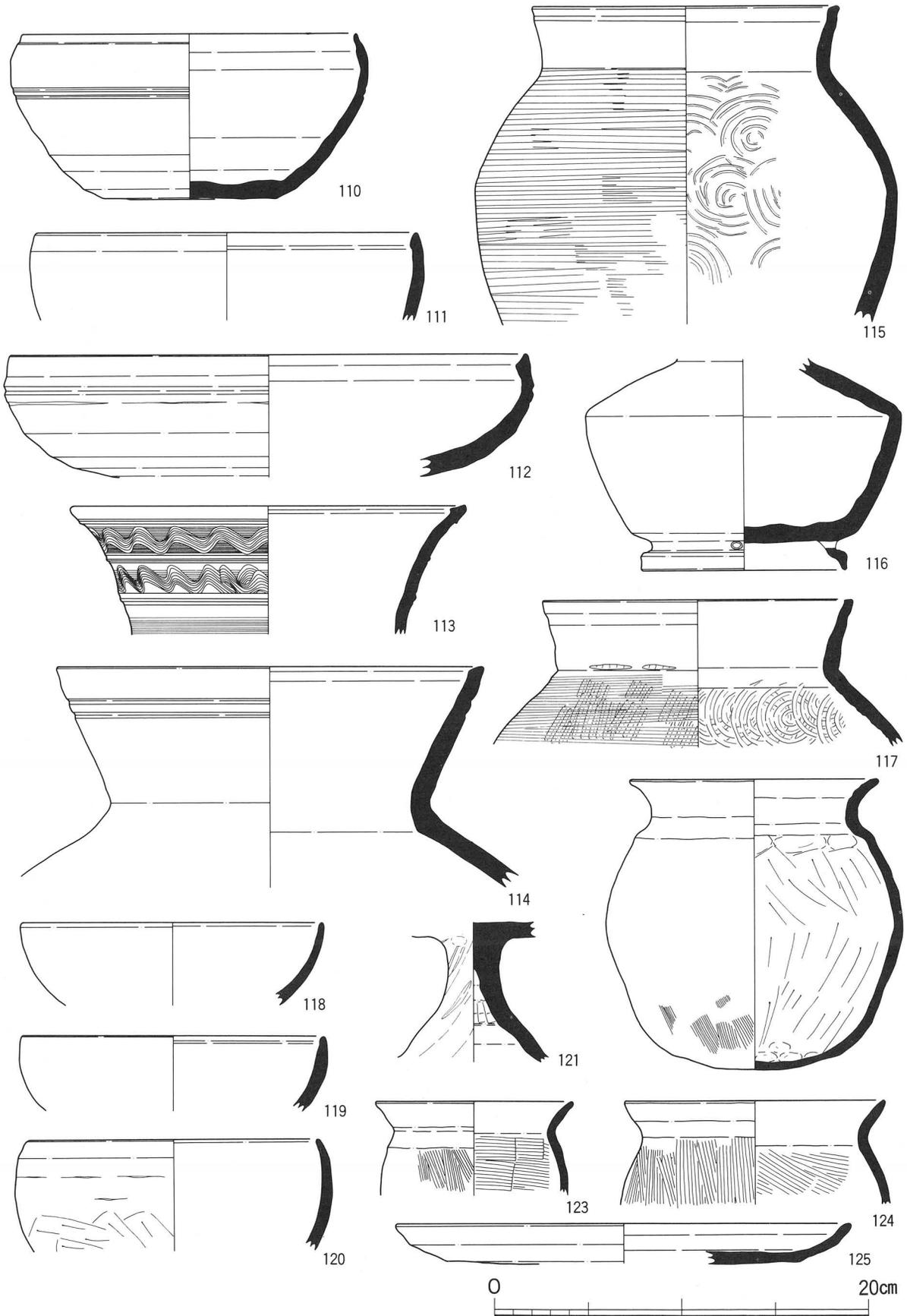
第26図 下之郷遺跡出土遺物実測図(4)

SD17



第27图 下之郷遺跡出土遺物実測図(5)

SD17



第28図 下之郷遺跡出土遺物実測図(6)

SD 17



第29図 下之郷遺跡出土遺物実測図(7)

甕は、小型のもの(123)、中型のもの(122・124)、大型のもの(126～132)がある。小型の甕(123)は、口径10.4cmを測り、外反気味に開く口縁部を持つ。体部内外面にハケメを施し、体部外面には煤が付着する。中型の甕(122)は、口径13.0cm、器高15.4cmを測る。体部は球形を呈し、外反して開く口縁部を持つ。体部外面はハケメの後ナデを、内面は縦方向にヘラケズリを施す。体部外面には煤が付着している。大型の甕は口縁部が内弯して開くものと、直線的もしくは外反気味に開くものの二種がある。(128)は、口径25.0cmを測り、内弯して開く口縁部を持つ。口縁部のやや上方に内弯する屈曲点を持つ。口縁端部には内傾する面を持つ。(130)は、口径20.0cmを測り、長胴の体部に外反気味に開く口縁部を持つ。口縁端部を上方に摘み上げ、外面に狭い面を持つ。鍋(136)は、口径42.8cm、器高約12.5cmを測る。浅く丸い体部を持ち、口縁部はやや外反気味に横方向に開き、端部は丸く納める。体部内外面にハケメを、体部外面下半にケズリを施し器壁を薄く仕上げている。体部外面には煤が付着し、底部外面は被熱によるためか器表が剥離している。(137)は、口径43.2cmを測る。やや外反気味に横方向に開く口縁部を持ち、端部に狭い面を持つ。甗(133)は、口径29.8cmを測る口縁部で口縁端部は内面に肥厚する。内外面にハケメを施す。

(2) 第22トレンチ

SH73 須恵器の蓋A、杯Aを出土する。

須恵器の蓋A(141)は、口径10.8cm、器高3.6cmを測る。丸い天井部から緩やかに体部につながる。口縁部はやや外反気味に納まる。天井部はヘラ切り後不調整である。杯A(142)は、口径9.8cm、器高3.2cmを測る。口縁部に内傾する短い立ち上がりを持つ。底部はヘラ切り後不調整である。

SH74 須恵器の杯A、甕、土師器の鉢を出土する。

須恵器の杯A(143)は、口径9.4cm、器高3.7cmを測る。口縁部に内傾する断面三日月型の立ち上がりを持つ。底部は粗い回転ヘラケズリを施す。(144)は、口径10.2cm、器高3.2cmを測り、扁平な底部を持ち、粗い回転ヘラケズリを施す。(146)は、口径11.5cm、器高3.6cmを測り、口縁部の立ち上がりはやや高いものである。底部の狭い範囲に回転ヘラケズリを施す。甕(147)は、口径19.2cmを測る。球形の体部に外反して開く口縁部が取り付く。口縁端部は断面方形を呈し上面と外面に面を持つ。体部外面には縦方向のタタキを施しカキメを数条巡らす。体部内面には同心円文が認められる。土師器の鉢(148)は、口径18.0cm、器高7.7cmを測り、体部は半球状を呈する。口縁端部は狭い内傾する面を持つ。体部内面にハケメを施す。全体的に厚い器壁を持つ。

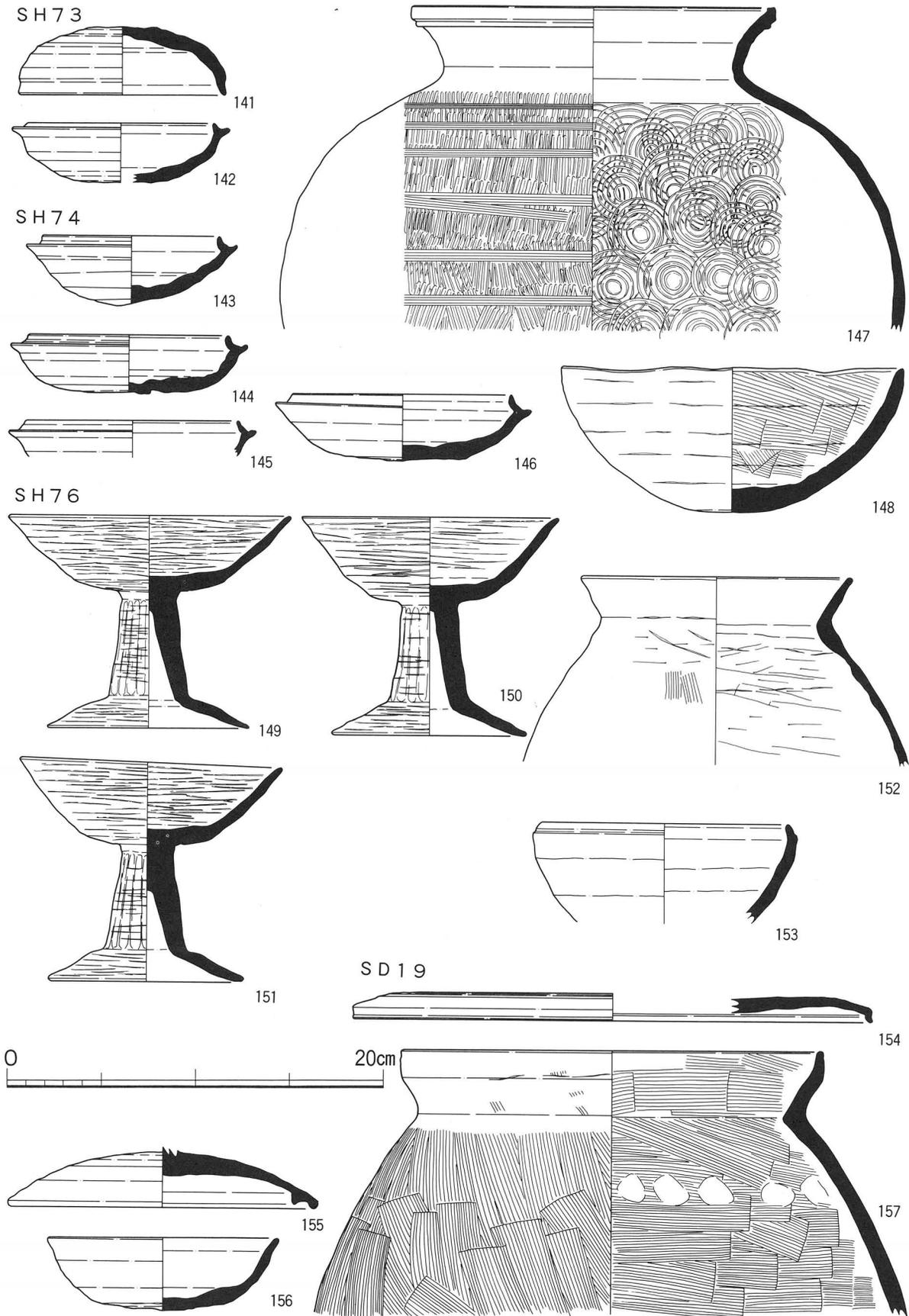
(3) 第23トレンチ

SH75 須恵器の鉢を出土する。

須恵器の鉢(153)は、器高13.0cmを測る小型のものである。内弯して内傾する口縁部を持ち、端部は丸く納める。口縁端部下位に浅い段を巡らす。

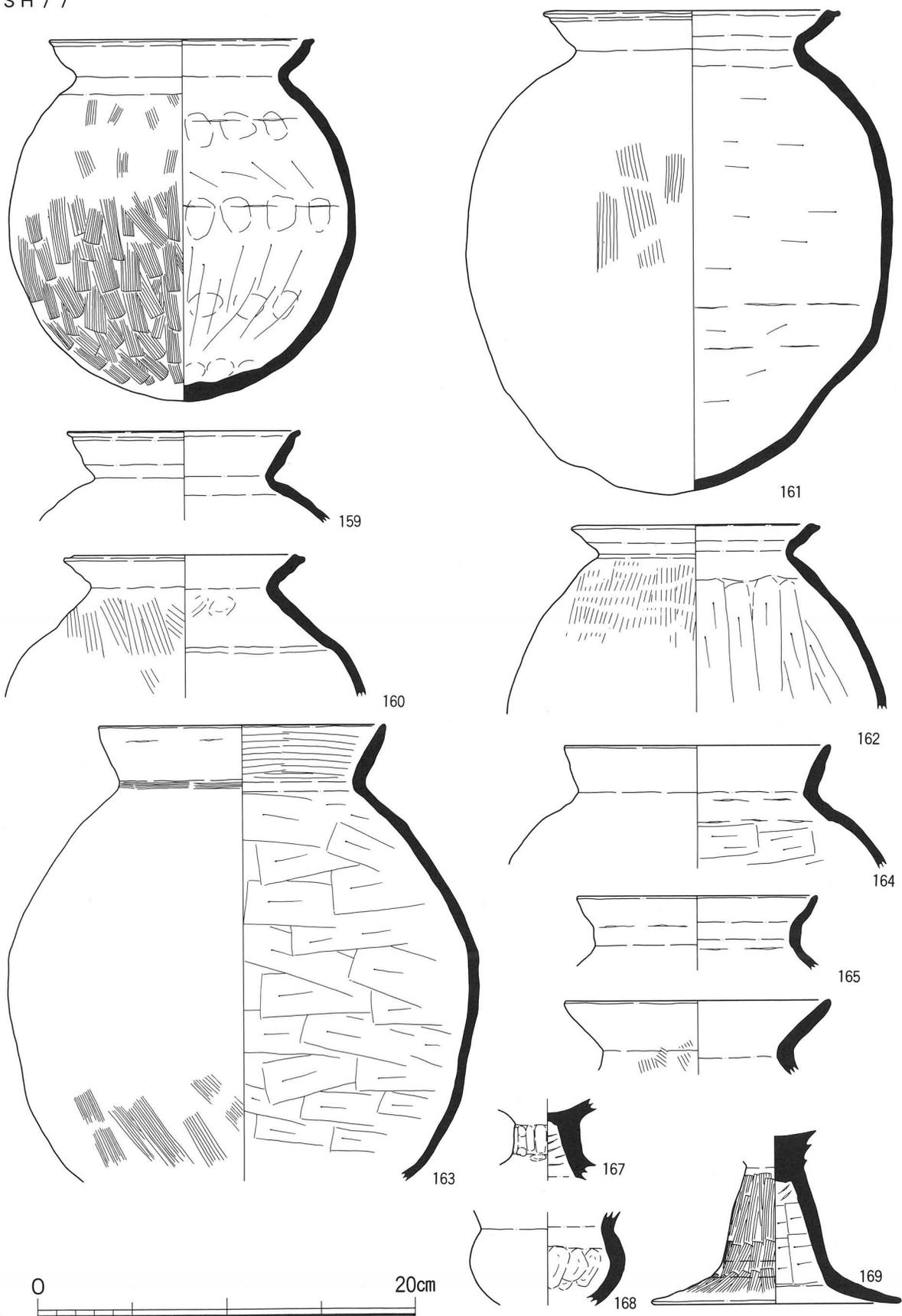
SH76 古式土師器の高杯、甕を出土する。

古式土師器の高杯(149)は、口径14.8cm、器高11.2cm、(150)は、口径13.6cm、器高11.5cm、(151)は、口径13.4cm、器高11.8cmを測る。底部から屈曲して直線的に開く浅い杯部を持ち、脚部は柱状部から屈曲して開く。杯部の内外面および脚部外面に横方向のヘラミガキを施す。脚柱状部は縦方向に面取りをした後にミガキを加えている。胎土はいずれもやや粗く、ミガキも緻密なものではない。甕(152)は、口径12.0cmを測る。「く」字状に屈曲して開く口縁部を持ち、端部はヨコナデによりやや外反気味に丸く納める。体部外面の肩部以下は縦方向のハ



第30图 下之郷遺跡出土遺物実測図(8)

SH77



第31图 下之郷遺跡出土遺物実測图(9)

ケメの後ナデを、肩部から頸部にかけては横方向にケズリを施す。体部内面は横方向にケズリを施す。

SD19 須恵器の蓋B・C、杯B、土師器の甕を出土する。

須恵器の杯B (155) は、口径16.0cmを測る。口縁部内面にかえりを持つ。天井部は回転ヘラケズリを施す。蓋C (154) は、口径25.4cmを測る。口縁端部を下方に折り、外面に面を持つ。天井部は回転ヘラケズリを施し、頂部には扁平な宝珠つまみが付くものと思われる。杯B (156) は、口径12.2cm、器高3.8cmを測る。丸い底部から体部が立ち上がり、口縁部はやや外反して納まる。底部はヘラ切り後不調整である。土師器の甕(157)は、口径22.0cmを測る。内湾して開く口縁部を持つ長胴の甕である。内湾は口縁部の上半部から屈曲し、口縁端部を上方に向ける。体部の内外面および口縁部内面にハケメを施す。

(4) 第24トレンチ

SH77 古式土師器の甕、高杯、小型丸底壺を出土する。いずれも、住居の床面直上からの出土状況を示している。

古式土師器の甕は、やや内湾気味に開く口縁部を持ち端部を横方向に摘み出すもの(158・160～162)、内湾する口縁部を持ち端部は単純に納めるもの(165)、直線的に開く口縁部を持ち端部が屈曲して外傾するもの(159)、直線的に開く口縁部を持ち端部を単純に納めるもの(163・164・166)の四種がある。(158)は、口径13.8cm、器高19.1cmを測る。球形の体部にやや内湾気味に開く口縁部を持つ。口縁端部は横方向に摘みだし、上面に面を持つ。体部外面は細かい単位の手ケメを施し、上半部は手ケメの後ナデを施す。体部内面は上方へ向けて縦方向のケズリを施す。体部外面に煤が付着する。(161)は、口径15.0cm、器高25.6cmを測る。卵型の体部に丸い底部を持ち、口縁部は内湾気味に開き、端部を横方向に摘みだして上面に外傾する面を持つ。体部の外面は縦方向の手ケメを施した後ナデによりそれを消している。体部内面は横方向にケズリを施している。(162)は、口径12.2cmを測る。口縁部はやや内傾気味に開き、端部上面に外傾する面を持つ。体部外面は縦方向の手ケメを、内面は縦方向のケズリ上方に向けて施す。(163)は、口径15.0cmを測る。楕円形を呈する体部「く」字形に屈曲して直線的に開く口縁部を持ち、口縁端部は丸く単純に納める。体部外面はほぼ全面にナデを施し、下半において縦方向の手ケメが認められる。体部内面は横方向のケズリを施す。口縁部内面には横方向の粗い単位の手ケメを施す。(164)は、口径14.0cmを測る。「く」字形に屈曲して直線的に開く口縁部を持ち端部は丸く単純に納める。体部内面に横方向のケズリを施す。高杯(169)は、脚部径12.8cmを測る。脚部は柱状部から大きく外側に屈曲して開く。外面には縦方向の手ケメを施し、柱状部内面には横方向にケズリを施している。(168)は、口縁部および底部を欠損しているが、小型丸底壺の体部片と思われる。体部最大径8.2cmを測る。

4. 小 結

以上、今回実施した昭和62年度の下之郷遺跡の発掘調査の結果として、層位・遺構・遺物について個々にその内容を述べた。ここではそれらの結果を受けての小結として、検出した遺構・遺物の年代観とそれらを伴う遺跡の在り方について明らかにする。

今回の調査において検出した遺構は、18棟の竪穴住居、11棟の掘立柱建物、そして数条の溝であり、出土した遺物もこれらの遺構に伴うものであった。まず、出土している遺物の年代観をもとに、検出した竪穴住居を数時

期に分類して捉え、その状況について述べる。

18棟の竪穴住居は、その大半が7・8世紀の須恵器や土師器を出土するものであるが、そのうちSH76・77においてはその住居に伴う遺物として古式土師器を出土しており、他の一群の竪穴住居に先行する、古墳時代中期の竪穴住居として捉えることができる。

SH76とSH77出土の古式土師器は、布留式の中でも新しい様相を示すものと、それ以後の布留式直後の様相を示すものであり、若干土器相が異なっている相前後する時期のものと考えられる。共通して出土している器種である高杯を比較資料として検討すると、SH76出土の高杯は、細長い柱状部から裾部が鋭く屈曲して広がる脚部を持ち、杯部は浅く、底部と口縁部との境は不明瞭で、器表には横方向のミガキを施す。これに対してSH77出土の高杯は、柱状部が下方に向けて次第に太くなり裾部に緩やかに屈曲してつながる脚部を持ち、脚外面は縦方向のハケメ、内面は絞り痕の上から横方向にケズリを施す。SH76出土の高杯は、上ノ井手遺跡井戸SE030下層出土の高杯^⑦と特徴を同じくするものであり、SH77出土の高杯は、上ノ井手遺跡井戸SE030上層出土の高杯と特徴を同じくするが、甕に口縁端部に内傾する肥厚部を持ついわゆる布留式甕は含まれておらずSE030上層出土遺物よりもやや新しい布留式直後の様相を呈しており、SH76出土遺物がSH77出土の遺物に先行するものであるといえる。

SH76とSH77の住居形態を比較すると、共に遺構全体を確認するには至っていないが、SH77においてはカマドを検出しているのに対して、SH76においてはそのような施設は検出されていない。下之郷遺跡において確認されている7・8世紀代の竪穴住居は、およそ屋内施設としてカマドをもっており、従来遺跡の初限とされていた7世紀後半の竪穴住居においても既にカマドを持つものであった。今回確認したSH77のカマドはそれらを大きく遡るものであり、カマドを持っていないSH76との間に画期を設け、下之郷遺跡におけるカマドの出現期のものとして位置付けられる。

今回確認した古墳時代中期の竪穴住居は、下之郷遺跡の南西端部にあたる地点に位置する。共に単独で検出されたものでありこの時期の集落景観を復元するに足るものではないが、今後、下之郷遺跡においてこの時期の集落が確認される可能性を示唆するものと言うことができる。

一方、古墳時代中期の竪穴住居2棟を除く16棟は7・8世紀代の竪穴住居と考えられ、出土している遺物などをとて幾つかの段階に分類して捉えることができる。まず、竪穴住居16棟のうち遺物を出土している10棟について分析を加える。

7・8世紀の須恵器を出土している竪穴住居のうち、最も古い段階の須恵器を伴う竪穴住居はSH73・74であり、SH74がやや先行するものと考えられる。SH73・74において出土している須恵器の杯類は、いずれも甕Aもしくは杯Aであり、甕B・C・杯B・Cは出土していない。SH74出土の杯Aは、底部外面に狭い範囲で粗い回転ヘラケズリを施し、口径11cm前後を測る。内傾する低い立ち上がりをもつ。SH73出土の杯Aは、口径がSH74出土のものに比べて小さく9.8cmを測る。いずれも飛鳥I期の時期^⑧に相当するものと考えられ、7世紀初頭の年代を与えることができよう。

この時期の竪穴住居などの遺構は、前年度までの調査においては確認されておらず、今回の第21トレンチにおいても確認されていない。第22トレンチは下之郷遺跡の範囲内においては西半部にあたり、7世紀初頭の集落が近接地点に存在することが予想される。

竪穴住居SH73・74に次ぐ時期の須恵器を出土する竪穴住居は、SH63・65・67・69・70である。このうち、遺物がまとまって出土しているのはSH70で、他のものは数点ずつを出土する状況である。S

H70において出土している須恵器の杯類は、蓋A・B、杯A・B・Cである。杯Aは、口径はSH73出土のと大きく違わないが、底面外面がヘラ切り後不調整である点が異なっている。杯Aに対応する蓋Aの天井部もヘラ切り後不調整である。杯Bは、体部が直線的に開いており、外反して開かない点に特徴がある。杯Cの体部も杯Bと特徴を同じくしている。蓋Bは、口縁部内面のかえりの端部が口縁部のほぼ同じ位置まで垂下しており、天井部のつまみは欠損しているが宝珠形につまみが付くものと思われる。およそ、飛鳥Ⅱもしくは飛鳥Ⅲの時期に相当するものと考えられ、7世紀中頃の年代を与えることができよう。

この時期の竪穴住居は、建物の主軸をやや西傾させており、カマドを建物の東壁もしくは南東隅に造り付けている。遺物は出土していないが、建物の主軸を同じくし、カマドを東壁もしくは南東隅に持つ竪穴住居として、SH64～66・68・71があり、この時期のものと考えられる。この段階の集落は、竪穴住居のみによって構成されている。

竪穴住居のうち、最も新しい時期の遺物を出土しているのはSH60である。SH60において出土している須恵器の杯類は、蓋C、杯B・B・Cである。蓋Cを出土しているのはSH60だけで、他の竪穴住居においては出土していない。天井部から口縁部へは直線的に至る。杯Bは前段階のものに比べて口縁部を外反させて開く特徴を持つ。杯Cの杯部も体部が外反気味に開く傾向が見られ、高台は低くやや外側への踏んばりが強い。およそ、飛鳥Ⅴ期に相当するものと考えられ7世紀末葉から8世紀初頭の年代を与えることができよう。

SH60は、建物の主軸をわずかに東へ傾けており、カマドを建物の北壁に造り付けている。SH61およびSH62が、SH60と建物の主軸を同じくする、もしくは建物の北壁にカマドを造り付けており、同じ時期のものと考えられる。この段階の竪穴住居は、SB27などの掘立柱建物と主軸方位を同じくしており、集落が竪穴住居と掘立柱建物によって構成されるものと考えられる。

このような、竪穴住居の7世紀から8世紀への変化は前年度に確認されているものとほぼ動向を同じくするものである。

一方、掘立柱建物は今回の調査において11棟確認している。これらは、建物のとる主軸方位によって幾つかに分類される。これらはその年代を決定するにあたり柱穴埋土からの出土遺物も少ないため、周辺遺構との関係から年代を与えていくことを試みる。

まず、前述した竪穴住居と共に集落を構成する掘立柱建物としてSB27を考えることができる。SH27は建物の主軸をN2°Eの方位にとり、8世紀初頭の竪穴住居SH60・61・62と方位をほぼ同じくする。SB27の柱穴の掘形からは、須恵器の杯Aが出土しており7世紀中葉以降の年代が考えられることから、8世紀前半の竪穴住居に併存するものとしてよからう。このように考えた場合、掘立柱建物SB27は東側に竪穴住居SH60・61を、西側にSH62を付随させて集落を構成する状況を見ることができよう。

次に、溝SD17のとる主軸方位とほぼ同じ方位をとる掘立柱建物SB29・28の年代観について考えてみる。溝SD17出土遺物は、個々の遺物の年代観に若干の幅が見られるがおよそ8世紀前葉の年代を与えることができよう。掘立柱建物SB28・29は、溝SD17の東側に隣接して位置して主軸方位を同じくしていることから、SD17に併存するものと考えてもよからう。このSB28・29は、竪穴住居に同じ主軸方位をとるものが存在しないことから、掘立柱建物によって集落を構成するものと捉えることができる。

最後に、掘立柱建物SB26について考える。SB26はN27°Eに建物の主軸方位をとる。下之郷遺跡の立地する犬上川左岸扇状地においては、N33°Eの犬上郡統一条里とは異なる方位をとる方格地割が普及している。この方格地割は、N27～28°Eの方位をとり、SB26はこの地割に主軸を同じくする。この方格地割は12世紀

後葉に普及したものと考えられており、方格地割に規制されたSB26にこの年代を与えることができる。

掘立柱建物の時期は、ここに述べた幾つかの掘立柱建物については周辺の遺構などとの関連からその年代観を示すことができたが、それ以外のものについては、今回の調査成果の範囲内ではその時期を比定することはできなかった。これらについては、下之郷遺跡における前年度までの調査成果や周辺遺跡における状況などを参考として年代を与えていく作業を試みなければならない。ここでは、前年度の下之郷遺跡の発掘調査報告書にまとめられている^⑨。宮崎幹也氏による犬上川左岸扇状地上の掘立柱建物の分類に照合しておく。

掘立柱建物SB31・32・33は、それぞれW—Ⅲ類・W—V類・W—V類にあたり、竪穴住居と共に集落を構成するものと考えられる。SB30・34・35は、それぞれE—Ⅲ類・W—I類・W—Ⅱ類にあたり、掘立柱建物によって集落を構成するもので、この地域における方格地割普及前の段階のものと考えられる。SB25は、東への振りが大きくE—Ⅳ類にあたり法養寺遺跡において数棟確認されているもので、方格地割普及以後の最も新しい様相を呈するものとされる。

このように、主軸方位のことなる建物が数段階にわたって集落を構成している現状は、犬上川による扇状地を形成せしめた溢流氾濫の繰り返しによる所産であると思われる。

5. ま と め

最後に、本報告書のまとめとして、今回の発掘調査の結果によって得られた成果とその位置づけについて述べる。

今回の調査においては、古墳時代中期から平安時代後期に至る遺構を確認することができた。設定した22・23・24トレンチでは、下之郷遺跡における西側への遺跡の広がりとその状況を確認することができた。古墳時代中期の竪穴住居の2棟は、それぞれ第23・24トレンチで確認されており、この地点より東側においてはこの時期の遺構は確認されていない。このようなことから下之郷遺跡の西南部において古墳時代中期の集落が形成されることが想定された。また下之郷遺跡の範囲自体も従来の範囲よりもやや西側への広がりを持つものであると考えることができよう。

下之郷遺跡の変遷については、前年度までの調査成果の範囲内においては7世紀後半に竪穴住居によって構成された集落が突如として成立すると捉えられ、遺跡の初限とされていた。今回、竪穴住居SH76・77の確認によって下之郷遺跡における集落の形成時期は古墳時代中期にまで遡ることが明らかになった。この時期の集落は、前年度までの調査地点においては確認されていないことから、下之郷遺跡の南西部において広範囲には及ばない規模のものであったと想定できる。竪穴住居2棟は、先に述べたように時期的にはやや前後するものであり、いずれも単独であることから今後の調査によってこの時期の集落景観が復元されていくことを期待したい。また、古墳時代中期における集落の出現は犬上川左岸扇状地上に立地する集落遺跡のなかにおいても最も早い段階のものであるといえる。

この段階に次ぐのは、竪穴住居SH73・74の存在によって確認された7世紀初頭の集落である。この時期のものも前年度までの範囲においては確認されておらず、遺跡の西半部において所在するものと思われる。位置的には、古墳時代中期の建物群と7世紀後半以降の建物群との中間点にあたる。集落の規模としては大規模なものは想定できないことから、古墳時代中期の集落が7世紀初頭にいたって集落の中心をやや東側に移したものと

して捉えることができよう。

下之郷遺跡が大規模集落に発展するのは、従来遺跡の初限期とされてきた7世紀の中葉段階である。集落は、竪穴住居によって構成され、集落の中心を7世紀の初頭段階よりも更に東に移し、規模も爆発的に拡大する。また、周辺の遺跡においても、四十九院遺跡・雨降野遺跡・尼子南遺跡・法養寺遺跡などで集落の形成が開始され、^⑩犬上川左岸扇状地の開発が分散的に開始されたと捉えることができる。

その後、8世紀初頭に至って下之郷遺跡においては集落内に掘立柱建物が出現し、竪穴住居と掘立柱建物によって集落が構成されるようになる。南北棟の掘立柱建物を中心に置き、周囲に竪穴住居を付随させて配置する状況は、前年度の調査においても確認されている集落景観である。集落内において、掘立柱建物とそれに付随する竪穴住居数棟を集落の一つの単位として形成した、等質的な幾つかの単位集団が存在する状況をここから観取ることができる。

集落は、次に掘立柱建物のみによって構成されるものに変遷する。先行する段階の竪穴住居から出土している遺物の年代観以降という観点から8世紀中葉という時期が、掘立柱建物集落の形成時期として与えられている。今回の調査において、掘立柱建物と主軸方位を同じくする溝SD17から出土している遺物の年代観から、若干従来よりも早い8世紀前葉という年代が与えられる可能性が明らかとなった。

この段階以降、下之郷遺跡はN5°Wの方位をとる水田地割に規制された集落が8世紀後半には出現し、12世紀後半には、N27°Eの方位をとる方格地割に規制された集落に変遷していくことが明らかにされている。今回の調査においては、この段階の集落景観に関して知見を新たにするような遺構は確認されていない。

以上、今回の調査によって得られた成果を下之郷遺跡の変遷の中に位置付けて述べた。最後に、第24トレンチにおいて確認された竪穴住居SH77をめぐっての幾つかの点について問題点を整理したい。

竪穴住居SH77は、布留式の新しい段階の上ノ井手遺跡井戸SE030上層出土の遺物よりもやや新しい様相を呈する時期の遺物を出土しており、建物の南西隅に造り付けのカマドを有するという特徴を持つ。前段階のSH76においてはカマドが確認されておらず、下之郷遺跡における造り付けカマドの初現として位置づけることができる。

SH77において出土している遺物は、甕、高杯、小型丸底壺であり、布留式直後の様相を呈するものであった。甕は9点が出土しており、うち4点は口縁端部を単純に納めるもので、5点は内湾気味に開く口縁部にヨコナデにより横方向に摘みだして上方に面を作る口縁端部をもつものである。口縁端部内面が内傾して肥厚する口縁部を持つものは含まれていない。いずれも、頸部のナデ付けが強く口縁部は中程から厚みを持ち端部にいたる。体部の形状のわかるものは3点ある。158は、球形の体部を持ち、丸底の底部内面には押捺痕が認められる。一方、161・163は、やや長胴化した体部を持ち、内面には横方向のケズリを施す。小型丸底壺は、粗い胎土を持ち粗製のものである。須恵器は全く出土していないが、古式土師器の土器相からは陶邑TK208以降の須恵器を伴出する段階のものであると考えられることから、5世紀後半から6世紀前葉にかけての年代をSH77出土の土器群に与えることができよう。このようなことから、下之郷遺跡において5世紀後半から6世紀前葉にかけての時期に、竪穴住居内において造り付けのカマドが出現すると捉えることができる。

滋賀県下において、この段階の造り付けカマドを持つ竪穴住居の類例は多くはない。管見の及ぶ範囲においては、安曇川町南市東遺跡^⑪、秦荘町軽野正境遺跡^⑫、大津市真野神田遺跡^⑬、野畑遺跡^⑭、守山市吉身南遺跡において5世紀代から6世紀前葉にかけての時期の造り付けカマドを持つ竪穴住居が確認されている。これらの竪穴住居からはいずれも須恵器を出土しており、下之郷遺跡の竪穴住居SH77とは様相が異なっている。南市東遺跡では陶邑TK73

に、軽野正境遺跡では陶邑TK 216に、真野神田遺跡では陶邑TK 47に、吉身南遺跡では陶邑TK 47に、それぞれ比定できる須恵器が出土しており、田中勝弘氏は、近江では須恵器の招来とともにカマドが採用され、6世紀に入れば、ほぼカマドは定着する傾向にあるとしている^⑮。また、氏は、出土している土師器について、甕類は体部内面をヘラケズリするものが多く体部は長胴化しておらず、高杯の種類も豊富であり、鍋や鉢などの新たな器種がまだ出土していないなど、布留式段階の器種構成や整形手法の影響を多分に残していることを指摘し、カマドの採用により変化するとされる煮沸容器の器種や器形の変化は初期の段階では余り見られないとしている。このような土師器に見られる特徴は、下之郷遺跡の竪穴住居SH 7 7出土の土器群と様相を同じくするところである。一方、今回検出した造り付けカマドの構造は、比較的長い袖部を持っているという点においては、軽野正境遺跡、真野神田遺跡のものと共通するところであるが、下之郷遺跡のものは建物の壁面隅部に造り付けられているのに対して、軽野正境遺跡や真野神田遺跡のものは建物の壁面中央付近に造り付けられている点で異なっている。これらの相異点についての分析は、今後の資料の増加をもって行いたい。

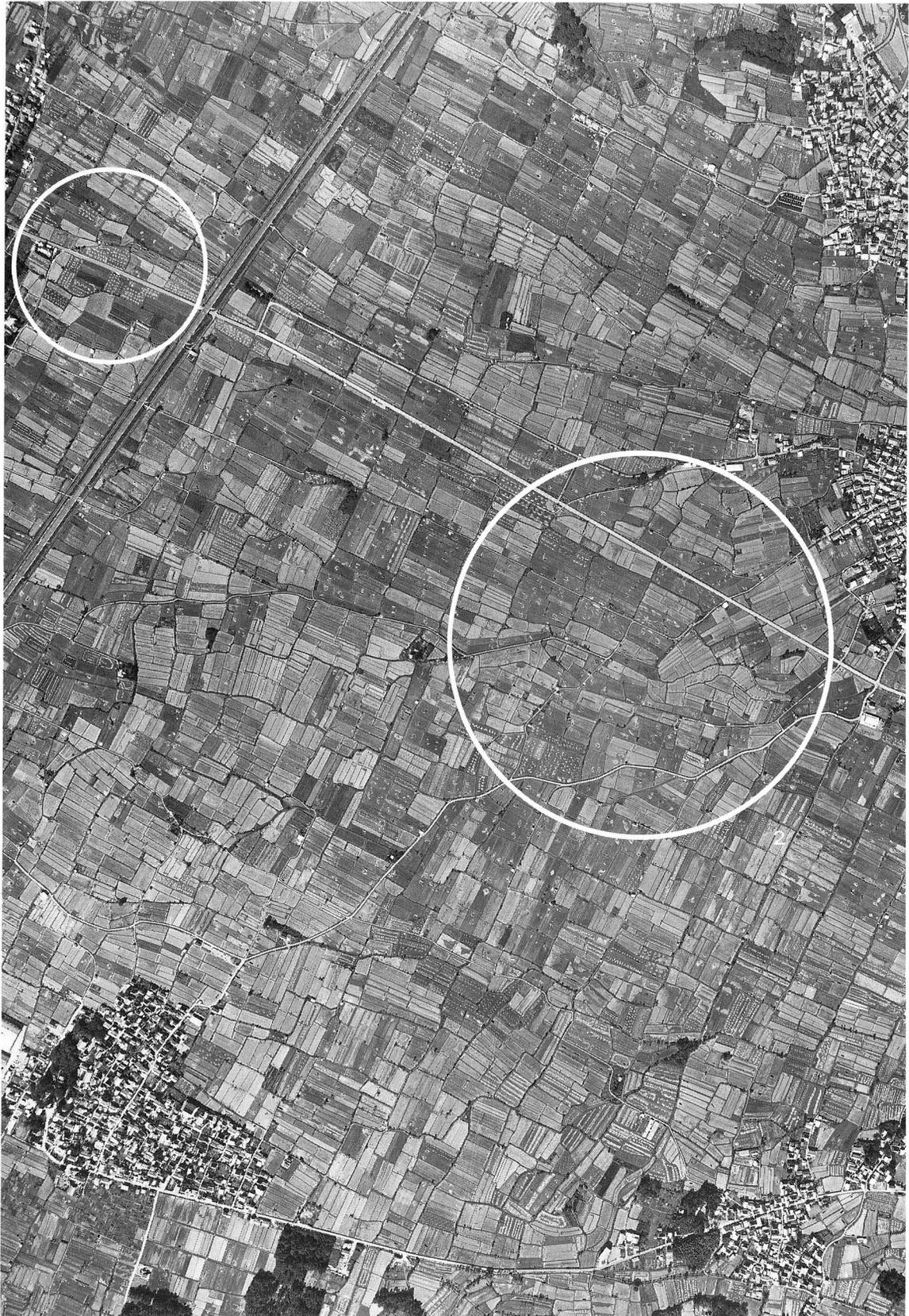
今日、造り付けカマドの出現に関しては、カマド出現期の竪穴住居に初期須恵器が出土することが多いことから、須恵器生産の開始と拡大に関わりを持たせて論ぜられることが多い^⑯。今回確認した竪穴住居SH 7 7は須恵器を出土していないが、土師器に見られる土器相からは、既に滋賀県下において須恵器生産が開始されている時期のものと考えられ、近接する軽野正境遺跡においては須恵器の伴出が認められている。地方においては、カマドの初現期については須恵器生産の開始やその技術の享受が密接に関連している必要があるが、カマドの普及・伝播期においては初現期に認められた諸条件は必ずしも満たされている必要はなかろう。カマドを伴う炊飯方法が集落間を、そして集落内に普及・伝播していくのであって、須恵器の集落への普及とは動向を同じくしないことも考えられる。下之郷遺跡で確認した竪穴住居SH 7 7における1棟の事実をもって、造り付けカマドの出現と普及の問題にまで論究するのはやや尚早ではあるが、一つの考え方として須恵器を伴わない出現期の造り付けカマドを持つ竪穴住居についての捉え方を述べた。

以上、本報告書のまとめとして、今回の下之郷遺跡の発掘調査によってえられた結果について、これまでの調査成果とも関連させながら下之郷遺跡の変遷として位置づけ、また、新たに得られた知見についての他遺跡との比較検討を行った。犬上川左岸扇状地上に突如として形成される7・8世紀代の大規模農村集落として位置づけられてきた下之郷遺跡^⑰は、今回の調査により、その初限が古墳時代中期にまで遡ることが確認されたことにより、大規模農村集落成立の基盤が古墳時代中期から培われてきたものであることが明らかとなった。更に、湖東北部地方において早い段階に竪穴住居内に造り付けカマドが導入されていたことは、この地域における集落の変遷を考える上で注目に値するものであるといえよう。今後、本報告書が各方面において検討、活用されることを期待したい。

〈註〉

1. 葛野泰樹「犬上郡豊郷町雨降野遺跡」(『ほ場整備関係遺跡発掘調査報告書ⅩⅡ-1』 滋賀県教育委員会・滋賀県文化財保護協会 1985年)
2. 葛野泰樹「滋賀県長畑遺跡」(『日本考古学年報36』 日本考古学協会 1986年)
3. 葛野泰樹「尼子南遺跡発掘調査概要Ⅰ」(滋賀県教育委員会・滋賀県文化財保護協会 1985年)
4. (1) 葛野泰樹「犬上郡甲良町法養寺遺跡」(『ほ場整備関係遺跡発掘調査報告書Ⅹ-1』 滋賀県教育委員会・滋賀県文化財保護協会 1983年)
(2) 田中勝弘「犬上郡甲良町法養寺遺跡」(『ほ場整備関係遺跡発掘調査報告書ⅩⅡ-1』 滋賀県教育委員会・滋賀県文化財保護協会 1985年)
(3) 葛野泰樹『法養寺遺跡発掘調査報告書』(滋賀県教育委員会・滋賀県文化財保護協会 1984年)
5. (1) 宮崎幹也「犬上郡甲良町下之郷遺跡」(『ほ場整備関係遺跡発掘調査報告書ⅩⅢ-2』 滋賀県教育委員会・滋賀県文化財保護協会 1986年)
(2) 宮崎幹也「犬上郡甲良町下之郷遺跡」(『ほ場整備関係遺跡発掘調査報告書ⅩⅥ-2』 滋賀県教育委員会・滋賀県文化財保護協会 1987年)
6. 宮崎幹也「犬上川左岸扇状地における律令期集落の発生と展開」(『滋賀県埋蔵文化財センター紀要2』 滋賀県埋蔵文化財センター 1988年)
7. 安達厚三・木下正史「飛鳥地域出土の古式土師器」(『考古学雑誌』第60号第2巻 1974年)
8. 時期区分は、『飛鳥・藤原宮発掘調査報告Ⅱ』(奈良国立文化財研究所 1978年)に示された7世紀の土器編年による。
9. 註5-②文献における宮崎幹也氏の犬上郡左岸扇状地遺跡掘立柱建物一覧表における分類による。
10. 註6に同じ。
11. 中江彰『南市東遺跡発掘調査概報』(安曇川町教育委員会 1979年)
12. 石橋正嗣・石原道洋他『軽野正境遺跡発掘調査報告書』(秦荘町教育委員会 1979年)
13. 松浦俊和『真野・神田遺跡』(大津市教育委員会 1976年)
14. 『吉身南遺跡発掘調査報告書』(守山市教育委員会 1980年)
15. 田中勝弘「いわゆる近江型土師器に関する一・二の問題」(『史想』第20号 京都教育大学考古学研究会 1984年)
16. 林博通「カマド出現に関する二・三の問題」(『水と土の考古学』 小江先生還暦記念論集刊行会 1973年)
17. 註6に同じ。

図 版



四十九院遺跡(左上)・下之郷遺跡航空写真



調査前状況（西より）



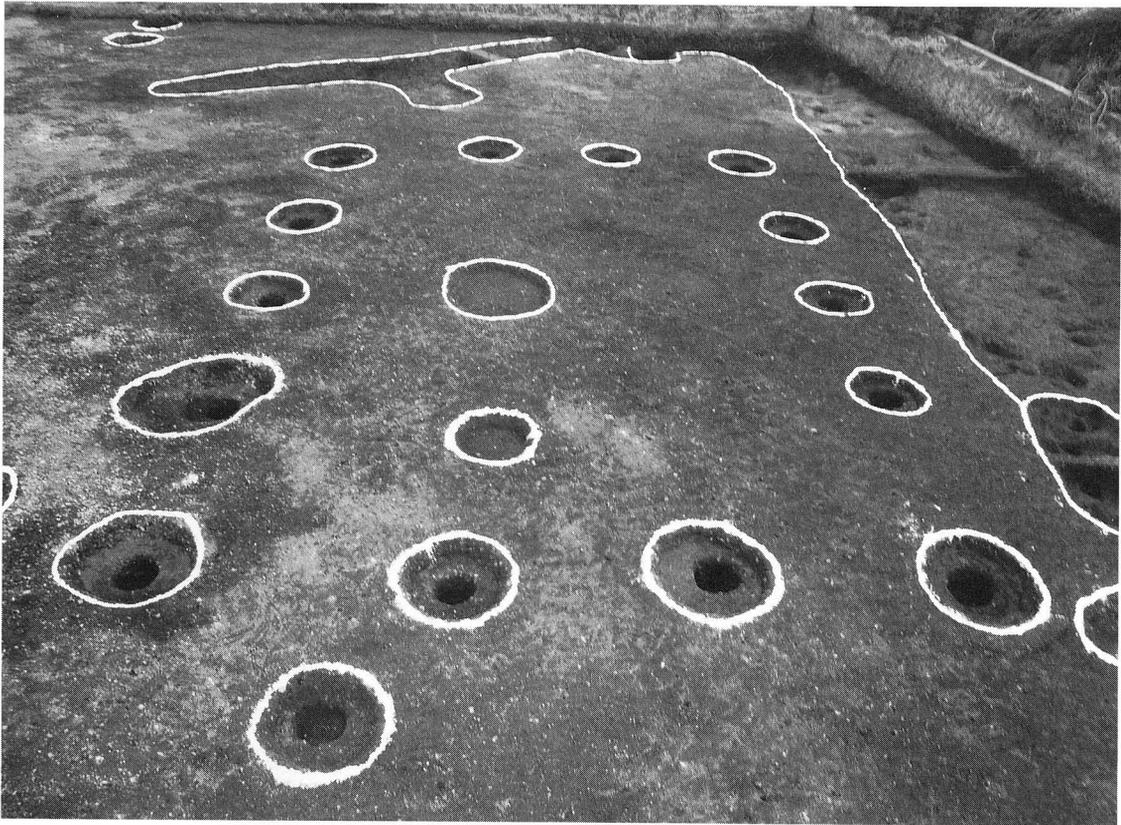
作業状況（第7トレンチ）



第7トレンチ 全景 (西より)



第7トレンチ 全景 (東より)



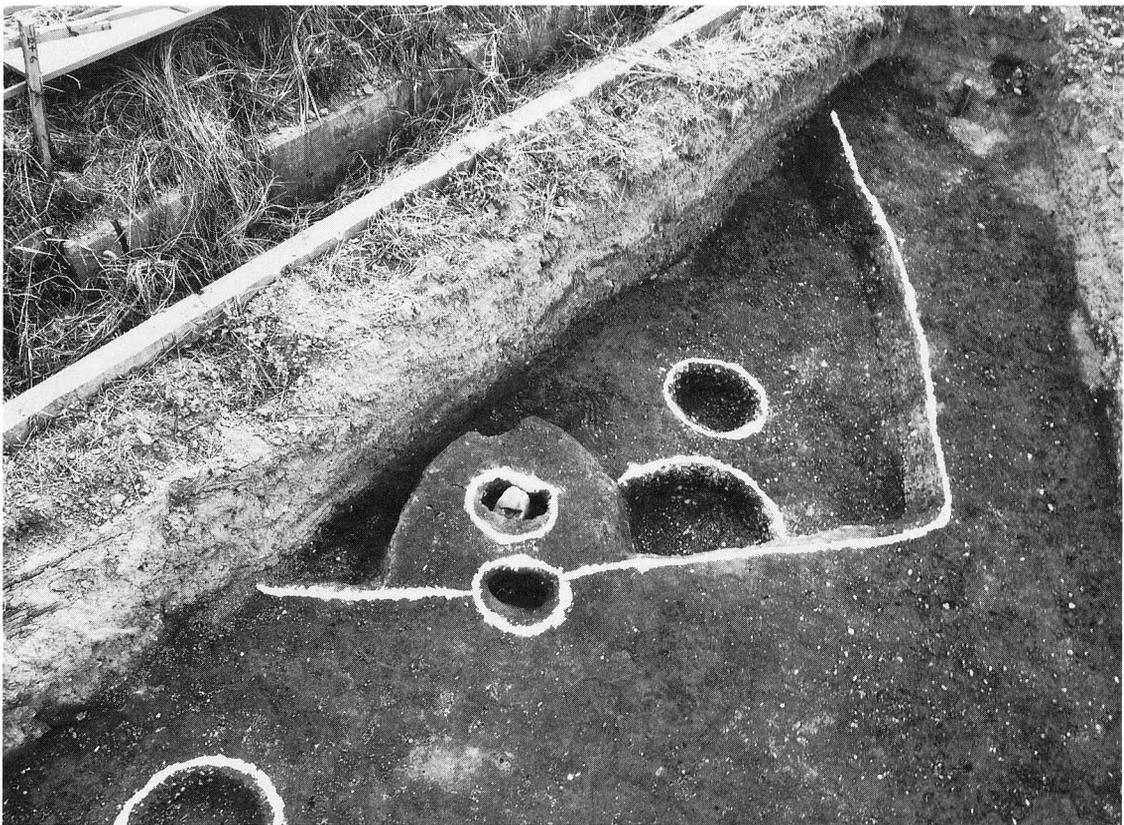
第7トレンチ 掘立柱建物SB12 (西より)



第7トレンチ 掘立柱建物SB12 (東より)



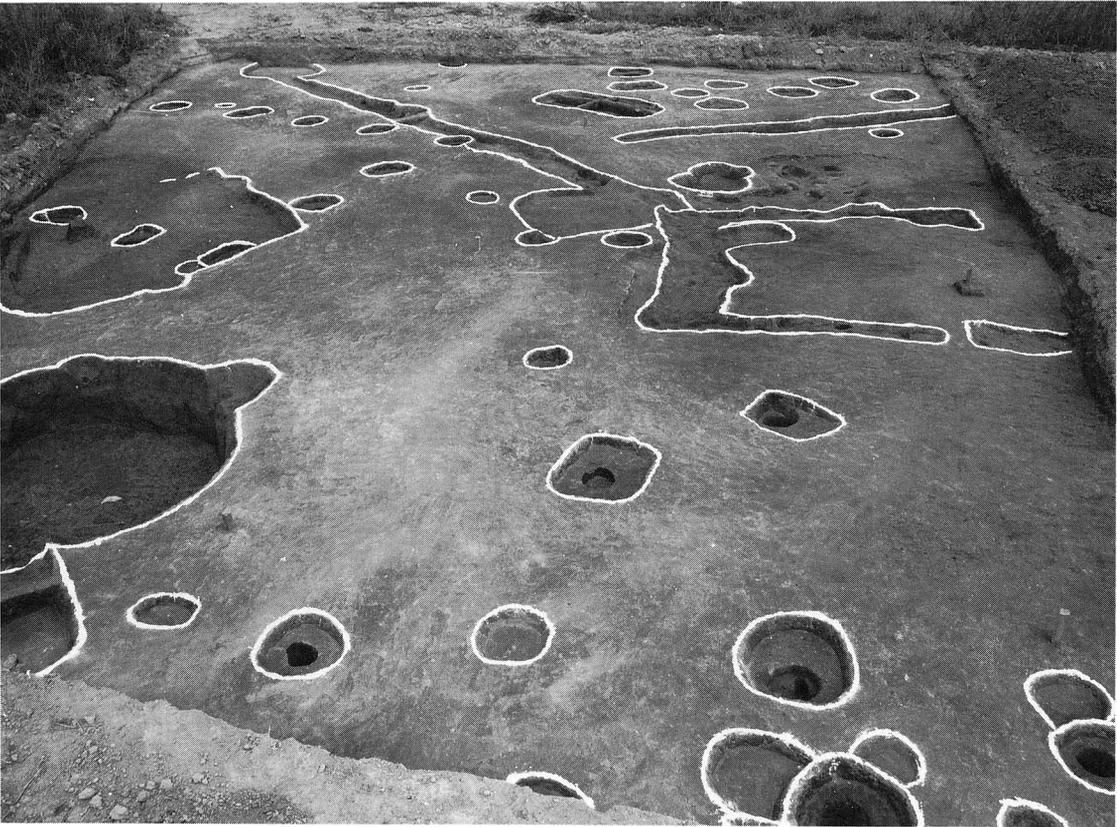
第7トレンチ 掘立柱建物SB13 (北より)



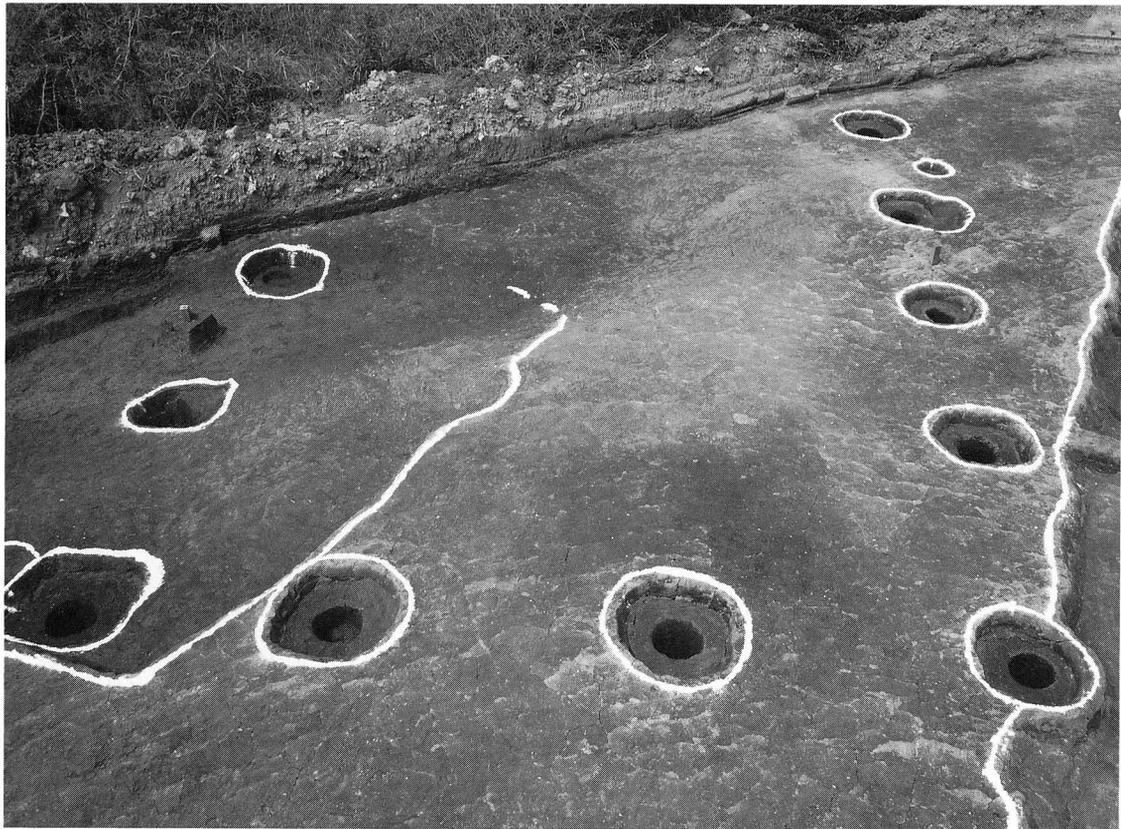
第7トレンチ 竪穴住居SH08 (東より)



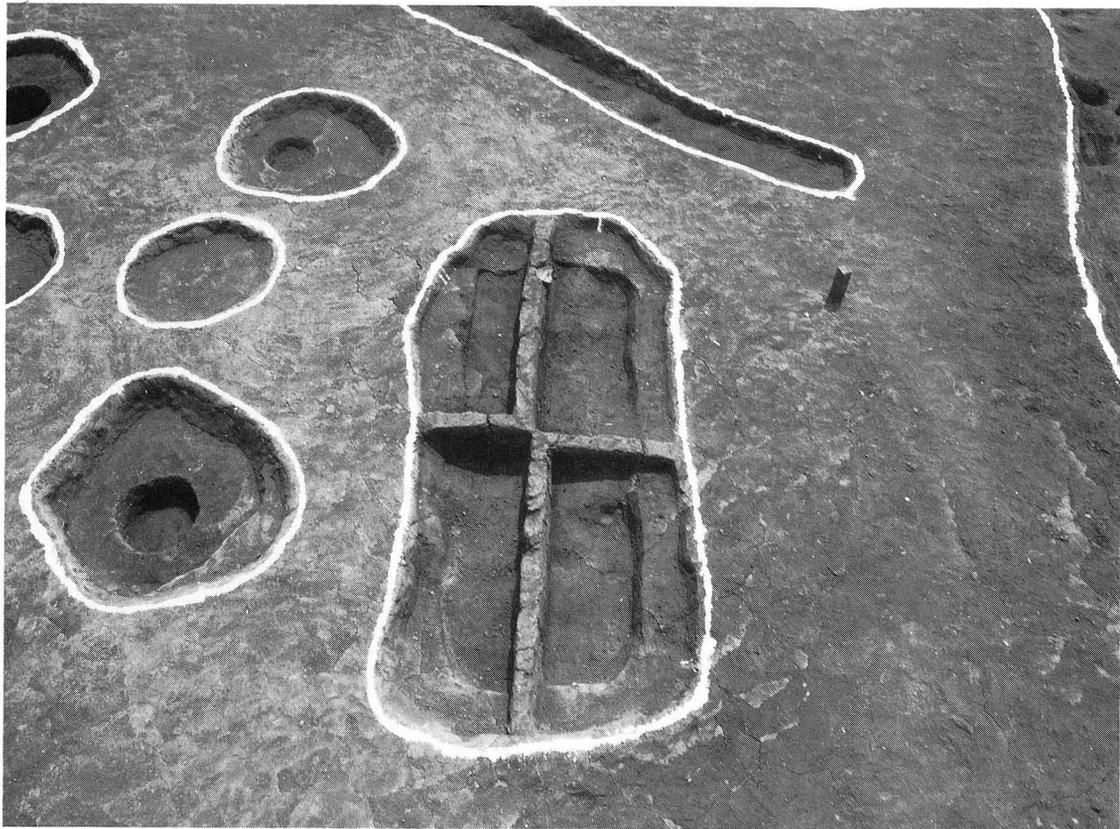
第8トレンチ 全景 (北より)



第8トレンチ 全景 (南より)



第8トレンチ 掘立柱建物SB14 (東より)



第8トレンチ 土坑SK06 (西より)



第9トレンチ 全景 (東より)



第9トレンチ 西半部 (北より)



第10トレンチ 全景 (東より)



第11トレンチ 全景 (東より)



第12トレンチ 全景 (西より)



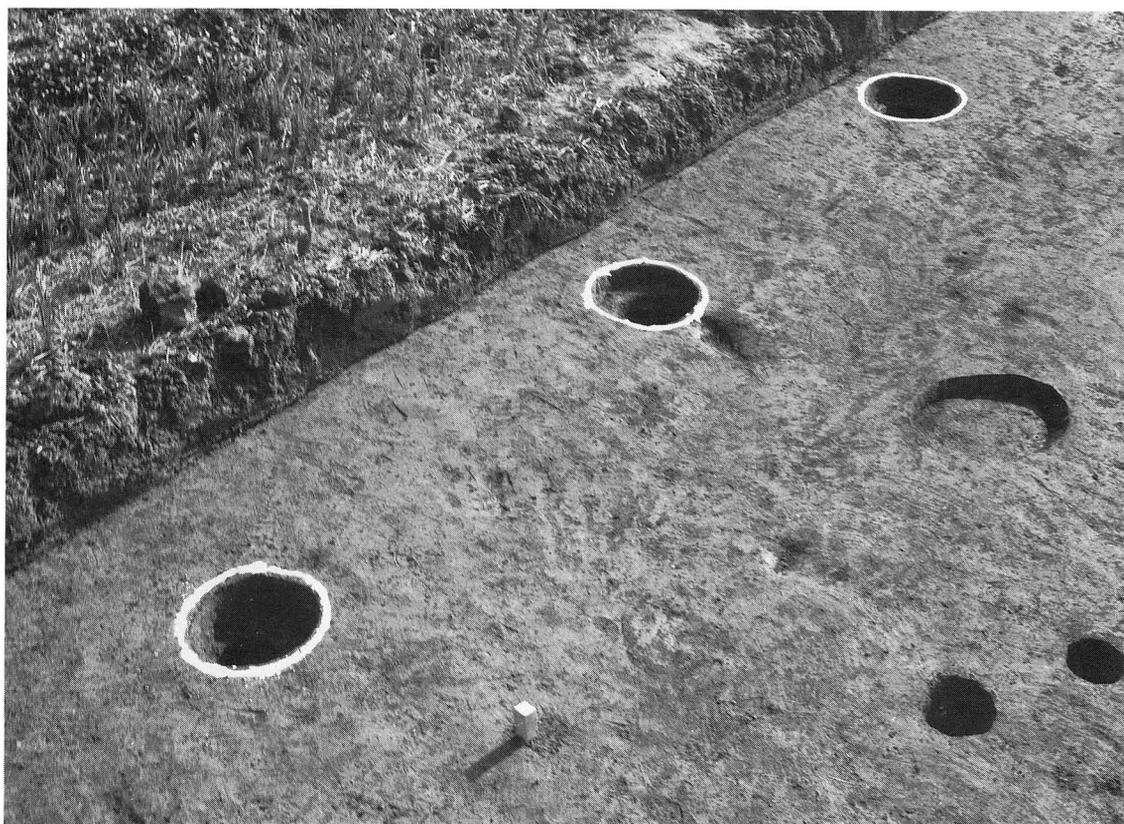
第12トレンチ 畦畔状遺構 (南より)



第13トレンチ 南半部SK08周辺(南より)



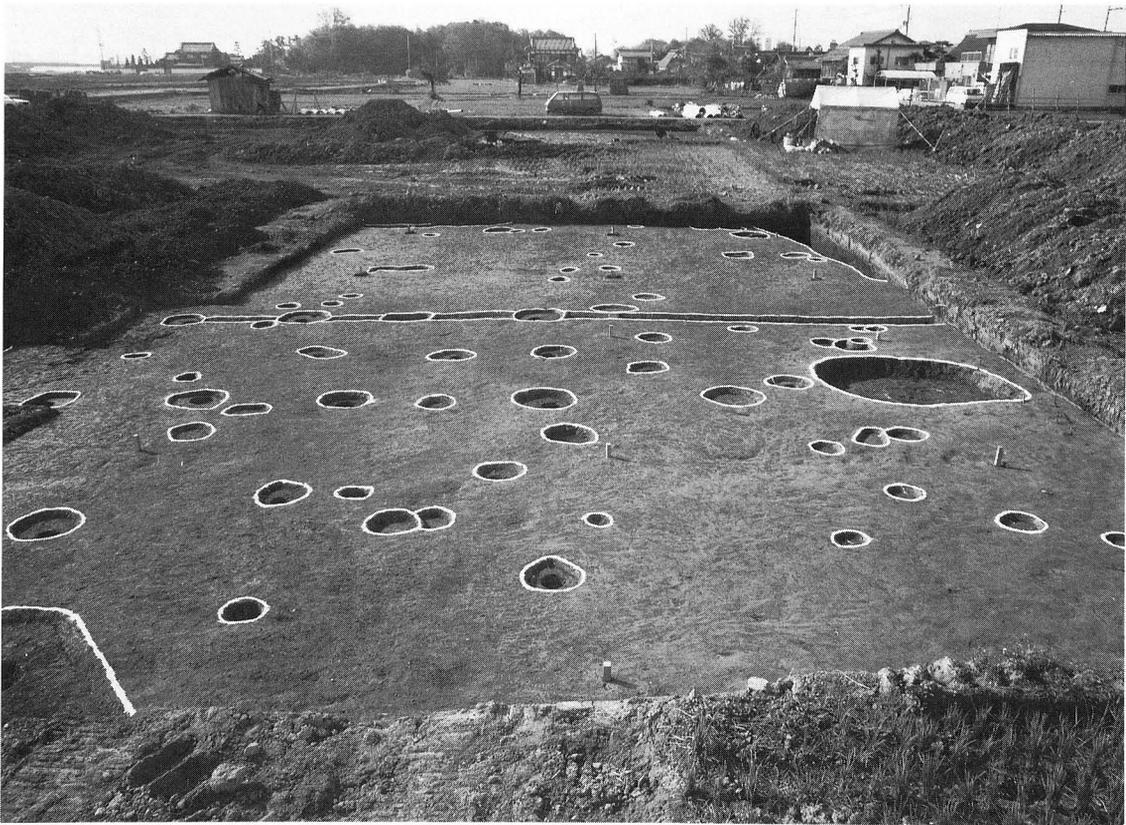
第13トレンチ 北半部(南より)



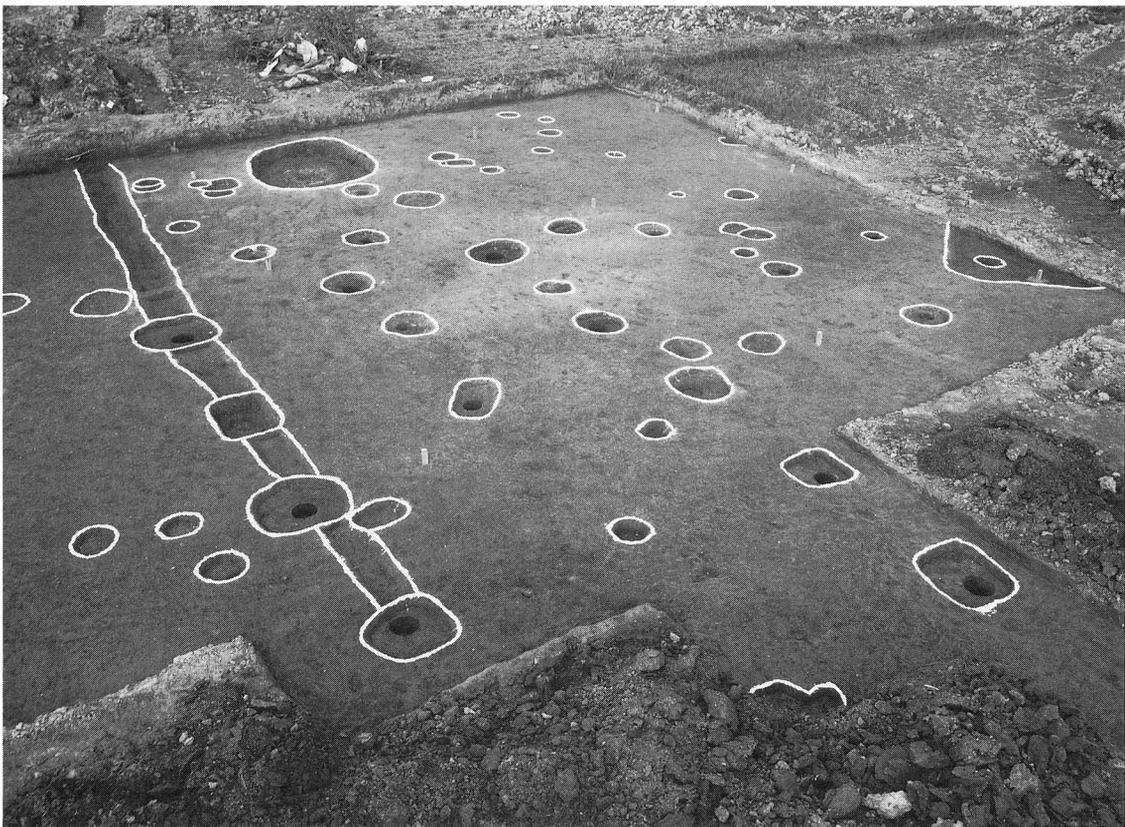
第13トレンチ 掘立柱建物SB17 (北より)



第13トレンチ 溝SD02 (東より)



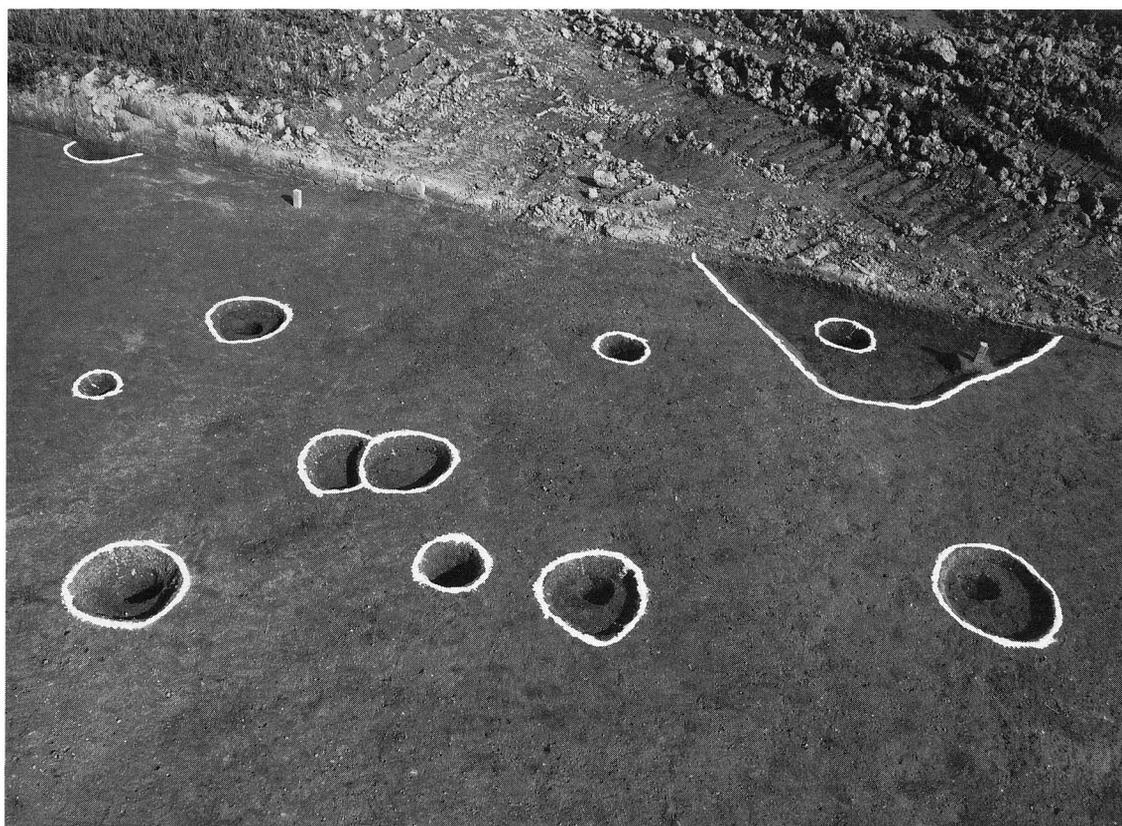
第14トレンチ 全景 (北より)



第14トレンチ 北半部 (東より)



第14トレンチ 掘立柱建物S B 2 0 (西より)



第14トレンチ 掘立柱建物S B 2 1 (南より)



第15トレンチ 全景 (南より)



第15トレンチ 全景 (北より)



第15トレンチ 掘立柱建物S B 2 2 (南より)



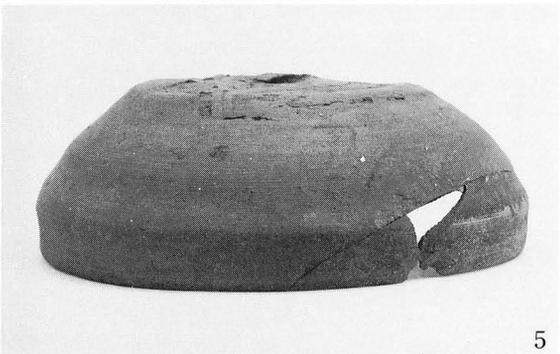
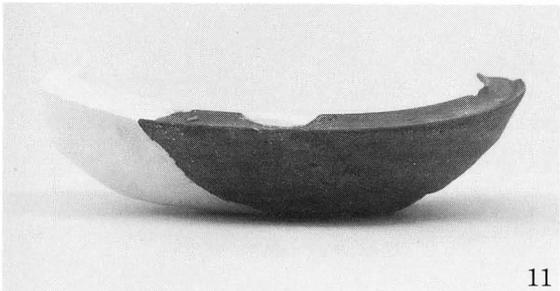
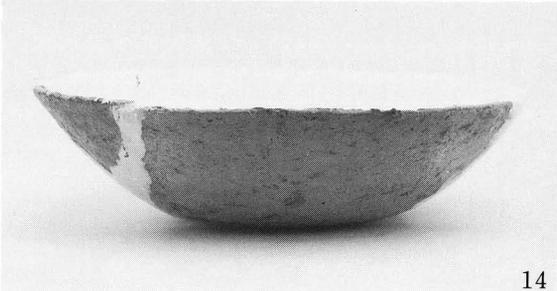
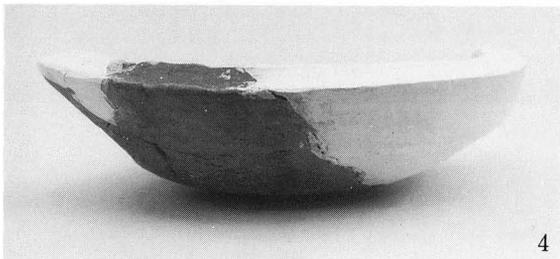
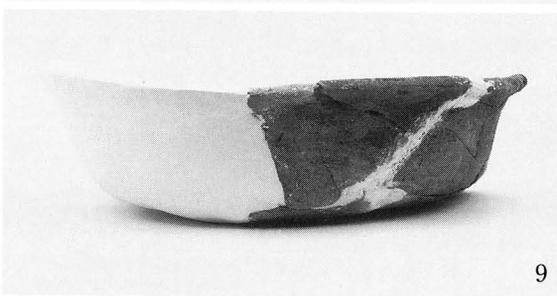
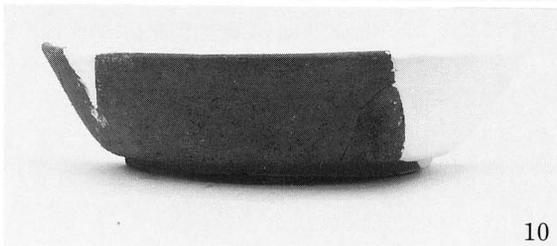
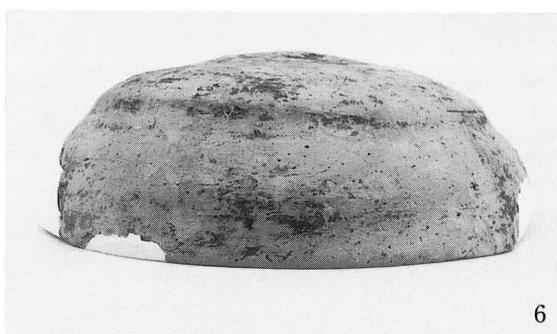
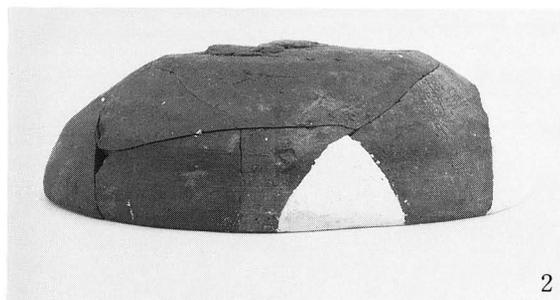
第15トレンチ 掘立柱建物S B 2 2 (北より)



第7トレンチ 溝SD03 (北より)



第7トレンチ 溝SD03埋土堆積状況





調査前状況（東より）



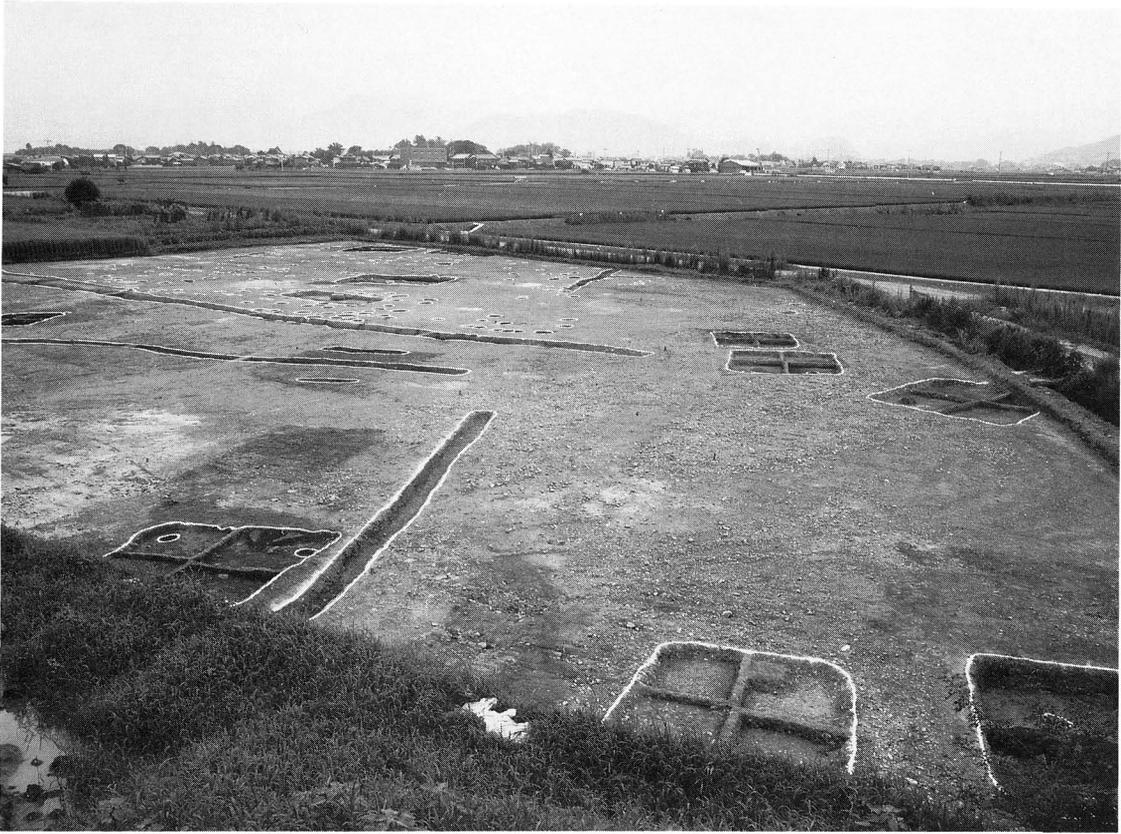
表土除去状況（第21トレンチ）



作業状況(1) (第21トレンチ)



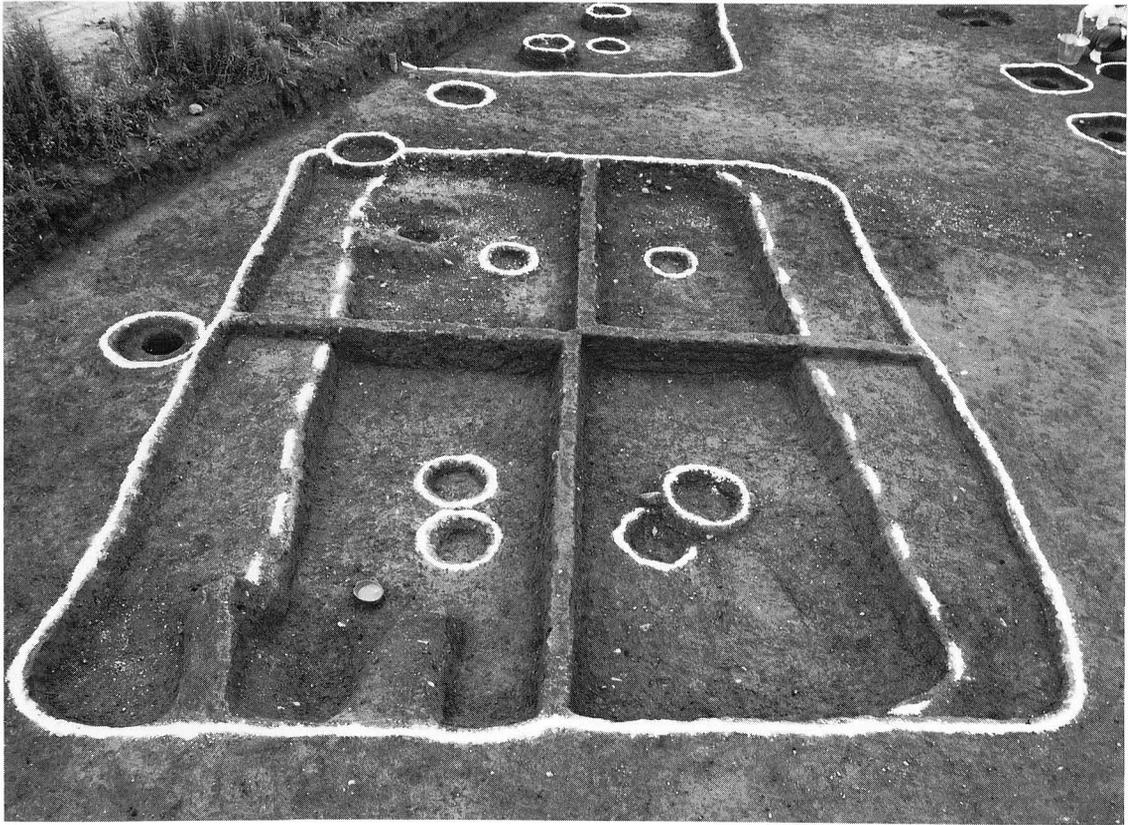
作業状況(2) (第21トレンチ)



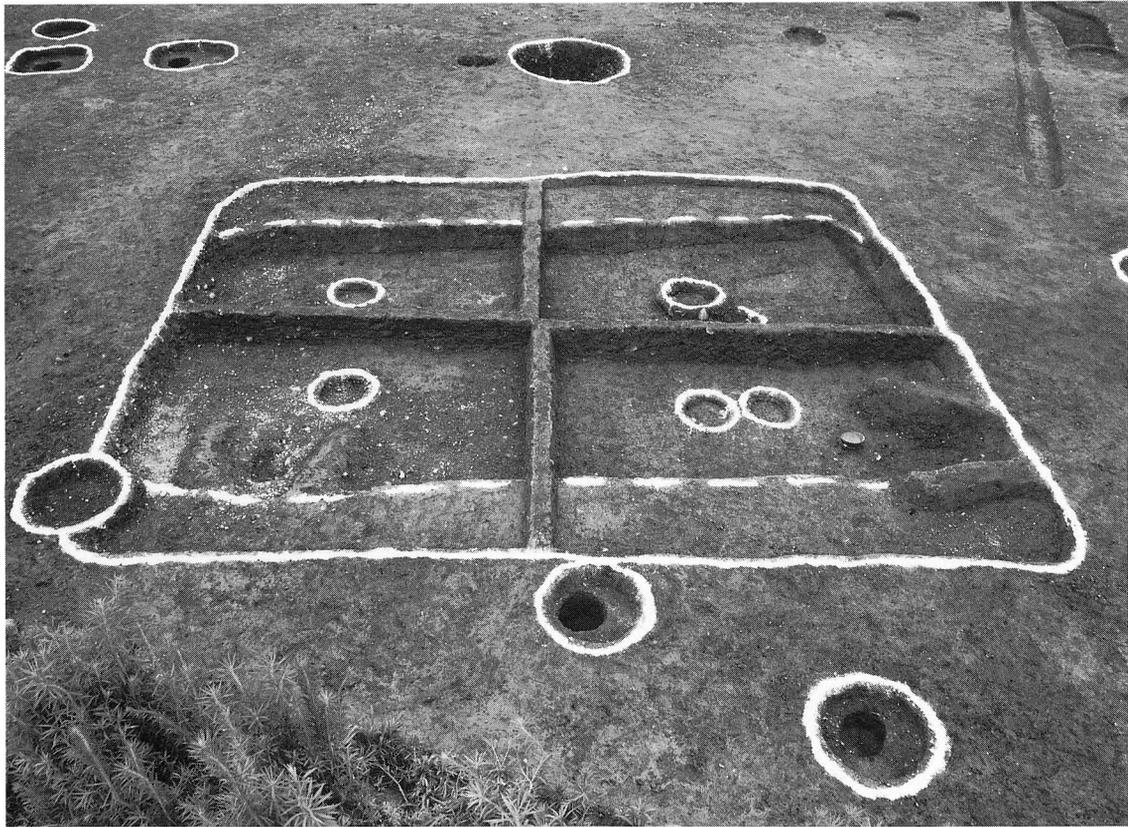
第21トレンチ 全景 (西より)



第21トレンチ 全景 (北東より)



第21トレンチ 竪穴住居SH60 (北より)



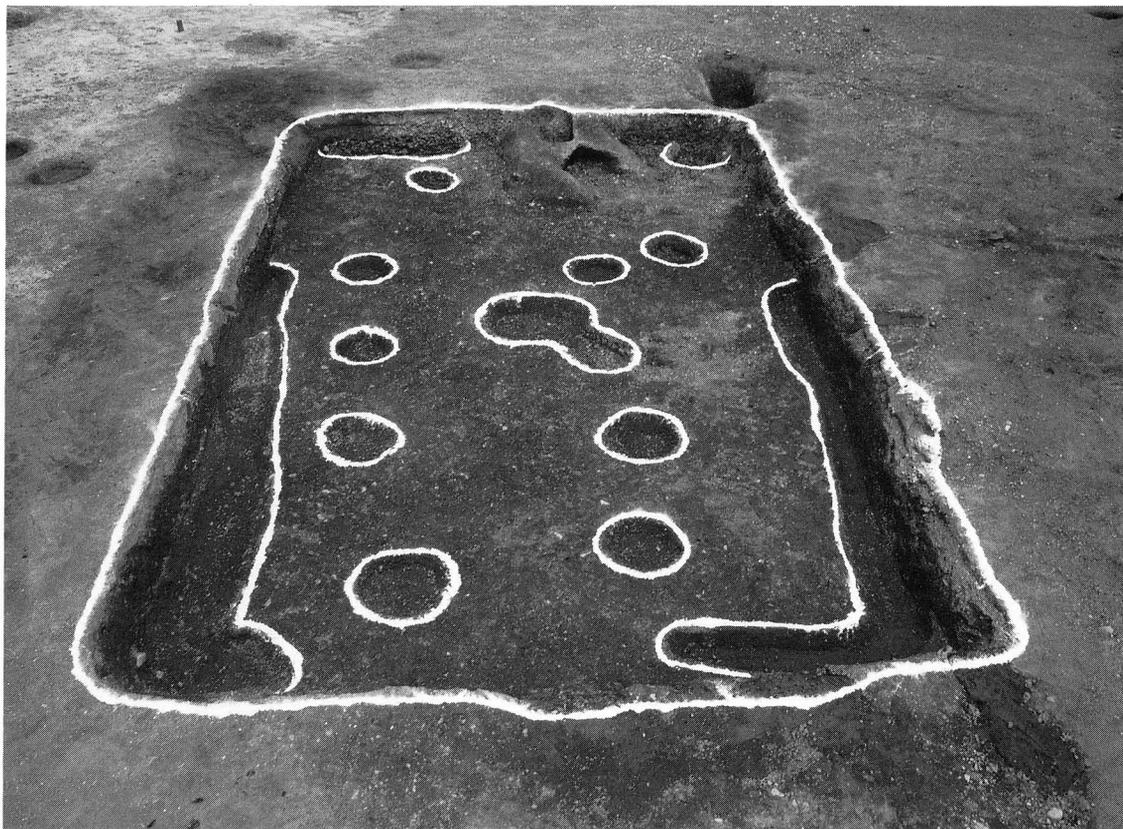
第21トレンチ 竪穴住居SH60 (東より)



第21トレンチ 竪穴住居SH60北側カマド



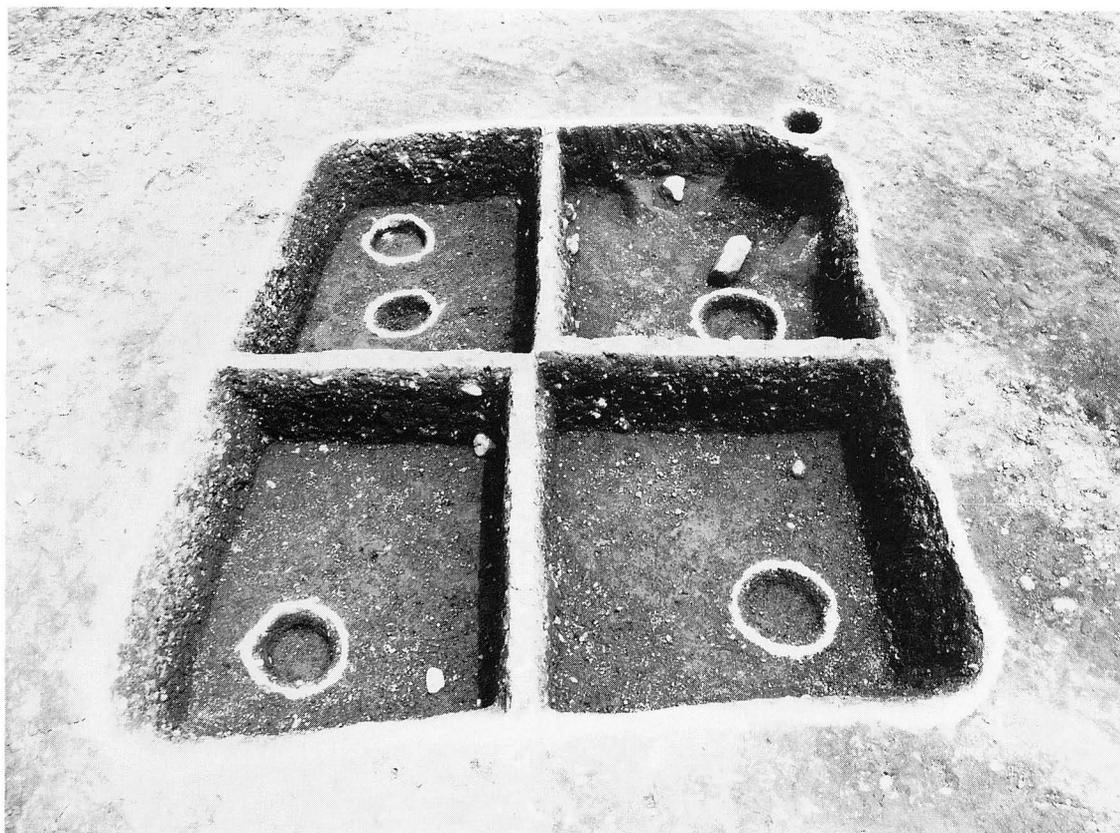
第21トレンチ 竪穴住居SH60南側カマド



第21トレンチ 竪穴住居SH62 (南より)



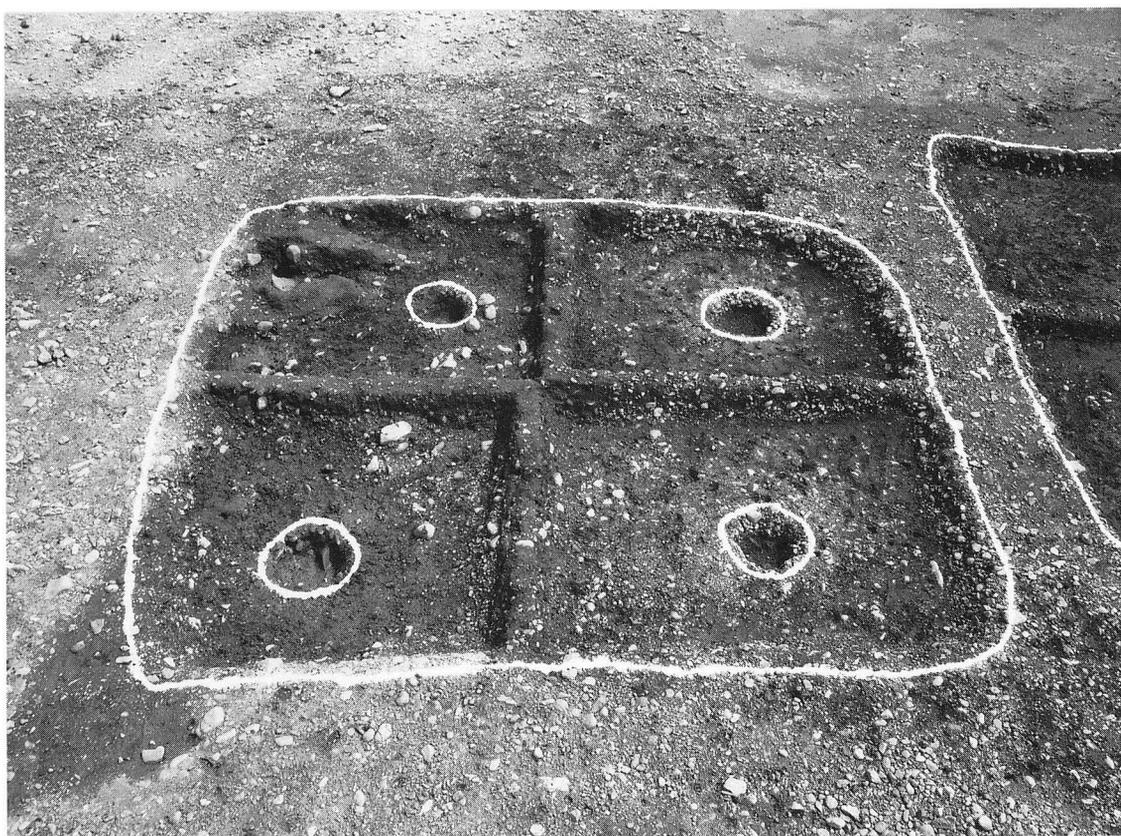
第21トレンチ 竪穴住居SH62カマド



第21トレンチ 竪穴住居SH65 (西より)



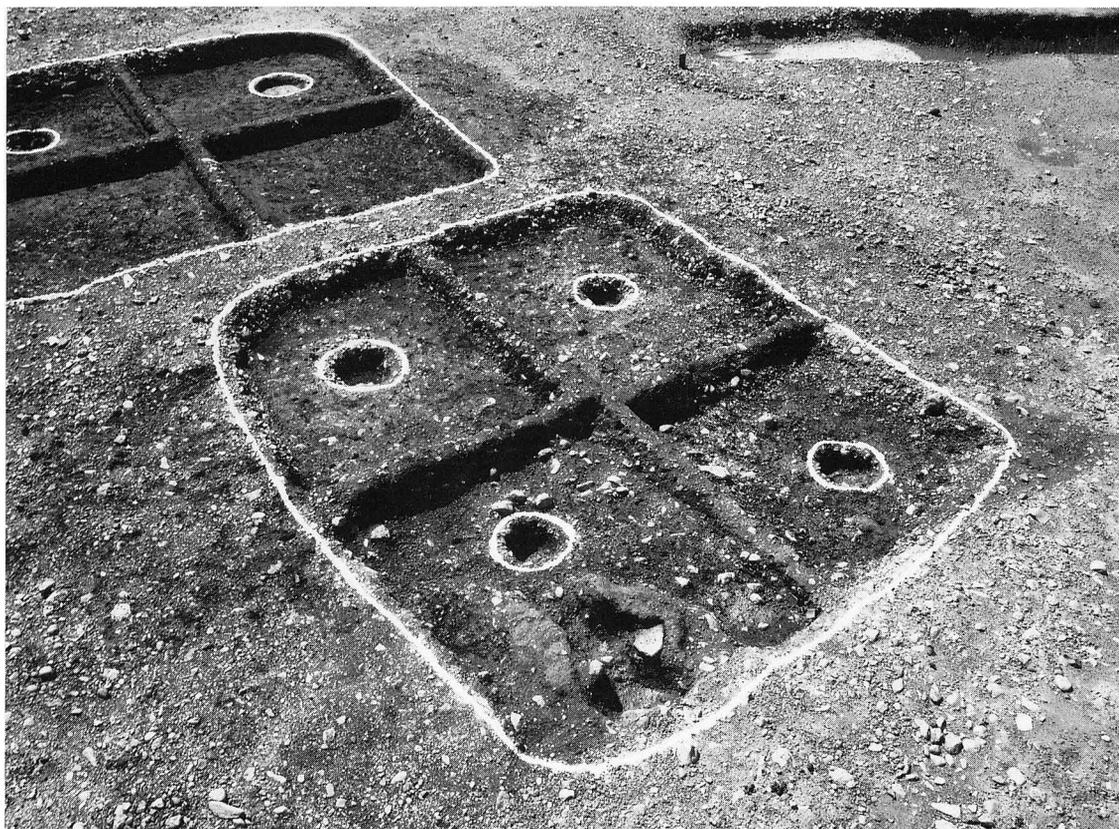
第21トレンチ 竪穴住居SH65カマド



第21トレンチ 竪穴住居SH66(北より)



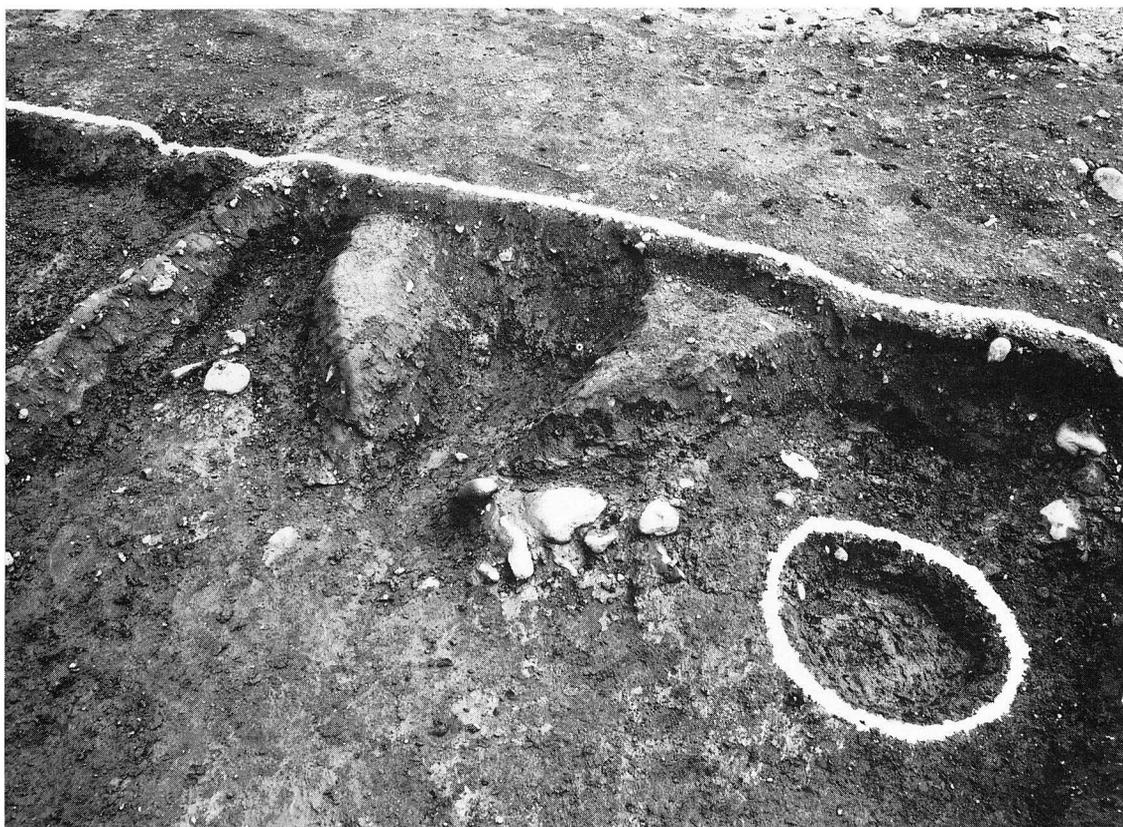
第21トレンチ 竪穴住居SH66カマド



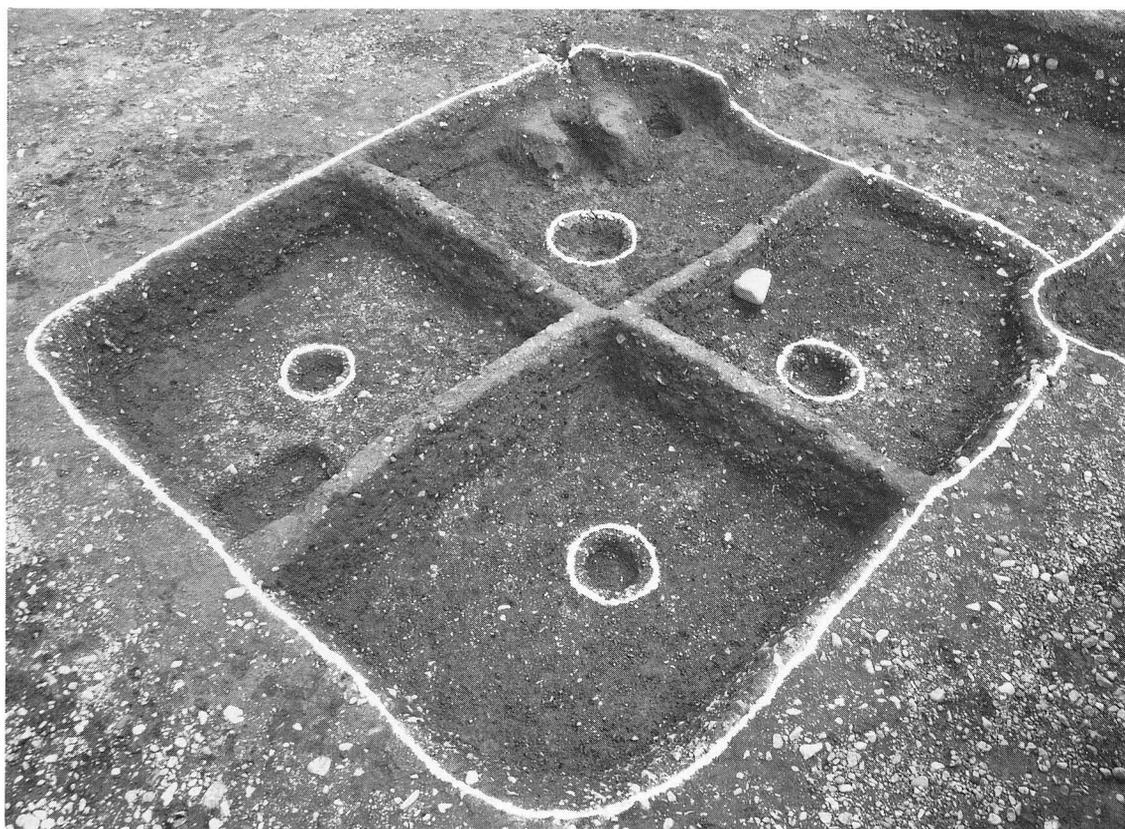
第21トレンチ 竪穴住居SH66・67（西より）



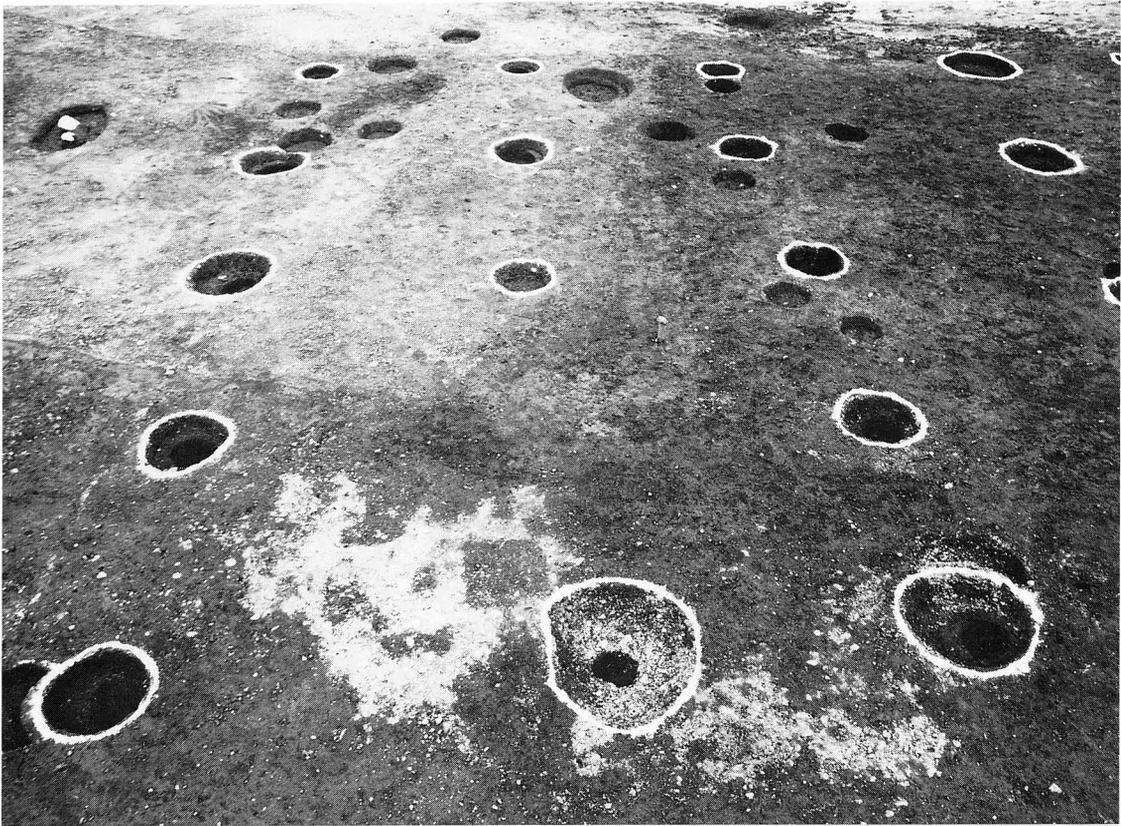
第21トレンチ 竪穴住居SH67（北より）



第21トレンチ 竪穴住居SH68カマド



第21トレンチ 竪穴住居SH70(西より)



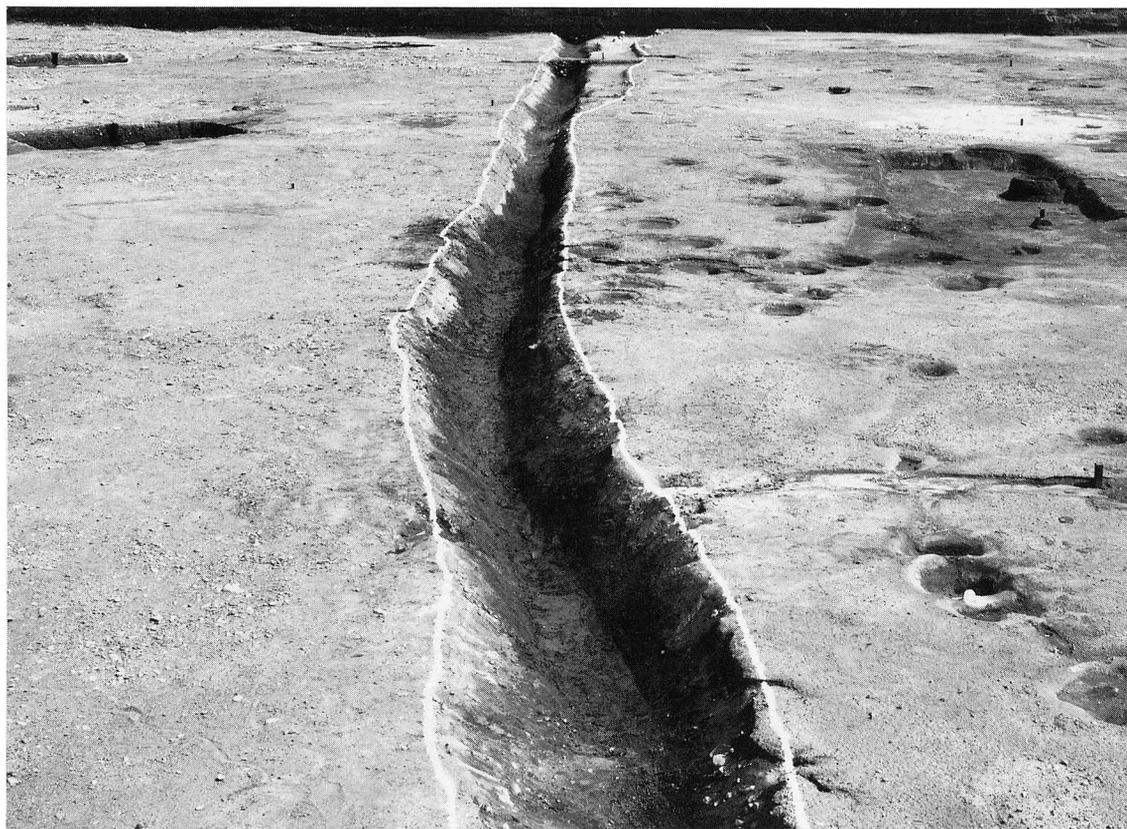
第21トレンチ 掘立柱建物S B 2 9 (北より)



第21トレンチ 掘立柱建物S B 2 9 (南より)



第21トレンチ 溝SD17 (北より)



第21トレンチ 溝SD17 (南より)



第22トレンチ 全景（東より）



第22トレンチ 全景（西より）



第22トレンチ 竪穴住居SH74 (東より)



第22トレンチ 竪穴住居SH74 (西より)



第22トレンチ 竪穴住居SH74遺物出土状況(1)



第22トレンチ 竪穴住居SH74遺物出土状況(2)



第23トレンチ 全景 (東より)



第23トレンチ 全景 (西より)



作業状況(3) (第23トレンチ)



第23トレンチ 竪穴住居SH76 (東より)



第23トレンチ 竪穴住居 S H 7 6 遺物出土状況(1)



第23トレンチ 竪穴住居 S H 7 6 遺物出土状況(2)



第23トレンチ 溝SD19 (南より)



第23トレンチ 溝SD19 (西より)



第24トレンチ 全景 (東より)



第24トレンチ 全景 (西より)



第24トレンチ 竪穴住居SH77 (東より)



第24トレンチ 竪穴住居SH77 (西より)



第24トレンチ 竪穴住居SH77カマド



第24トレンチ 竪穴住居SH77 遺物出土状況

昭和63年 3月

ほ場整備関係遺跡発掘調査報告書 XV-2

編集・発行 滋賀県教育委員会文化財保護課

大津市京町四丁目1-1

電話 0775-24-1121 内線 2536

(財) 滋賀県文化財保護協会

大津市瀬田南大萱町1732-2

電話 0775-48-9781

印刷・製本 株式会社  同 朋 舎